

第四次長野市総合計画  
後期基本計画  
中間答申  
(案)

平成 23 年 7 月  
長野市総合計画審議会

# 第四次長野市総合計画 後期基本計画 中間答申（案） 目次

## はじめに

1	後期基本計画策定の趣旨	2
2	後期基本計画策定の背景	2
3	計画の構成と期間	3
4	主な特徴	3
5	後期基本計画の体系	6

## 第1編 効果的なまちづくりに向けて

1	後期基本計画の目標と重点施策	10
2	本市を取り巻く諸情勢と課題	10
3	後期基本計画の目標	11
4	重点施策の選定	11
5	重点施策	12

## 第2編 行政経営

0	行政経営の方針	16
---	---------	----

## 第3編 施策の展開

1	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】	34
2	豊かな自然環境と調和した潤いあるまち【環境分野】	60
3	より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】	75
4	心豊かな人と多彩な文化が輝くまち【教育・文化分野】	84
5	いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち【産業・経済分野】	101
6	多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】	121

## 第4編 財政推計

1	財政推計	136
---	------	-----

(以下は、冊子にした際の構成)

## 基本構想

序論

目標編

まちづくりの基本方針編

## 資料編

定住人口・世帯数・就業人口の推移

指標一覧

バランスシート（平成 22 年度）

策定経過

用語解説（五十音順）



# はじめに

**1** 後期基本計画策定の趣旨

**2** 後期基本計画策定の背景

**3** 計画の構成と期間

**4** 主な特徴

**5** 後期基本計画の体系

# はじめに

## 1 後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成 28（2016）年度を目標年次とする第四次長野市総合計画 基本構想（以下、「基本構想」という。）に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち “ながの”」の実現に向け、平成 19（2007）年度から第四次長野市総合計画 前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）に取り組んできました。

前期基本計画の策定から 4 年を経過する中で、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成 22 年 1 月の旧上水内郡信州新町及び中条村との合併、東日本大震災や長野県北部地震（栄村大震災）による未曾有の大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢は変化しています。

第四次長野市総合計画 後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）は、このような社会情勢の変化を踏まえ、基本構想や政策の実現に向け、次の点に留意し、策定するものです。

- (1) 前期基本計画の現況と課題を検証し、施策の継続性と新たな視点に着目する。
- (2) 協働によるまちづくりの視点に立脚し、地方分権にふさわしい自立性の高い地域社会を構築する。
- (3) 選択と集中を基調とした戦略性を踏まえる。
- (4) 数値目標を取り入れるなど、わかりやすい計画とする。
- (5) 分野別個別計画との整合を図る。

## 2 後期基本計画策定の背景

後期基本計画の策定の前提として、人口や土地利用等の状況を次の予測のもとに進めました。

- ① 人口推計（平成 22 年 10 月実施の国勢調査結果をもとに推計します。）
  - 長野市の定住人口の推移
  - 年齢 3 区分別人口割合の推移
  - 人口ピラミッドの比較
  - 世帯数の推移
  - 就業人口の推移
- ② 土地利用の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在の土地利用の状況を掲載します。（調査中））

### **3 計画の構成と期間**

第四次長野市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。

#### **(1) 基本構想**

基本構想（平成 19 年 3 月 26 日議決）は、まちづくりの目標となる将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本方針（政策）を定め、平成 28（2016）年度を目標としています。

#### **(2) 基本計画**

基本計画は、基本構想を実現するための基本的指針として、施策の体系や内容を定めるものです。

基本構想の目標年次までの前半 5 年間（平成 19（2007）年度から平成 23（2011）年度まで）を前期基本計画、後半 5 年間（平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度まで）を後期基本計画とします。

#### **(3) 実施計画**

実施計画は、基本計画で定めた施策の方向に従い、具体的な取組や事業の内容を定めるものです。

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、3か年の計画とし、重点的・戦略的に取り組む内容を明らかにし、隨時調整・修正します。

### **4 主な特徴**

#### **(1) 後期基本計画の目標を設定**

現在の本市を取り巻く諸情勢と課題を踏まえ、住民主体のまちづくりの機運をさらに高めながら、基本構想に掲げるまちづくりを実現するため、後期基本計画に目標を設定しました。

#### **(2) 指標の設定**

まちづくりの目標を市民と行政が共有し、市民にまちづくりの方向性を分かり

やすく伝えるとともに、市民がまちづくりの進捗状況を把握・評価することで市民の声を反映しつつ、市政の発展を実現するため、後期基本計画において、アンケート指標と基本施策指標を設定することとしました。

基本施策指標は、成果（長野市をどんな状態にするのか、市民にどんな影響をもたらすのか等について、基本施策の到達点を数値で示したもの）を把握できる内容の設定に努めました。

① アンケート指標

基本施策に関する市民の思い（評価）を把握するもの

② 基本施策指標

本市が取り組んだ施策の成果（実績）を検証するもの

### （3）計画の体系化

基本構想の方向性を施策レベルまで分かりやすく体系化した前期基本計画の考え方を継承しながら、後期基本計画において基本構想を実現する視点から、基本施策及び施策の一部を再編整理しました。

総合計画	体系化	内容	数
基本構想	都市像	まちづくりの最終目標を総合的・印象的に表す。	1
	政策の7本柱	都市像を達成するためのまちづくりの大局的な方向性・在り方を示す。7つの分野からなる。	7
	政策	政策の7本柱を構成する個別の政策を示す。（大項目）	27
後期基本計画	目標	基本構想の実現に向けた基本計画のまちづくりの方向性を表す。	1
	基本施策	政策・目標を達成するための取組の方向性を示す。（中項目）	44
		44 基本施策中、12 基本施策を重点施策として選定する。	(12)
	施策	基本施策を構成する個別の施策で、日常業務の最小単位の目的となる。（小項目）	99
実施計画	事業	日常の取組や業務。施策を達成するための手段となる。 (細項目)	



## 5 後期基本計画の体系

### 基 本 構 想

都市像	政策の7本柱	政 策
	0 行政経営の方針 【行政経営分野】	1 役割分担と協働によるまちづくりの推進 2 地域の個性をいかした住民自治の推進 3 地方拠点都市としての先導的役割の充実 4 行政改革の推進と効率的な行財政運営 5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進
善光寺平に結ばれる人と地域がきらめくまち”ながらの”	1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】	1 安心して子育ち・子育てができる環境の整備 2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成 3 自分らしく生きられる社会の形成 4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進 5 人権を尊ぶ明るい社会の形成
	2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】	1 豊かな自然環境の保全と創造 2 資源が循環する環境共生都市の実現 3 良好な生活環境の形成
	3 より安全で安心して暮らせるまち 【防災・安全分野】	1 災害に強いまちづくりの推進 2 より安心して暮らせる安全社会の形成
	4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】	1 次世代を担う人材の育成と環境の整備 2 豊かに学びあう社会の形成 3 ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承 4 躍動する生涯スポーツの振興と競技力の向上 5 地域から広がる国際交流の推進
	5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】	1 賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進 2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化 3 特色ある産業の集積と工業の高付加価値化 4 魅力と賑わいあふれる商業の振興 5 人材の育成と雇用機会の確保
	6 多様な都市活動を支える快適なまち 【都市整備分野】	1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進 2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

## 後期基本計画

**目標**

**市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちで実現する地社會を実現して、なにがう都市内在分権の理念の下にまちづくりを進めることで、**

目標	基本施策	施策
	011 市民とともにつくる市政の実現 021 住民自治の推進 022 中山間地域の振興 031 自立した地方行政の推進 032 都市間連携・交流の推進 041 効率的な行財政運営の推進 051 市民の満足が得られる市役所の実現	01市民参画と協働の推進 02開かれた市政の推進 01都市内分権の推進 02コミュニティ活動の支援 01中山間地域の魅力の向上 01地方分権の推進 02広域行政の推進 01多様な都市間ネットワークの形成 02シティプロモーションの推進 01効率的な行政の推進 02民間活力の活用 03健全な財政運営の実現 01利用しやすい行政サービスの提供 02市民とともに行動する人材の育成と活用 03成果を重視した行政運営
	111 子育ち・子育て環境の整備 121 高齢者福祉サービスの充実 122 高齢者の社会参加の促進 131 障害者(児)福祉の充実 132 地域福祉社会の実現 141 保健衛生の充実 142 地域医療体制の充実 151 人権尊重社会の実現 152 男女共同参画社会の実現	01子育ち・子育て支援の推進 02保育の充実 03社会的援助を必要とする児童・家庭への支援 01地域包括支援体制の整備 02介護予防の充実 03介護サービスの充実 01社会参加活動の支援 02生きがいづくりの推進 01障害者理解・社会参加の促進 02障害福祉サービスの充実 03地域生活支援の充実 04早期療育体制・教育の充実 01地域福祉の推進 02生活の安定と自立 01健康づくり活動の支援 02保健・予防対策の推進 03生活衛生の推進 01医療提供体制の整備 02公的医療保険等の充実 01人権尊重の推進 01男女共同参画の推進
	211 総合的・計画的な環境対策の推進 212 良好的な自然環境の確保 221 省資源・資源循環の促進 231 生活環境の保全 232 上下水道等の整備 233 緑化・親水空間の充実・創造	01市民・事業者・行政の協働による取組の推進 02環境教育と環境学習の推進 01自然環境の保全と生物多様性の確保 01エネルギーの適正利用 02ごみの発生抑制と再使用・再資源化の促進 03ごみ処理体制の充実 04良好な物質循環の確保 01適正な廃棄物の処理の推進 02環境美化の推進 03公害防止対策の充実 01安全でおいしい水の安定的な供給 02公共下水道等の普及促進 01豊かな緑化空間の整備 02潤いある親水空間の整備
	311 防災対策の推進 312 消防・救急・救助体制の充実 321 日常生活の安全性の向上	01防災体制の整備 02治山・治水対策の推進 01消防体制の充実 02救急・救助体制の充実 01交通安全対策の推進 02防犯対策の推進 03消費生活の安全確保
	411 魅力ある教育の推進 412 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上 421 活力ある地域を創る生涯学習の推進 431 多彩な文化の創造と文化遺産の継承 441 スポーツを軸としたまちづくりの推進 451 国際化の推進	01幼児教育の充実 02小・中学校の教育の充実 03高等学校・大学等の教育の充実 04一人ひとりの子どもに応じた支援 05快適で安全な教育環境の整備 01家庭・地域の教育力の向上 02家庭・学校・地域の連携と交流の推進 01生涯学習環境の整備 02学習成果の活用と地域づくりへの参加 01文化芸術活動への支援と文化の創造 02歴史・文化遺産の活用と継承 01生涯スポーツの振興 02競技スポーツの振興 03スポーツ環境の整備・充実 01国際交流の推進 02多文化共生の推進
	511 多様な観光交流の推進 521 未来に向けた農業の再生・振興 522 中山間地域の農業振興 523 豊かな森林づくりと林業の振興 531 産業の集積と工業の活性化 541 力強い商業への転換 551 安定した地域雇用の確保	01訪れてみたくなる地域づくり 02効果的な情報発信と広域的連携 03コンベンションの誘致と観光との連携 01地域農業の確立と経営基盤づくり 02消費者や市場と結びついた産地づくり 03新鮮で安全・安心な農産物づくり 01中山間地域の特性をいかした農業の振興 01森林資源の保全と活用 02親しみの持てる森林づくり 01産学行連携の推進とものづくり産業の振興 02企業立地の推進 01中心市街地の魅力づくり 02創業者や商店街の意欲的な取組への支援 03地域商業の強化と環境整備 01雇用促進と人材の育成・活用 02勤労者福祉の充実
	611 多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進 612 快適に暮らせるまちづくりの推進 613 地域の特性をいかした景観の形成 621 交通体系の整備 622 道路網の整備 623 高度情報化の推進	01秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生 01ユニバーサルデザインのまちづくり 02快適な住環境の整備 01地域の特性をいかした景観の誘導 02伝統的な景観の保全と形成 01公共交通機関の整備 02利用しやすい交通環境の整備 01広域道路網の整備 02生活道路の整備 01情報通信基盤の整備



# 第1編 効果的なまちづくりに向けて

**1** 後期基本計画の目標と重点施策

**2** 本市を取り巻く諸情勢と課題

**3** 後期基本計画の目標

**4** 重点施策の選定

**5** 重点施策

# 第1編 効果的なまちづくりに向けて

## 1 後期基本計画の目標と重点施策

総合計画は全分野において総合的に施策の展開をしていますが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を選定し、集中的な取組により、成果を上げることを目指すものです。

## 2 本市を取り巻く諸情勢と課題

第四次長野市総合計画 後期基本計画の目標を設定するに当たり、本市を取り巻く諸情勢と課題を次のとおり整理しました。

### (1) 人口減少社会への対応

長野市全体の人口が減少局面に入り、特に中山間地域では過疎化が進行しています。また、社会を支える生産年齢人口の減少により、地域社会を維持・存続していくことが難しくなっています。

こうしたことから、地域社会が持続・発展するまちづくりが求められています。

### (2) 安全・安心な社会の構築

近年、局地的大雨や地滑り、大地震の発生など大規模な自然災害が発生するとともに、凶悪な犯罪による事件が相次ぐ中、防災や防犯に対する市民の意識も高まっています。

こうしたことから、人ととのつながりを大切にした安全で安心して暮らせる地域社会を実現するまちづくりが求められています。

### (3) 多様化する社会への対応

大量消費に象徴される物の豊かさを求める時代から、ゆとりや生きがいなど心の豊かさを求める時代に変化しています。

こうしたことから、多様化する市民のライフスタイルや価値観に対応したまちづくりが求められています。

#### (4) 自立した地域社会の形成

本市は、平成 11 年 4 月に中核市に移行し、地方分権に対応した都市機能の充実を図っています。

また、本市では、人口が減少局面となる中、地域社会を持続・発展させ、市民の安全で安心な暮らしを実現しながら、市民のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくために、必ずしも各地区が一律の取組を行うのではなく、住民自らが、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識をもって地域の個性や実情に応じた活動に取り組み、その活動を行政が積極的に支援するという「都市内分権」の仕組みづくりを進めてきました。市内各地区では、住民主体の地域づくりの中核となる住民自治協議会の設立に向けた取組を行ってきた結果、平成 22 年度には、すべての地区に設立され、平成 23 年度から本格的な活動を開始しています。

こうしたことから、地方中核都市としての役割を果たすとともに、都市内分権の理念を実践しながら、自立した地域社会を形成するまちづくりを進めていく必要があります。

### 3 後期基本計画の目標

現在の本市を取り巻く諸情勢と課題を踏まえ、住民主体のまちづくりの機運をさらに高めながら、第四次長野市総合計画の基本構想を実現するため、後期基本計画の目標を次のとおり設定します。

市民と行政が協働し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という都市内分権の理念の下にまちづくりを進めることで、持続・発展する地域社会を実現し、“ながの”の存在感を向上させます。

### 4 重点施策の選定

重点施策は、後期基本計画期間に集中的に取り組むことで、基本構想の実現に向けて、一定の成果を上げるために、後期基本計画の 44 基本施策の中からを選定するものです。

なお、実施計画や行政評価等を勘案し、毎年度の予算編成において予算の重点化を考慮します。

## 5 重点施策

### (1) 後期基本計画（平成 24 年度から 28 年度まで）における重点化

前期基本計画において重点施策は、基本構想に掲げる「都市像」と「まちづくりの視点」から「長野らしさ」、「人・地域」に注目し、重点化を図りました。

後期基本計画においても、前期基本計画の重点化の考えを引き継ぐとともに、未曾有の大災害の発生を受け、「安全で安心なまちをつくる」という視点を加えます。

- ① “ながの” の魅力をいかす
- ② いきいきとした人と地域をつくる
- ③ 安全で安心なまちをつくる

### (2) 重点施策の要件

重点施策は、市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることのできるものから、次の 4 要件を備えるものから選定することとします。

- ①夢を持てる社会の実現に資すること（将来性）
- ②地域社会の自立に資すること（自立性）
- ③施策の目標（到達点）が明確にできること（実現性）
- ④具体的な個別事業が、ある程度の予算規模をもって進められること（具体性）

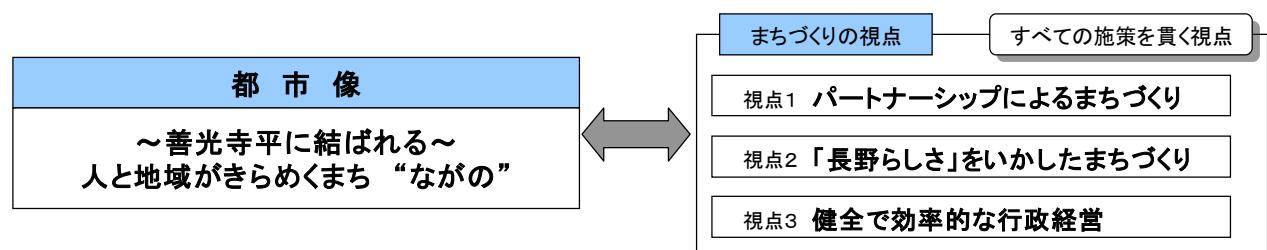
#### ※留意点

- ・施策内容が理念的、あるいは意識啓発などの促進的手段によるものは除く。
- ・施策内容が制度や給付等の固定的・経常的なものは除く。

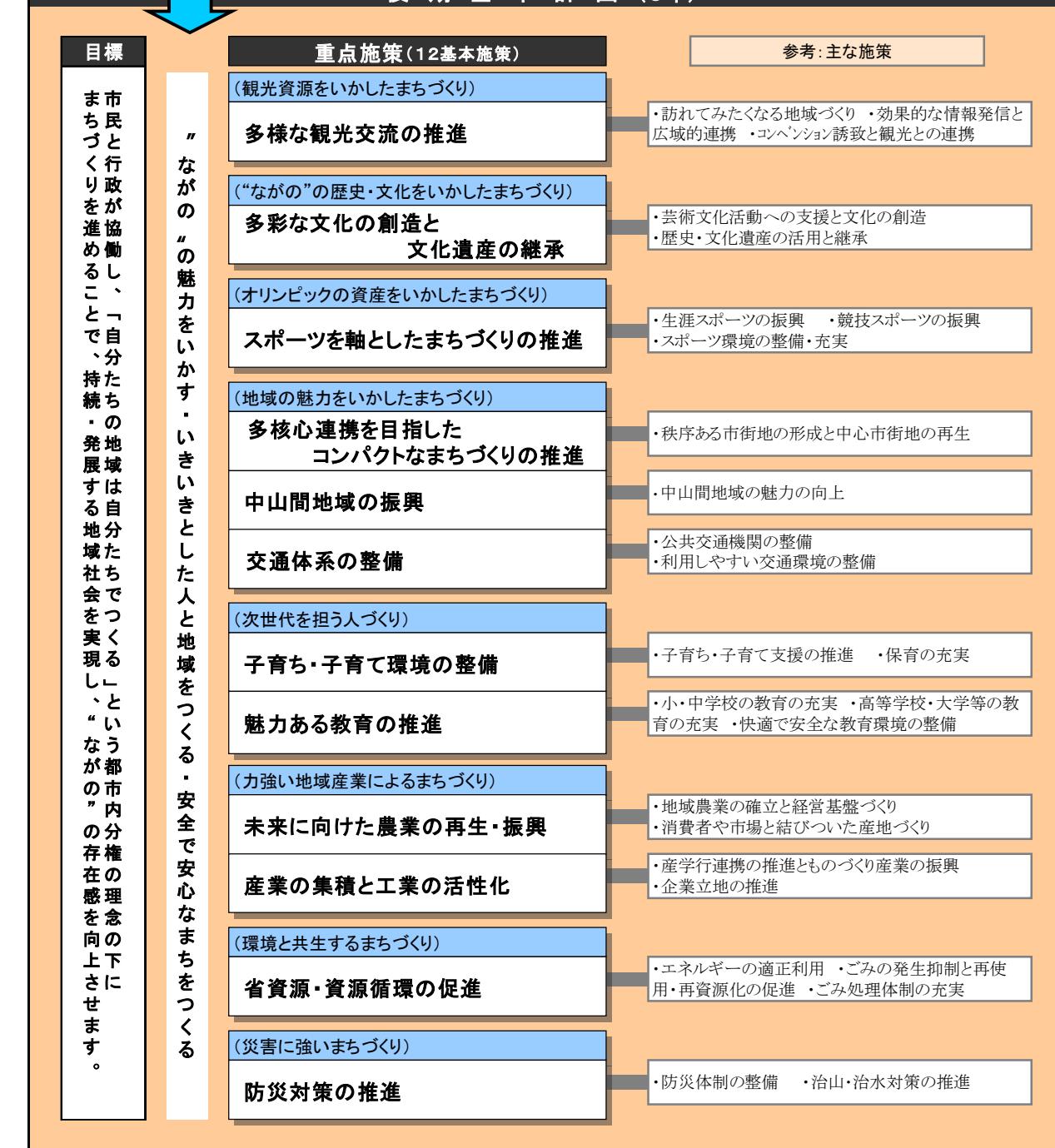
### (3) 後期基本計画における重点施策

後期基本計画では、次表に掲げる 12 の基本施策を重点施策として定めることとします。

## 基　本　構　想（10年）



## 後期基本計画（5年）





## 第2編 行政経営

0 行政経営の方針……………【行政経営分野】

## 0 行政経営の方針 【行政経営分野】

### 政策 0-1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

#### 施策の体系

011 市民とともにつくる市政の実現

01 市民参画と協働の推進

02 開かれた市政の推進

基本施策	主担当	地域振興部
011 市民とともにつくる市政の実現		
方針（基本施策の目指すもの）		
市政の透明性と公平性を高めるとともに、市民と行政の協働※により、市民一人ひとりが参加している意識や実感が持てる身近な市政を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
市民の意見を取り入れて、市民と行政が協力したまちづくりが行われている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
審議会等への公募委員の参画率	16.2%	20.0%
市民公益活動団体等との協働事業数	46件	51件
市政出前講座の年間開催件数	294件	350件

#### 【現況と課題】

- ◇様々な分野で市民団体の活動が活発になっており、更に活動を活発にするため、協働の理念のもとに、市民団体のニーズに合わせた支援が必要です。
- ◇あらゆる媒体を活用した行政情報の積極的な公開とともに、市民の声を市政に反映する仕組みづくりが必要です。

#### 【図表】

- ◇市民公益活動団体等との協働事業数
- ◇市内の市民公益活動団体数

※協働…市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

施 策	主担当	市民活動支援課
011-01	<b>市民参画と協働の推進</b>	
施策の目標	市民公益活動団体※への支援を行うとともに、政策形成過程への市民参画や男女共同参画の推進を図り、パートナーシップ※によるまちづくりを目指します。	
主な取組	①市民と行政の適切な役割分担を構築し、市民公益活動団体のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民公益活動団体相互の連携や行政とのネットワーク構築を目指します。(市民活動支援課、行政管理課) ②審議会などへの市民参画を推進するなど、広く市民の意見を求めて、施策にいかします。(行政管理課、広報広聴課) ③市民・事業者・行政が一体となり、男女共同参画に向けた意識づくりや社会環境づくりに取り組みます。(男女共同参画推進課)	

施 策	主担当	庶務課
011-02	<b>開かれた市政の推進</b>	
施策の目標	個人情報の適切な管理を行うとともに、市政情報の積極的公開や分かりやすい広報活動などにより、開かれた信頼される市政を目指します。	
主な取組	①個人情報を適切に管理した上で、行政情報を積極的かつ迅速に公開し、市政の透明性を確保します。(庶務課) ②広報ながのやホームページなどにより、新鮮な市政情報を分かりやすく効果的に提供します。(広報広聴課) ③市政に関する説明や専門知識をいかした講座等を通じて、市政への理解を深めるため、市政出前講座の充実を図ります。(広報広聴課) ④みどりのはがき※、市民会議、まちづくりアンケートなどの積極的な広聴活動を通じて、市民ニーズを把握し、市政に反映できるよう努めます。(広報広聴課) ⑤みどりのはがきなどで寄せられる意見や質問について、市民と行政で共有できる仕組みを構築します。(広報広聴課)	

※市民公益活動…民間が行う非営利の活動のこと。この活動を行う団体が市民公益活動団体（N P O法人、市民活動団体、ボランティア団体等）。

※パートナーシップ…立場の異なる組織や人同士が、対等かつ自由な立場で、明確かつ共通する目的のために結ばれる信頼関係のこと。

※みどりのはがき…市民が市政に対して意見や要望、提案を出すことができる市民と市長をつなぐパイプで、はがきや手紙で寄せられた内容について、市長又は担当課長が返事をする制度のこと。

## 0 行政経営の方針 【行政経営分野】

### 政策 0-2 地域の個性をいかした住民自治の推進

#### 施策の体系

021 住民自治の推進

01 都市内分権の推進

02 コミュニティ活動の支援

基本施策		主担当	地域振興部
021	住民自治の推進		
方針（基本施策の目指すもの）			
住民自らの自治意識を高めるとともに、まちづくり活動や地域福祉活動を行う人材の発掘・育成を支援し、住民主体によるまちづくりを目指します。			
アンケート指標（市民が思う割合）		現状値(H23)	目標値(H28)
地域で自治会や住民グループが積極的に活動している			
基本施策指標（成果を示すもの）		現状値(H22)	目標値(H28)
地域における自主的なまちづくり活動の取組件数		107 件	100 件
コミュニティ活動リーダー育成のための年間公民館講座数		27 講座	29 講座

#### 【現況と課題】

- ◇住民が相互に助け合う温かい地域社会の実現のため、地域コミュニティの再生が必要です。
- ◇地区住民自治協議会※が行うまちづくり活動や地域福祉活動を担う人材の発掘・育成に対する支援が必要です。

#### 【図表】

- ◇住民自治協議会の組織イメージ図

※住民自治協議会…地区全体で対応しなければならない課題に対し、地区住民の参画、各種団体のネットワーク化、相互補完によって、地区の特性をいかした活動を総合的かつ柔軟に行う住民自治組織のこと。

施 策	主担当	都市内分権課
021-01	<b>都市内分権の推進</b>	
施策の目標	<p>市民や地域の創造力や知恵を引き出す仕組みである「都市内分権※」を推進することにより、地域の個性をいかしたまちづくりを目指します。</p>	
主な取組	<p>①全ての地区に設立された住民自治協議会が成熟・発展するよう支援するとともに、本市全体の連帯感の醸成も視野に入れ、都市内分権を推進します。(都市内分権課)</p> <p>②地域主体による「まちづくり計画」や「地域福祉活動計画※」などの策定を支援するとともに、その実現に向け支援します。(都市内分権課、厚生課)</p> <p>③地域とボランティアや市民公益活動団体などと連携した住民自治を推進するとともに、各地区の地域福祉推進拠点を充実し、自治活動の主体となる人材の発掘や育成を支援します。(市民活動支援課、厚生課)</p> <p>④より効率的な地域行政の構築や自治基本条例※など、住民自治の確立に向けた新たな仕組みづくりを研究します。(都市内分権課)</p>	

施 策	主担当	市民活動支援課
021-02	<b>コミュニティ活動の支援</b>	
施策の目標	<p>地域コミュニティリーダーの養成や地域のコミュニティ※づくりへの支援により、住み続けたくなるまちづくりを目指します。</p>	
主な取組	<p>①地域の祭りなど伝統文化の継承や地域の自主的なコミュニティづくりを支援します。(市民活動支援課、生涯学習課)</p> <p>②コミュニティ活動の中心となる地域公民館などの整備や地域のコミュニティ活動リーダーの育成を支援します。(生涯学習課)</p>	

※都市内分権…地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと。

※地域福祉活動計画…地区の課題やニーズに応じた支え合い活動を推進するため、多様な住民の参加により策定される地域福祉の計画のこと。

※自治基本条例…市民と行政の役割分担やまちづくりの基本理念、行政運営の基本原則等を一つの条例として定めるもの。

※コミュニティ…同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。

**0 行政経営の方針 【行政経営分野】****政策 0-2 地域の個性をいかした住民自治の推進****施策の体系**

022 中山間地域の振興

└ 01 中山間地域の魅力の向上

基本施策	主担当	地域振興部
022 中山間地域の振興		
方針（基本施策の目指すもの）		
「やまと」とのまつ魅力や資源をいかし、未来につなぐ、いきいきと元気な地域づくりを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
山あいの地域で、農業や自然を活用した地域づくりが行われている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
中山間地域の農業体験への年間参加者数	30,434人	38,000人
民泊を伴う修学旅行生の受入れ地区数	5地区	10地区

**【現況と課題】**

- ◇少子・高齢化が進行し、地域活力や互助機能が低下しており、地域自治の維持と持続性の確保が必要です。
- ◇恵まれた自然が形成する良好な景観を活用しつつ、森林や農地を守ってきた集落の歴史や伝統の継承が必要です。

**【図表】**

- ◇中山間地域の人口
- ◇中山間地域の農業体験への年間参加者数

施 策	主担当	市民活動支援課
022-01	<b>中山間地域の魅力の向上</b>	
施策の目標	中山間地域の自然や環境などをいかした独自の魅力づくりや、都市部との交流活動などにより、中山間地域の魅力の向上を目指します。	
主な取組	①地域住民が自ら行う特色ある地域活動や、地域の課題の掘り起こし、課題解決に向けた取組を支援します。（市民活動支援課） ②中山間地域の互助機能向上に向けた地域住民の取組を支援します。（市民活動支援課） ③農業体験や民泊を伴う修学旅行の受け入れなど、地域住民が主体となる都市農村交流の取組を積極的に推進します。（農政課）	

## 0 行政経営の方針 【行政経営分野】

### 政策 0-3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

#### 施策の体系

031 自立した地方行政の推進

01 地方分権の推進

02 広域行政の推進

基本施策	主担当	企画政策部
031	自立した地方行政の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
<p>全国の中核市※と権限や財源の移譲に向けた取組を進めるとともに、関係市町村との広域連携による自立性の高い地方行政の確立を目指します。</p>		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
地方の拠点都市または県都「長野市」として周辺地域をリードしている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
広域行政で実施している事務事業数	12 件	14 件

#### 【現況と課題】

- ◇地方分権が進展する中で、国や県からの権限や財源の移譲に向けた取組みが必要です。
- ◇広域化する生活圏に応じて広域的視点から効率的な行政サービスの提供が必要です。

#### 【図表】

- ◇全国の中核市の所在図

※中核市…人口 30 万人以上の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。

施 策	主担当	企画課
031-01	<b>地方分権の推進</b>	
施策の目標	地方分権に対応した行政の自立性の確保を図ることにより、権限をいかした個性あるまちづくりを目指します。	
主な取組	①中核市市長会などと連携し、市の規模や財政需要に応じた権限と財源の確保など、地方分権に向けた取組を推進します。(企画課) ②道州制※などの新たな地方自治制度に対する調査・研究を進めます。(企画課) ③中核市として国への政策提案力を強化し、権限をいかした独自のまちづくりを推進します。(企画課)	

施 策	主担当	企画課
031-02	<b>広域行政の推進</b>	
施策の目標	広域化した日常生活圏や多様なニーズに対応した市民サービスの提供と事務事業の効率化を目指します。	
主な取組	①周辺市町村と連携し、ごみの焼却施設・最終処分場の設置管理など、長野広域連合※を通じた効率的な市民サービスの提供を図るとともに、広域的な課題や将来の広域連合の在り方について調査・研究を進めます。(企画課) ②国の広域行政に対する動向を注視するとともに、定住自立圏※の導入について検討します。(企画課)	

※道州制…現在の国・都道府県・市町村の三層構造で担ってきた地方行政を、都道府県を廃止した上で、全国をいくつかのブロックに分けた広域自治体としての道州を設立することにより、これと市町村の二層制としようとするもの。  
 ※長野広域連合…一体的な日常生活圏を形成している地域で、長野市を含む3市4町2村の9市町村からなる長野地域市町村圏の広域連合。現在は、広域のごみ処理対策、老人福祉施設の運営、介護認定審査・障害程度区分認定審査などの業務を担っている。

※定住自立圏…人口減少、少子・高齢社会が進行する中、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人口流入を図るため、地方における「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の自然環境、農林水産業、歴史、文化などの魅力を活用した取組を行うもの。

**0 行政経営の方針 【行政経営分野】****政策 0-3 地方拠点都市としての先導的役割の充実****施策の体系****032 都市間連携・交流の推進**

- 01 多様な都市間ネットワークの形成
- 02 シティプロモーションの推進

基本施策	主担当	企画政策部
032	都市間連携・交流の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
県内外の様々な都市と互いの特性をいかした連携・交流を深めるとともに、長野の魅力を積極的に発信し、活力あるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
他の都市との間で観光や文化など、市域や県域を越えた交流や協力がある		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
集客プロモーションパートナー都市協定締結数(累計)	4 件	8 件
統一イメージキャラクター導入企業(商品)数		設定中

**【現況と課題】**

◇様々な分野で都市間の競争が激しくなっており、都市の活力を維持し発展させるため、都市や地域の魅力をいかした連携・交流を深めるとともに、本市の魅力を積極的に発信することが必要です。

**【図表】**

- ◇北陸新幹線ルート図
- ◇シティプロモーション・イメージキャラクター

施 策	主担当	企画課
032-01	<b>多様な都市間ネットワークの形成</b>	
施策の目標	相互の特性をいかした各都市との連携の推進や、民間諸団体の交流事業の支援などにより、様々なネットワークづくりを目指します。	
主な取組	①集客プロモーションパートナー都市協定※による交流など、観光・産業・文化分野で「縁」のある都市や地域との相互連携を推進します。 (観光課) ②経済団体をはじめとする各分野の民間交流事業を支援します。(企画課) ③北陸新幹線の延伸など、高速交通網の進展に伴う県域を越えた新たな連携・交流を支援します。(企画課)	

施 策	主担当	秘書課
032-02	<b>シティプロモーション※の推進</b>	
施策の目標	全国に向け本市の魅力を鮮明に発信し続ける体制づくりをすすめ、積極的に人や企業などの資源を求めることにより、活力ある地域づくりを目指します。	
主な取組	①市民、企業、関係団体や行政などが連携して、長野市の魅力を発信しつづける体制を構築します。(秘書課) ②民間が行うもの、行政が行うもの、民間と行政が協働して行うものなど、様々な主体と手法によって事業を推進します。(秘書課)	

※集客プロモーションパートナー都市協定…都市間の交流人口と効果的な集客を目指した自治体間の相互協定。広報紙等への観光情報の掲載、ホームページの相互リンク等を内容としており、平成23年3月現在、上越市、金沢市、甲府市、静岡市と協定を締結している。

※シティプロモーション…『地域の魅力を創り出し、それを国内外に発信し、都市のブランド力を高め、「人」・「もの」・「情報」が活発に行き交う、元気で活力のある都市を創る活動』のための取組のこと。

## 0 行政経営の方針 【行政経営分野】

### 政策 0-4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

#### 施策の体系

##### 041 効率的な行財政運営の推進

01 効率的な行政の推進

02 民間活力の活用

03 健全な財政運営の実現

基本施策	主担当	総務部
041 効率的な行財政運営の推進		
方針（基本施策の目指すもの）		
<p>「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しとともに、市民と行政の適切な役割分担により、最少の経費で最大の効果があげられる行財政運営を目指します。</p>		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
市役所は、行政改革に積極的に取り組んでいる		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
行政改革大綱実施計画による改革取組数（累計）	226 件	300 件
指定管理者制度を導入した公の施設の数	320 件	427 件
実質公債費比率	集計中	18.0%未満
将来負担比率	集計中	150%未満

#### 【現況と課題】

- ◇より効率的な行政サービスの提供が求められる中、新たな視点による事務事業評価の導入など、継続的な行政改革を進める必要があります。
- ◇民間のノウハウを活用した低コストで質の高い行政サービスの提供を進める必要があります。
- ◇人口減少などにより市税収入の伸び悩みが予測されるなど厳しい財政状況の中、計画的な財政運営を進める必要があります。

#### 【図表】

- ◇実質公債費比率及び将来負担比率
- ◇経常収支比率

施 策	主担当	行政管理課
041-01	<b>効率的な行政の推進</b>	
施策の目標	環境に配慮した事務事業を推進するとともに、経営資源の有効活用を図り、行政改革を推進することにより、効率的な行政運営を目指します。	
主な取組	①環境マネジメントシステム※に基づき、職員の環境に対する意識向上し、より少ない環境負荷で事務事業を実施するよう努めます。(環境政策課) ②行政改革大綱実施計画※を着実に推進し、計画的・効率的な行財政運営を図るとともに、行政活動を俯瞰した新たな行政評価の手法について検討します。(行政管理課) ③外郭団体について、経営状況を把握し、自立的・効率的な経営を支援します。(行政管理課) ④公共工事における計画・設計の見直し、工事発注の効率化などによる公共工事コストの縮減に努めるとともに、公共工事の品質の確保を図ります。(検査課)	

施 策	主担当	行政管理課
041-02	<b>民間活力の活用</b>	
施策の目標	民間活力の活用や、民間経営の発想を取り入れ、行政サービスの質の向上とコスト縮減を目指します。	
主な取組	①民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。(行政管理課) ②公の施設への指定管理者制度※の導入を進めるとともに、民間と行政による市場化テスト※やPFI事業※などの導入を検討します。(行政管理課)	

※環境マネジメントシステム…環境調和都市の実現に向け、市の業務から発生する様々な環境への影響について、管理し、低減に向けた取り組みを行う。その取り組みの結果について、評価し、改善に向けた取り組みを促進するシステムのこと。

※行政改革大綱実施計画…社会経済情勢の大きな変化、厳しさを増す財政状況等に的確に対応した行財政への転換を図ることを目的に策定した「長野市行政改革大綱」の具体的な取組計画のこと。

※指定管理者制度…地方自治法の一部改正（平成15年9月）により、従来の公の施設の管理方法である「管理委託制度」に替わって創設された制度で、公の施設の管理運営を市が指定した民間事業者等に行わせるもの。民間の効果的・効率的な手法の活用により、経費の削減や利用者に対するサービスの向上が見込まれる。

※市場化テスト…官民競争入札ともいい、これまで「官」が独占してきた「公共サービス」を、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度のこと。

※PFI事業…Private Finance Initiative の略。公共部門が実施していた社会資本整備に、民間の資金・経営ノウハウを導入し、民間事業者主導で実施しようとする手法のこと。

施 策	主担当	財政課
041-03	<b>健全な財政運営の実現</b>	
施策の目標	市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保に努め、予算配分の重点化・効率化を図り、計画的な財政運営を目指します。	
主な取組	<p>①社会経済情勢を見据えた計画的な財政運営を推進し、「選択と集中」により、限られた財源の適正配分と効率的な予算執行を推進するとともに、「予算編成－予算の効率的執行－決算分析－次年度予算への反映」といったP D C Aサイクル※を活用した継続的な改善を行うほか、分かりやすい財政情報の公開に努めます。（財政課）</p> <p>②市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて、「行政サービスの利用者の負担に関する基準」※により、利用者負担の適正化を図ります。（市民税課、資産税課、収納課、行政管理課）</p> <p>③市有財産の適正な管理と有効活用を図るとともに、市有施設等を広告媒体として活用するなど、様々な自主財源の確保を検討します。（財政課、管財課）</p>	

※P D C Aサイクル…計画を実行し、その結果を検証したのち、改善策やさらなる次の施策に結びつけ、その結果を次の計画にいかす継続的なプロセス・仕組みのこと。Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Action（改善）の頭文字をとり、このように呼ばれる。

※行政サービスの利用者の負担に関する基準…市が提供する様々なサービスの費用は、市民からの税金によって市民全体で負担しているが、特定の人が利用するサービスは、利用しない人との間に不公平が生じる。そこで、公平性を確保するため、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めることが原則とするが、多岐にわたる市の行政サービスをその提供するサービスの質によって負担する割合を定めることとした基準のこと。

## 0 行政経営の方針 【行政経営分野】

### 政策 0-5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

#### 施策の体系

##### 051 市民の満足が得られる市役所の実現

01 利用しやすい行政サービスの提供

02 市民とともに行動する人材の育成と活用

03 成果を重視した行政運営

基本施策	主担当	総務部												
051	市民の満足が得られる市役所の実現													
方針（基本施策の目指すもの）														
<p>市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指します。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>アンケート指標（市民が思う割合）</th> <th>現状値(H23)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所の職員の対応や取組は好感が持てる</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)	市役所の職員の対応や取組は好感が持てる								
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)												
市役所の職員の対応や取組は好感が持てる														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基本施策指標（成果を示すもの）</th> <th>現状値(H22)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子申請が可能な申請届出の実施数(累計)</td> <td>40 件</td> <td>70 件</td> </tr> <tr> <td>長野市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数</td> <td>194 万件</td> <td>228 万件</td> </tr> <tr> <td>市民 1 万人当たりの職員数</td> <td>63.1 人</td> <td>64.0 人</td> </tr> </tbody> </table>			基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)	電子申請が可能な申請届出の実施数(累計)	40 件	70 件	長野市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数	194 万件	228 万件	市民 1 万人当たりの職員数	63.1 人	64.0 人
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)												
電子申請が可能な申請届出の実施数(累計)	40 件	70 件												
長野市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数	194 万件	228 万件												
市民 1 万人当たりの職員数	63.1 人	64.0 人												

#### 【現況と課題】

◇行政サービスの質の向上や事業・施策の成果が求められており、市民の立場に立った、迅速で良質なサービスの提供が必要です。

#### 【図表】

◇職員定数及び職員数の推移

◇市民 1 万人当たりの職員数

施 策	主担当	情報政策課
051-01	利用しやすい行政サービスの提供	
施策の目標	<p>窓口サービスの利便性向上や、インターネットなどの情報通信技術の活用により、多様なニーズに応えられる行政サービスの提供を目指します。</p>	
主な取組	<p>①各種手続きの簡素化や電子化に努め、窓口サービスの迅速化とともに、ワンストップサービス※の提供に努めます。(庶務課、情報政策課、行政管理課)</p> <p>②市政情報の電子化を推進するとともに、情報通信技術を活用した、迅速で分かりやすい市政情報の提供に努めます。(情報政策課、広報広聴課)</p>	

施 策	主担当	職員課
051-02	市民とともに行動する人材の育成と活用	
施策の目標	<p>職員の能力や資質の向上を図り、行政課題や市民ニーズに的確に対応し市民の目線で行動する人材の育成と活用を目指します。</p>	
主な取組	<p>①計画的な任用と少数精銳による適材適所の職員配置に努めます。(職員課)</p> <p>②公務員制度改革を推進するとともに、職員の給与制度を適切に見直します。(職員課)</p> <p>③職員が自発的な自己の能力向上を図れるよう、多様な研修体系を構築し、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に応える人材を育成します。(職員研修所)</p>	

※ワンストップサービス…複数の行政手続き・サービス等を一箇所の窓口で受け付け、提供すること。

施 策	主担当	行政管理課
051-03	<b>成果を重視した行政運営</b>	
施策の目標	行政サービスや事業の成果を常に検証し、市民ニーズに対応できる組織づくりと市民の理解や満足が得られる計画的な行政運営を目指します。	
主な取組	①総合計画や行政改革大綱を着実に推進し、目標達成度の把握など、適切かつ合理的にその進捗を管理します。(行政管理課、企画課) ②総合計画と行政評価を連携させるとともに、P D C Aサイクルを活用した予算編成を行い、総合的かつ計画的な行政運営を推進します。 (行政管理課、企画課、財政課) ③庁内部局間の政策調整機能を充実させ、トップマネジメント <sup>*</sup> 機能を強化します。(行政管理課、秘書課、企画課) ④職員の定数を管理するとともに、組織の適正化・効率化を図ります。 (職員課)	

\*トップマネジメント…市長をはじめとする、市の最上層部の指揮・統制のこと。



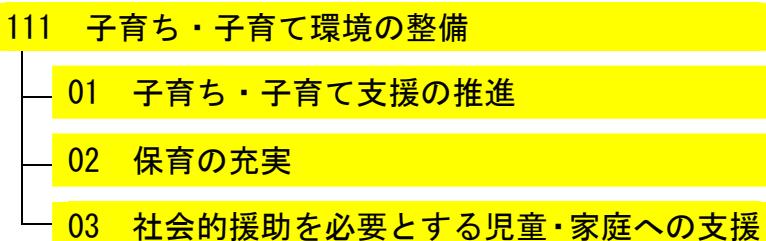
## 第3編 施策の展開

- 1** 健やかに暮らし認め合い支え合うまち……………【保健・福祉分野】
- 2** 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち……………【環境分野】
- 3** より安全で安心して暮らせるまち……………【防災・安全分野】
- 4** 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち……………【教育・文化分野】
- 5** いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち……【産業・経済分野】
- 6** 多様な都市活動を支える快適なまち……………【都市整備分野】

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策 1－1 安心して子育ち・子育てができる環境の整備

#### 施策の体系



基本施策	主担当	保健福祉部
111		
<b>子育ち・子育て環境の整備</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
多様なライフスタイルに合わせて安心して子どもを産み育てることができ、社会全体で子育ち・子育てを支え合いながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つまちを目指します。		
<b>アンケート指標（市民が思う割合）</b>	現状値(H23)	目標値(H28)
安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている		
<b>基本施策指標（成果を示すもの）</b>	現状値(H22)	目標値(H28)
長野市の合計特殊出生率	算出中	1.45
地域子育て支援センター及びこども広場の利用者数	147,299人	150,000人

#### 【現況と課題】

- ◇本市の出生数は平成12年の3,937人から平成21年には3,300人となり、少子化対策は緊急の課題となっています。（「人口動態統計」長野県健康福祉部、各年とも合併町村を含む）
- ◇世帯構成の変化、就業形態の多様化など子育て環境の変化により、男性の育児参加や、地域社会全体で子育てを支えていくことが必要です。
- ◇保育に対する保護者のニーズが多様化し、安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立ができる環境とともに、子どもの幸せを第一に考え、その健全な心身の発達を図るための環境が併せて求められています。
- ◇家庭での育児不安に悩んだりストレスを感じる親の増加とともに、児童虐待が増加しており、次代の親の育成や悩みや不安を解消するための対応が求められています。

#### 【図表】

- ◇出生数
- ◇地域の子育て支援施設の利用者数と放課後子どもプラン登録児童数

施 策	主担当	保育家庭支援課
111-01	<b>子育ち・子育て支援の推進</b>	
施策の目標	地域における子育ての相互支援や子育て支援拠点の充実などにより、社会で支える子育ち・子育て環境を目指します。	
主な取組	<p>①地域の子育て支援の拠点としての幼稚園・保育所や地域・事業者などとの連携により、より身近な場所で子育てに関する情報提供と相談体制を充実します。(保育家庭支援課)</p> <p>②ファミリーサポートセンター*や地域子育て支援センター*・こども広場*における子育て支援の充実や情報提供により、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。(保育家庭支援課)</p> <p>③地域・学校との連携により、放課後子どももプラン*の充実を図り、安心して過ごせる子どもの居場所づくりや異学年交流を推進します。(生涯学習課)</p> <p>④母親クラブなどの児童育成活動を行う地域組織の育成を促進とともに、子ども会活動など異年齢間の交流や地域の世代間交流を支援します。(生涯学習課、保育家庭支援課)</p> <p>⑤市民や事業主へ育児休業など制度の周知と、働き方の見直しなど男女共同参画意識啓発事業の推進により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を図ります。(保育家庭支援課、男女共同参画推進課)</p>	

\*ファミリーサポートセンター…育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした会員制の組織のこと。

\*地域子育て支援センター…子育て家庭に対する育児相談や子育てサークルなどへの支援、子育てに関する広報啓発や情報収集・提供などを行う拠点のこと。

\*こども広場…主に0歳から3歳までの乳幼児とその保護者の遊びと交流の広場のこと。子育てに関する相談や各種講座・イベントも開催している。

\*放課後子どもプラン…地域社会の中で、放課後や週末などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する計画のこと。

施 策	主担当	保育家庭支援課
111-02	<b>保育の充実</b>	
施策の目標	<p>保育所などの保育サービスの充実や適正規模・適正配置などを図り、地域における子育ての専門機関としての充実を図ることにより、仕事と子育ての両立を支援し、子どもが健やかに育つことを目指します。</p>	
主な取組	<p>①子どもの社会性や豊かな人間形成を構築するため、幼稚園・保育所・小学校の連携や交流を推進し、就学前の子どもに関する教育や保育の充実を図ります。(保育家庭支援課、学校教育課)</p> <p>②子どもの発達に関して幼稚園・保育所と保健所が連携し、子どもの健全育成のための保護者に対する相談体制と情報提供を充実します。(保育家庭支援課、健康課)</p> <p>③保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、病後児保育などの利用しやすい保育サービスを充実します。(保育家庭支援課)</p> <p>④保育需要に応じた保育所などの適正規模、適正配置を推進するとともに、市立保育所の民営化を推進し、民間活力を活用した保育サービスの向上を図ります。(保育家庭支援課)</p> <p>⑤幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し交流を推進するとともに、幼稚園と保育所の一体化に向けた体制の整備を図ります。(保育家庭支援課、学校教育課)</p>	

施 策	主担当	保育家庭支援課
111-03	<b>社会的援助を必要とする児童・家庭への支援</b>	
施策の目標	<p>母子、父子家庭やDV※被害者家庭などに対する自立支援、児童虐待防止対策などにより、子どもの健全育成と生活の安定を目指します。</p>	
主な取組	<p>①母子、父子家庭やDV被害者家庭などに対して、社会的・経済的支援や相談体制の充実を図るとともに、技能取得などの自立支援対策を促進します。(保育家庭支援課)</p> <p>②保護者などへの身近な相談・支援体制の整備などにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、児童虐待の防止と早期発見・早期対応を図ります。(保育家庭支援課)</p>	

※DV…ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者などに身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

#### 施策の体系

##### 121 高齢者福祉サービスの充実

01 地域包括支援体制の整備

02 介護予防の充実

03 介護サービスの充実

基本施策	主担当	保健福祉部
121		
<b>高齢者福祉サービスの充実</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
保健・医療・福祉の一層の連携により、高齢者が必要なときに必要なサービスを利用でき、住み慣れた地域で認め合い支え合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
高齢者向けの福祉・介護サービスが地域で受けられる環境が整っている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
介護・支援をしていない高齢者の割合（自立高齢者（元気高齢者）の割合）	82.1%	82.0%
介護保険給付における居宅及び地域密着型サービス率	60%	64%

#### 【現況と課題】

- ◇ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加などにより、家庭の介護力が低下しており、介護が老後の大きな不安要因となっている中、地域で支え合う環境が求められています。
- ◇高齢者が地域で元気に暮らせるよう、介護予防サービスが必要な対象者を早期に把握し、認知症予防など積極的な働きかけを行う必要があります。
- ◇高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられるサービスの充実が求められています。

#### 【図表】

- ◇高齢者人口
- ◇特別養護老人ホーム入所申込者数と施設・居住系サービス入所定員数

## 後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	介護保険課
121-01	地域包括支援体制の整備	
施策の目標		保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢者を地域で支える仕組みづくりや総合相談支援体制の充実などにより、包括的・継続的に支援する環境を目指します。
主な取組		<p>①高齢者が介護・医療などのサービスを必要な時に適切に利用できるように、地域包括支援センター*及び在宅介護支援センター*を身近な総合相談窓口とした地域包括ケア体制*の整備を進めます。（高齢者福祉課、介護保険課）</p> <p>②認知症の正しい理解や成年後見制度*の普及啓発に努め、高齢者の尊厳を守り、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。（高齢者福祉課、介護保険課、健康課）</p> <p>③地域での介護支援専門員（ケアマネジャー）*の相互、関係機関との連携やケアプラン指導研修により、介護支援専門員の更なる資質向上に努めます。（介護保険課）</p>

\*地域包括支援センター…介護保険の介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）・総合相談支援・地域ケア支援や高齢者の虐待防止・権利擁護など地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する地域包括ケアの拠点のこと。

\*在宅介護支援センター…地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、関係機関との連絡調整を行うほか、地域の高齢者の実態を把握するなど、地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターを補完する役割を担う。

\*地域包括ケア体制…高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、高齢者個々の状況や変化に応じて、介護サービス、医療サービスをはじめとする様々なサービスを効果的に提供する仕組みが十分に機能する地域での支援体制のこと。

\*成年後見制度…認知症高齢者や知的障害などの判断能力の不十分な成人を法的に保護する制度。保護の類型は、本人の能力の程度に応じて、「後見」のほか、「保佐」、「補助」に分かれる。

\*介護支援専門員（ケアマネジャー）…保健・医療・福祉の各分野の経験者で、県が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し実務経験を修了した専門員のこと。介護が必要な高齢者について、介護サービス計画を作成し、これに基づいて行われる訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）などのサービスの利用状況、利用者の状態の変化を把握しながら、サービスの組み合わせを調整する役割を担う。

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	介護保険課
121-02	介護予防の充実	
施策の目標	介護予防意識の普及・啓発や介護予防サービスの充実などにより、高齢者が自立して生活できる環境を目指します。	
主な取組	<p>①介護予防に関する活動が広く実施されるよう、介護予防意識の普及・啓発を図るとともに、高齢者のニーズに応じた事業の充実と効率的な介護予防サービスを提供します。（高齢者福祉課、介護保険課、健康課）</p> <p>②高齢者の生活実態やニーズを的確に把握し、介護予防や日常生活の支援のために必要な介護保険給付対象外サービス*を利用するよう支援します。（高齢者福祉課、介護保険課）</p> <p>③いつまでも元気でいられるよう、健康教室や生活機能チェックにより介護予防活動への自発的な取組を促進し、地域における介護予防活動を育成・支援します。（介護保険課、健康課）</p>	

\*介護保険給付対象外サービス…介護保険の給付とは別の地域支援事業として実施する介護予防及び日常生活支援サービス並びに民間企業やNPO、地域社会、ボランティア団体などが有償・無償で提供する在宅福祉サービスのこと。

施 策	主担当	介護保険課
121-03	介護サービスの充実	
施策の目標	<p>多様なニーズに応じた介護サービスを充実することにより、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①住み慣れた地域での在宅生活を支える拠点として小規模多機能型居宅介護施設※などの充実を図るとともに、デイサービス※やショートステイ※などの在宅サービス基盤を充実します。(高齢者福祉課、介護保険課)</p> <p>②認知症やひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域などの状況に合わせて、認知症グループホーム※や小規模特別養護老人ホーム※など施設・居住系サービス※の整備を促進します。(高齢者福祉課、介護保険課)</p> <p>③事業者への集団・実地指導、監査などを実施し、介護サービスの質的な向上を図り、介護サービス内容や事業者に関する情報を市民にわかりやすく提供するよう努めます。(介護保険課)</p> <p>④的確な財政推計に基づき、介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全な財政運営を図ります。(介護保険課)</p>	

※小規模多機能型居宅介護施設…在宅での生活継続を支援するため、通いを中心として、介護が必要な者の様態や希望に応じて、訪問・宿泊などを組み合わせながら、入浴・排泄・食事等の介護などのサービスを提供する施設のこと。

※デイサービス…障害者や介護が必要な高齢者が、施設に日帰りで通い、他の利用者と一緒に、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けること。

※ショートステイ…障害者や介護が必要な高齢者が、施設に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けること。

※認知症グループホーム…介護の必要な認知症高齢者が、共同生活をし、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けることができる施設のこと。

※小規模特別養護老人ホーム…介護保険の「要介護」と認定され、常に介護が必要で、在宅での生活が困難な人を対象に、入浴、トイレ、食事等の介護その他の日常生活や機能訓練、健康管理などのサービスを提供する定員29人以下の特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）のこと。

※施設・居住系サービス…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型グループホーム、小規模特別養護老人ホーム及び特定施設入居者生活介護が提供される有料老人ホームなどの施設に入所(居)して、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練などのサービスを受けること。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

#### 施策の体系

122 高齢者の社会参加の促進

01 社会参加活動の支援

02 生きがいづくりの推進

基本施策	主担当	保健福祉部
122 高齢者の社会参加の促進		
方針（基本施策の目指すもの）		
高齢者が、自分らしくそれぞれの経験と知識をいかして、積極的に社会的役割を果たすことができ、生きがいの持てる活力あるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
高齢者が地域社会でいきいきと活躍できる環境がある		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
介護・支援をしていない高齢者の割合（自立高齢者（元気高齢者）の割合）	82.1%	82.0%
生きがいづくり講座年間受講者数	57,752人	65,730人

#### 【現況と課題】

◇団塊の世代※が高齢期を迎えることによる高齢化の進展に伴い、高齢者が地域や社会で活躍できるよう、世代間交流や社会参加への支援が必要です。

#### 【図表】

◇元気高齢者及び高齢者人口

※団塊の世代…1947～49年生まれの世代を指す。

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	高齢者福祉課
122-01	社会参加活動の支援	
施策の目標	高齢者の地域における主体的な活動を支援することにより、地域社会で高齢者の経験と知識をいかせる環境を目指します。	
主な取組	①老人クラブやボランティア活動など社会活動への高齢者の参加を促進し、地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動を支援します。(高齢者福祉課) ②ICカード※の導入、バス路線などの分かりやすい情報提供などにより、公共交通機関の利用を促進し、高齢者の社会参加を支援します。(高齢者福祉課) ③シルバー人材センターなどと連携し、高齢者の経験・知識や能力をいかした就業機会拡大を支援します。(産業政策課)	

施 策	主担当	高齢者福祉課
122-02	生きがいづくりの推進	
施策の目標	健康づくり・生きがいづくりのための拠点や機会の充実により、高齢者がいきいきと生活できる環境を目指します。	
主な取組	①健康づくり、生きがいづくり、地域活動、世代間交流活動など、様々な活動の交流拠点の充実を図ります。(高齢者福祉課) ②高齢者の生きがいづくりや健康づくりの講座などにより、高齢者が学べる場や機会の充実を図ります。(高齢者福祉課)	

※ ICカード…電子マネーなどの各種の情報（データ）の記録や演算のための集積回路（IC： Integrated Circuits）チップを組み込んだキャッシュカード大のカードのこと。ICカードの導入により、利用者は、1枚のカードで、小銭を扱わずに、迅速な改札通過・乗降が可能となり、運賃割引などの各種サービスを享受できる。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－3 自分らしく生きられる社会の形成

#### 施策の体系

##### 131 障害者（児）福祉の充実

- 01 障害者理解・社会参加の促進
- 02 障害福祉サービスの充実
- 03 地域生活支援の充実
- 04 早期療育体制・教育の充実

基本施策	主担当	保健福祉部															
131	障害者（児）福祉の充実																
方針（基本施策の目指すもの）																	
<p>障害のある人もない人も互いを尊重した支え合いのもと、障害者が自らの意思で選択・行動し、自分らしく自立して暮らせるまちを目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>アンケート指標（市民が思う割合）</th> <th>現状値(H23)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者が暮らしやすく社会参加しやすい環境が整っている</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>基本施策指標（成果を示すもの）</th> <th>現状値(H22)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> <tr> <td>一般企業の障害者雇用率</td> <td>1.80%</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>居宅介護等の年間利用時間数</td> <td>111,053 時間</td> <td>132,600 時間</td> </tr> </tbody> </table>			アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)	障害者が暮らしやすく社会参加しやすい環境が整っている			基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)	一般企業の障害者雇用率	1.80%	2.00%	居宅介護等の年間利用時間数	111,053 時間	132,600 時間
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)															
障害者が暮らしやすく社会参加しやすい環境が整っている																	
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)															
一般企業の障害者雇用率	1.80%	2.00%															
居宅介護等の年間利用時間数	111,053 時間	132,600 時間															

#### 【現況と課題】

- ◇障害者数は年々増加し、また、障害の内容や一人ひとりの状況も多様であり、障害のある人との相互理解を一層深めるとともに、多様化するニーズに対応していく必要があります。
- ◇利用者の立場に立った公共施設などのバリアフリー※化はまだ不足しており、障害者や高齢者などすべての人が安心して行動できるまちづくりが必要です。
- ◇障害者が地域の中で暮らせるよう、障害福祉サービスの主体的選択や在宅生活・自立生活への支援など、きめ細かな対応が求められています。

#### 【図表】

- ◇障害者手帳等所持者数

※バリアフリー…障害者や高齢者などが日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的・制度的・心理的に障害となるものを除去すること。

施 策	主担当	障害福祉課
131-01	障害者理解・社会参加の促進	
施策の目標		障害と障害者に関する理解の促進やスポーツ・文化芸術活動の振興などにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。
主な取組		<p>①学校や地域との交流の支援などにより、障害のある人との相互理解による「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を推進します。(障害福祉課)</p> <p>②障害者の生活を豊かにするためのスポーツ・文化活動の振興を推進し、地域における社会参加を促進します。(障害福祉課)</p> <p>③利用者の立場に立ったバリアフリー、すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン※の理念の普及・啓発を推進します。(障害福祉課)</p> <p>④事業所への啓発や福祉・教育などの関係機関との連携により、障害者の職業能力に対する社会的理解を深め、障害者の雇用を促進します。(障害福祉課、産業政策課)</p>

※ユニバーサルデザイン…障害の有無や年齢などに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていこうという考え方のこと

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	障害福祉課
131-02	障害福祉サービスの充実	
施策の目標	<p>身近な地域におけるサービス拠点の基盤整備、給付内容の充実などにより、障害者が自ら必要とする障害福祉サービスを利用しながら自立して生活できる環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①障害福祉サービスを提供する施設の計画的な整備を促進し、身近な場所で日中活動サービス※や居住支援サービス※を提供できる仕組みづくりを推進します。(障害福祉課)</p> <p>②障害者が地域で暮らし続けられるよう、居宅介護※・ショートステイなどの介護給付、就労継続支援・自立訓練などの訓練等給付の充実を図ります。(障害福祉課)</p> <p>③身近な地域におけるサービス拠点づくりや関係機関とのネットワークの構築など、地域の社会資源を活用した基盤整備や活動を支援します。(障害福祉課)</p>	

※日中活動サービス…障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練、入浴・排泄・食事等の介護や創作的活動などの機会の提供など昼間の活動を支援するサービスのこと。

※居住支援サービス…夜間や休日に入浴・排泄・食事等の介護を受けながら共同生活を行うケアホーム、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うグループホームなど、地域生活を支援するサービスのこと。

※居宅介護…ホームヘルプ。障害者が、自宅で入浴・排泄・食事等の介護を受けること。

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	障害福祉課
131-03	地域生活支援の充実	
施策の目標		障害者を地域全体で支えるネットワークの確立、相談支援体制の整備、コミュニケーション手段・移動の支援などにより、ライフスタイルに応じて地域で支え合う環境を目指します。
主な取組		<p>①障害者などが必要な障害福祉サービスを利用できるよう、相談・支援体制を充実し、人権や権利擁護、虐待防止の取組を推進します。 (障害福祉課)</p> <p>②地域での自立した日常生活や社会生活のため、地域活動支援センター*における障害者に対する創作的活動や生産活動の機会などを提供し、生活支援、相談支援を図ります。(障害福祉課)</p> <p>③障害者の社会参加の促進のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣などによりコミュニケーション手段の確保と外出のための移動を支援します。(障害福祉課)</p> <p>④自立した生活を営むための日常生活用具の給付や障害者施設の整備などにより地域で暮らせる生活環境づくりを支援します。(障害福祉課)</p> <p>⑤障害児を一時的に預かる体制を充実し、障害児を持つ親の子育てを支援します。(障害福祉課)</p>

\*地域活動支援センター…創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流などを行う施設のこと。地域住民ボランティアの育成、相談支援などを行うⅠ型、機能訓練・社会適応訓練・入浴などのサービスを行うⅡ型、小規模作業所のⅢ型に類型される。

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	健康課
131-04	早期療育体制・教育の充実	
施策の目標	<p>障害の発生要因や健康管理の知識普及、早期発見と早期療育の充実、育成支援体制の整備などにより、障害児の能力と可能性を伸ばせる環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①医師会と連携した乳幼児健診を充実し、障害の早期発見を図るとともに、障害の発生要因や健康管理の知識普及に努めます。(健康課)</p> <p>②医師による診断や発達相談員、保健師などによる保健相談、関係機関と連携した相談体制を充実し、発達障害の早期発見・早期療育に努めます。(健康課)</p> <p>③幼稚園・保育所・小学校・中学校において、障害のある子どもとともに、特別支援教育*支援体制の充実に努めます。(保育家庭支援課、学校教育課)</p> <p>④障害児が可能性を伸ばし、自立するための療育*の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の一人ひとりの状態に応じ、幼稚園・保育所・小学校から高校まで連携した保育・教育環境を整備します。(障害福祉課、保育家庭支援課、学校教育課)</p>	

\*特別支援教育…障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

\*療育…障害児の可能な限りの回復と発達の促進を図るため、医療・保健・心理・教育・福祉などが連携し、障害児や障害児を取り巻く環境（家庭・施設・地域社会など）に対して総合的に支援を行うこと。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－3 自分らしく生きられる社会の形成

#### 施策の体系

132 地域福祉社会の実現

01 地域福祉の推進

02 生活の安定と自立

基本施策	主担当	保健福祉部
132 地域福祉社会の実現		
方針（基本施策の目指すもの）		
住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域に暮らす一人ひとりが認め合い支え合い共に生きていく地域福祉社会の実現を目指します		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
地域や隣近所で互いに支え合い助け合う関係が築かれている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
地域福祉活動計画策定地区数	19 地区	32 地区
生活保護自立更生率	7.9%	8.5%

#### 【現況と課題】

- ◇少子・高齢化の進展、世帯構成やライフスタイルの変化などにより、助け合える近隣関係が少なくなる中、地域で支え合う地域福祉社会の実現が求められています。
- ◇地域福祉活動への参加を促進し、様々な人や組織が連携して身近な地域の課題を解決する仕組みづくりが求められています。
- ◇生活に困窮している世帯が増加している中、生活保護などを円滑かつ適正に実施する必要があります。

#### 【図表】

- ◇地域福祉サービス利用会員数・協力会員数・実施時間
- ◇生活保護世帯数と保護人員

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	厚生課
132-01	<b>地域福祉の推進</b>	
施策の目標	各地区での地域福祉活動計画※策定や支え合い活動への支援などにより、地域・事業者など様々な人や組織の連携のもと、認め合い支え合う地域福祉社会を目指します。	
主な取組	①地域の課題やニーズを発見し、地域での福祉活動を推進する地域福祉ワーカーの設置により、地域における福祉活動への住民の参加を促進します。(厚生課) ②地区ごとに住民主体でつくる地域福祉活動計画の策定と、その実現に向け支援します。(厚生課) ③地域福祉を推進する拠点づくり、組織の充実・強化、人材の育成の支援により、市民・地域団体など地域福祉活動の担い手による地域の支え合い活動を促進します。(厚生課) ④地域や学校でのあらゆる機会を捉え、人権意識・福祉意識の醸成と教育・啓発・広報活動を推進します。(厚生課、学校教育課、人権同和政策課)	

施 策	主担当	厚生課
132-02	<b>生活の安定と自立</b>	
施策の目標	生活に困窮している世帯に対する生活保護の実施や中国帰国者などの生活相談・就業支援などにより、法に基づく最低限度の生活の安定と自立を目指します。	
主な取組	①ケースワーカーの適正配置を図るとともに、世帯の実情に即した生活保護の適正な運用に努めます。(厚生課) ②自立へ向けた生活相談・生活指導などを適切に実施するとともに、関係機関などの連携により、就労を支援します。(厚生課) ③中国帰国者などが地域の生活に慣れるよう、関係機関・団体と連携した生活相談・生活指導や就業支援により、経済的・社会的自立を支援します。(厚生課)	

※地域福祉活動計画…地区の課題やニーズに応じた支え合い活動を推進するため、多様な住民の参加により策定される地域福祉の計画のこと。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

#### 施策の体系

##### 141 保健衛生の充実

- 01 健康づくり活動の支援
- 02 保健・予防対策の推進
- 03 生活衛生の推進

基本施策	主担当	保健福祉部
141		
<b>保健衛生の充実</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
幼年期から高年期までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを通じて、市民一人ひとりが健康の保持・増進に取り組み、良好な生活衛生水準のもと、生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
健康相談や健診など健康づくりを支援する環境が整っている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
健康寿命（65歳を起点とした平均自立期間）	算出中 (H21)	男性 13.9 年 女性 16.9 年
心疾患、脳血管疾患の死亡率（人口 10 万対）	236.8 (H21)	214.1
がん検診受診率	36% (H21)	50%
長野市に流通する食品の不適率	0.3%	0.1%

#### 【現況と課題】

- ◇市民の健康に対するニーズが多様化・高度化している中、保健所の機能を充実するとともに、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを社会全体で支援する必要があります。
- ◇食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因した糖尿病・がん・脳血管疾患などが増加している中、ライフステージに応じた疾病などの予防体制の充実が必要です。
- ◇食品や医薬品などの安全性に対する関心が高まる中、迅速な情報提供や監視体制の強化など生活衛生の充実が求められています。
- ◇斎場の老朽化の進行や今後の火葬件数の増加が見込まれる中で、円滑な斎場運営とともに新斎場の建設が必要となっています。

#### 【図表】

- ◇主な死因別割合

後期基本計画【保健・福祉分野】

施 策	主担当	健康課
141-01	健康づくり活動の支援	
施策の目標	<p>保健センターの相談・指導体制の充実、家庭・学校・職場などでの健康教育などにより、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①保健指導を行う専門職の育成や地域の関係機関・団体との連携により、健康づくりを推進する地域拠点である保健センターを整備し、市民の健康相談・指導体制を充実します。(健康課)</p> <p>②自分の健康は自分で守るという市民一人ひとりの意識の啓発を図るとともに、健康づくりを支援する団体の育成を促進し、地域全体に広がる健康づくり運動を支援します。(健康課)</p> <p>③乳幼児期から健康的な生活習慣が身につくよう、保健所・保健センターと幼稚園・保育所、学校、事業所などとの連携を強化するとともに、健康相談・健康教育、食育などを推進します。(健康課、保育家庭支援課)</p>	

施 策	主担当	健康課
141-02	<b>保健・予防対策の推進</b>	
施策の目標	<p>保健指導の推進や生活習慣病*などの早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、一人ひとりのライフステージに応じた疾患の予防と健康の増進を目指します。</p>	
主な取組	<p>①妊産婦と乳幼児の健康診査・歯科健診・保健指導などにより母子保健・医療の充実を図るとともに、関係機関との連携強化と相談体制を充実し、早期発見と早期対応による乳幼児虐待の防止に努めます。 (保育家庭支援課、健康課)</p> <p>②生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療のための健康診査や各種がん検診などの検診体制と検診内容を充実するとともに、検診を受けやすい体制づくり、啓発により受診率の向上を図ります。(健康課、環境衛生試験所)</p> <p>③健全で規則正しい生活習慣や身体活動・運動の促進、歯周疾患予防、栄養改善、飲酒指導と禁煙サポート活動等を学校や事業者など社会全体へ啓発することにより、生活習慣病の予防と改善を図ります。 (健康課)</p> <p>④結核やHIV・エイズ*をはじめとする感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発や予防接種を推進するとともに、相談・検査体制を充実します。また、新感染症*発生時に備えた体制を充実します。 (健康課、環境衛生試験所)</p> <p>⑤学校・職場・地域などにおいて、心の健康についての正しい知識の普及啓発を推進するとともに、自殺予防などのための相談体制を充実します。(健康課)</p>	

\*生活習慣病…食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲食などの生活習慣が、疾病の発症・進行に関与する病気の総称のこと。心疾患・脳卒中・糖尿病などをいう。

\*HIV・エイズ…HIVはヒト免疫不全ウィルスのこと。HIVに感染し、身体を病気から守る免疫系が破壊され抵り抗力が低下し、様々な感染症にかかったり、悪性腫瘍を起こしやすくなる容体をエイズ（後天性免疫不全症候群）という。現在は様々な治療により、HIVに感染していても、エイズの発症を抑えることができるようになりつつあり、早期診断・早期治療が大切である。

\*新感染症…人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

施 策	主担当	生活衛生課
141-03	<b>生活衛生の推進</b>	
施策の目標	食品・医薬品の安全と衛生に関する知識の普及・啓発や検査・調査体制の充実などにより、健康的で安心して暮らせる環境を目指します。	
主な取組	<p>①食品の安全に関する消費者啓発や情報提供を推進し、食品営業施設の監視・指導、食品の検査・調査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)</p> <p>②医薬品などの適正な管理・使用のための、監視指導・啓発指導を進めるとともに、検査計画に従って医薬品・家庭用品の検査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)</p> <p>③旅館・公衆浴場・理美容・クリーニング業などの衛生状態の監視・指導と自主的な衛生管理の確立を促進するとともに、多様化する営業形態に対応した監視・指導を充実します。(生活衛生課)</p> <p>④周辺市町村の斎場との連携を図るとともに、人生の終焉の場にふさわしい斎場の円滑な運営に努めます。また、斎場の老朽化や今後の火葬件数の増加に対応した新斎場の建設を推進します。(市民課)</p>	

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

#### 施策の体系

142 地域医療体制の充実

01 医療提供体制の整備

02 公的医療保険等の充実

基本施策	主担当	保健福祉部
142 地域医療体制の充実		
方針（基本施策の目指すもの）		
信頼される地域医療と救急体制のもと、だれもがいつでも身近な地域で安心して、質の高い医療が受けられるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
専門医療や救急医療を受けられる体制が整っている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
医療に関する年間相談数	599 件	900 件

#### 【現況と課題】

- ◇医療ニーズの多様化・高度化など医療を取り巻く環境が変化している中、信頼される地域医療や救急体制の充実、高度医療などによる医療水準の向上が求められています。
- ◇医療技術が高度化している中、地域の中核病院の一つである長野市民病院の高度・救急医療などの充実が必要です。
- ◇将来にわたり持続可能な医療保険制度の確保に向けた改革が行われている中、国民皆保険の基盤となる国民健康保険の安定的運営が求められています。

#### 【図表】

- ◇長野市急病センター利用者数
- ◇国民健康保険医療費総額と保険料収納率

施 策	主担当	長野市保健所総務課
142-01	医療提供体制の整備	
施策の目標	医療関係機関や医療機関などとの連携や医療提供体制の充実などにより、信頼される地域医療と救急体制を確立します。	
主な取組	<p>①医師会・歯科医師会・医療機関との連携により、救急医療体制の整備・充実を図ります。特に、効果的な小児救急医療体制の充実に努めます。(長野市保健所総務課)</p> <p>②院内感染の防止など適正かつ安全な医療を確保するための医療機関への相談、指導、確認などを実施するとともに、医療安全支援センター*における相談体制を整備し、地域医療の充実に努めます。(長野市保健所総務課)</p> <p>③地域の中核病院の一つとして長野市民病院において、がんを中心とした高度・救急医療などの充実を図るとともに、経営の安定化・健全化に努めます。(医療事業課)</p> <p>④中山間地域における医療提供体制を維持するため、直営診療施設の適切な運営を図ります。(医療事業課)</p>	

施 策	主担当	国民健康保険課
142-02	公的医療保険等の充実	
施策の目標	国民健康保険の安定的な運営や障害者などに対する福祉医療の充実などにより、安心して医療を受けられる公的医療保険などの維持・充実を目指します。	
主な取組	<p>①国民健康保険など医療保険制度の安定的運営に向けて、疾病の予防・早期発見のための特定健康診査・特定保健指導の充実や適正受診の啓発などによる医療費の適正化を図るとともに、保険料の適正な賦課と収納率の向上に努めます。また、高齢者医療制度の改革に合わせた新制度の円滑な運営に努めます。(国民健康保険課、高齢者福祉課)</p> <p>②障害者などが安心して適正な医療を受けられるよう、医療費の自己負担を軽減するための福祉医療制度の充実を図ります。(厚生課)</p>	

\*医療安全支援センター…身近な地域において医療に関する患者の苦情や相談などに迅速に対応し、患者・家族などと医療機関との信頼関係の構築に取り組んでいくため、医療法で都道府県や保健所設置市などに設置することとされている施設のこと。

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

#### 施策の体系

151 人権尊重社会の実現

└ 01 人権尊重の推進

基本施策	主担当	保健福祉部
151 人権尊重社会の実現		
方針（基本施策の目指すもの）		
すべての人が人間として尊重され、共に心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
生まれや育ちにより差別されない平等な地域社会が築かれて いる		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
人権同和教育に関する各地区住民自治協議会が実施する研修 会への年間参加者数	17,767人	21,000人

#### 【現況と課題】

◇すべての人が共に生きる社会を築いていく上で、差別や偏見の解消は重要な課題となっており、同和問題・外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる分野の人権を尊重する意識を高める教育・啓発活動をしていくことが必要です。

#### 【図表】

◇身の回りの差別に関する意識

施 策	主担当	人権同和政策課
151-01	人権尊重の推進	
施策の目標		家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場で、人権同和教育・啓発活動を推進するとともに、人権問題に対応する相談支援体制を充実することにより、差別のない社会を目指します。
主な取組		<p>①人権同和教育・啓発活動の指導者の養成や人権同和教育推進団体等の育成など、人権尊重社会の実現に向け時代に対応した総合的な取組を推進します。(人権同和政策課)</p> <p>②家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場や機会を通じて、人権啓発活動を推進し、同和問題・外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる分野の人権を尊重する意識の向上を図ります。(人権同和政策課)</p> <p>③幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校における一貫した人権同和教育を推進し、差別に気づき、差別に打ち勝つ力を育成します。(人権同和政策課)</p> <p>④法務局や人権擁護委員などとの連携を強化し、人権に関する啓発・相談体制を充実します。(人権同和政策課)</p>

## 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち 【保健・福祉分野】

### 政策1－5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

#### 施策の体系

152 男女共同参画社会の実現

01 男女共同参画の推進

基本施策	主担当	生活部
152		
<h3>男女共同参画社会の実現</h3>		
<h4>方針（基本施策の目指すもの）</h4>		
男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、対等なパートナーとして責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
男女が尊重しあい、等しく参加・活躍できる地域社会が築かれている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
審議会等への女性の参画率	36.3%	40.0%
男性の家事への参画率	69.5%	80.0%

#### 【現況と課題】

- ◇社会通念・慣行・しきたりなど、人々の意識の中に依然として男女の能力や役割に対する固定的な考え方方が残っている中、性別による固定的な役割分担意識の解消が求められています。
- ◇法律・制度面で、仕事と家庭が両立しやすい環境は徐々に整備されていますが、男女共に働き方を見直して、仕事と生活の調和を図るための環境整備が必要です。

#### 【図表】

- ◇「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方についての意識

施 策	主担当	男女共同参画推進課
152-01	男女共同参画の推進	
施策の目標		男女共同参画の意識啓発活動を推進するとともに、男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を發揮し、家庭・地域活動と職業生活が両立できる社会を目指します。
主な取組		<p>①男女共同参画に関する一層の意識啓発活動と教育を推進するとともに、相談体制の充実など、男女共同参画センターの機能を充実します。(男女共同参画推進課)</p> <p>②長野県女性相談センターなどとの連携により、配偶者などに対する暴力の根絶に向けた対策や被害者救済対策を推進するとともに、性の尊重への意識啓発活動を充実します。(男女共同参画推進課、保育家庭支援課)</p> <p>③男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座や、エンパワーメント*講座などの各種講座の開催や市民団体等の活動支援などを通じて、家庭・地域活動での男女共同参画を促進します。(男女共同参画推進課)</p> <p>④事業所に対する啓発活動により、男女の職域拡大や育児・介護休業制度の周知や再就職支援など、労働環境の整備を促進します。(男女共同参画推進課、産業政策課)</p> <p>⑤市の審議会等委員や地域の役員など、政策・方針決定（過程）の場への女性の参画を促進します。(男女共同参画推進課)</p>

\*エンパワーメント…それぞれが、自らの知識と能力を高め、力を持った存在になること。本来持っている力を取り戻すこと。

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策 2-1 豊かな自然環境の保全と創造

#### 施策の体系

##### 211 総合的・計画的な環境対策の推進

- 01 市民・事業者・行政の協働による取組の推進
- 02 環境教育と環境学習の推進

基本施策	主担当	環境部
211		
<b>総合的・計画的な環境対策の推進</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
地球環境を思いやる人づくりを推進し、市民・事業者・行政が連携を強化して環境への影響を低減するまちづくりを目指します。		
<b>アンケート指標（市民が思う割合）</b>	<b>現状値(H23)</b>	<b>目標値(H28)</b>
地域・企業・行政が一体となった地域全体の環境保全が行われている		
<b>基本施策指標（成果を示すもの）</b>	<b>現状値(H22)</b>	<b>目標値(H28)</b>
ながの環境パートナーシップ会議※の環境保全に関する年間取組件数	238 件	266 件
マイバッグ持参率	46.0%	60.0%
環境学習会年間参加者数	2,425 人	3,100 人

#### 【現況と課題】

- ◇温暖化や酸性雨等の地球規模での環境問題が発生している中、地域から環境問題に取り組むため、市民・事業者・行政の各主体の協働※による対策が必要です。
- ◇様々な資源などの消費が環境に多大な負荷をかけていることから、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、環境負荷を軽減するための具体的な行動を実践していくことが必要です。

#### 【図表】

- ◇ながの環境パートナーシップ会議の活動への年間参画者数
- ◇ながのエコ・サークル※認定者数(累計)

※協働…市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

※ながの環境パートナーシップ会議…市民・事業者・行政が連携し、協働のもとに環境共生のまちづくりに取り組む組織のこと。

※ながのエコ・サークル…ごみの減量・リサイクルの推進により、環境保全に配慮した事業活動等に取組む事業所を認定する長野市独自の制度のこと。事業所の申請に基づき取組状況の審査後、ゴールド・シルバー・ブロンズの3段階のランクに認定する。

施 策	主担当	環境政策課
211-01	<b>市民・事業者・行政の協働による取組の推進</b>	
施策の目標	<p>市民・事業者・行政の協働体制を強化するとともに、市民・事業者の自主的な活動や取組への積極的な支援を通じて、協働による環境対策の充実を目指します。</p>	
主な取組	<p>①ながの環境パートナーシップ会議などを通じ、市民・事業者・行政が協働して環境の保全や創造に向けて環境対策の充実を図ります。 (環境政策課)</p> <p>②環境保全活動を推進する団体、事業者などを育成・支援します。 (環境政策課)</p>	

施 策	主担当	環境政策課
211-02	<b>環境教育と環境学習の推進</b>	
施策の目標	<p>あらゆる機会を通じた啓発や環境教育・環境学習を実施することにより、市民や事業者の環境に対する責任と自覚を促し、環境対策への意識と行動力の向上を目指します。</p>	
主な取組	<p>①学校教育や地域などにおいて環境教育・環境学習を推進し、次世代を担う子どもたちの環境への理解・関心を深めます。(環境政策課)</p> <p>②子どもから大人までを対象に、自然とのふれあいや観察できる体験的な内容などにより、親しみやすい環境学習の機会を提供します。 (環境政策課)</p> <p>③環境教育・環境学習の拠点の充実を図るとともに、環境保全活動等の中心となる人材を育成します。(環境政策課)</p> <p>④日常生活における環境情報の数値化などを進め、具体的で分かりやすい環境情報を提供します。(環境政策課)</p>	

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策 2－1 豊かな自然環境の保全と創造

#### 施策の体系

##### 212 良好な自然環境の確保

###### 01 自然環境の保全と生物多様性の確保

基本施策	主担当	環境部
212 良好な自然環境の確保		
方針（基本施策の目指すもの）		
豊かな自然環境のもとに生物多様性が確保され、きれいな水や大気、緑とのふれあいがあるまちづくりを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
豊かな自然と触れ合える場所が豊富にある		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
ホタルを見かけることがある市民の割合	18.2%	30.0%

#### 【現況と課題】

- ◇多様な動植物に恵まれている本市の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくための取組が必要です。
- ◇自然環境保全意識を高めるため、市民が自然とふれあうことができる場の確保が求められています。

#### 【図表】

- ◇居住地周辺の動植物の状況

施 策	主担当	環境政策課
212-01	自然環境の保全と生物多様性の確保	
施策の目標		市民・事業者・行政の協働のもと、自然環境の保全や希少動植物を保護することにより、次世代へ継承すべき多様で豊かな生態系の確保を目指します。
主な取組		<p>①各種法令等に基づき、適正な土地利用を誘導することなどにより、良好な自然環境を保全します。(環境政策課)</p> <p>②外来種の移入防止に関する啓発を推進するとともに、地域と連携した駆除を実施します。(環境政策課)</p> <p>③実験林*やキキョウ・ミズナラなどの原生種の育成を通じ、地域特有の生態系を保全するとともに、市民が自然と親しめる場を整備します。(環境政策課)</p> <p>④希少な野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施し、効果的な保全対策を検討します。(環境政策課)</p> <p>⑤計画的な森林整備により、地域の特性に応じた多様性のある森林づくりを進めます。(森林整備課)</p> <p>⑥耕作放棄地の解消と環境にやさしい農業を推進します。(農政課、農業委員会事務局)</p> <p>⑦暮らしに密接なかかわりのある里山を保全・整備します。(森林整備課、環境政策課)</p> <p>⑧中山間地域の農業と農村の活動を支援し、農地や集落を維持するとともに、中山間地域が有する多面的な機能の保持を図ります。(農政課)</p>

\*実験林…飯綱高原の自然を保全・復元していくため、管理方法の実験や生育状況の観察をしている森林のこと。併せて、多様な森林景観を活用し、市民の散策や森林博物館的な勉強の場として整備も行っている。

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策 2-2 資源が循環する環境共生都市の実現

#### 施策の体系

##### 221 省資源・資源循環の促進

- 01 エネルギーの適正利用
- 02 ごみの発生抑制と再使用・再資源化の促進
- 03 ごみ処理体制の充実
- 04 良好的な物質循環の確保

基本施策	主担当	環境部
221		
<b>省資源・資源循環の促進</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、ごみの発生抑制、再使用・再資源化やエネルギーの適正利用を促進することで、環境共生都市※の実現を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
資源のリサイクルやごみの減量化に対する取組が盛んである		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
太陽光発電設備規模【住宅用】（累計）	11,982kw	38,000kw
太陽光発電設備規模【公共施設・事業所等】（累計）	749kw	3,000kw
エコカー登録率（推計）	2.6%	15.0%
ごみの年間総排出量	133,179t	129,140t
ごみのリサイクル率	28.9%	29.9%

#### 【現況と課題】

- ◇大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動が環境に負荷をかけていることから、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を促進することが求められています。
- ◇二酸化炭素排出量を削減するため、省エネルギー※の取組や環境への負荷が少ない再生可能エネルギー※等の活用が必要です。
- ◇循環型社会の構築を図るため、ごみを発生させない取組や再使用・再生利用による循環利用の促進が必要です。

#### 【図表】

- ◇ごみのリサイクル率
- ◇太陽光発電設置数

※環境共生都市…人が多様な自然や生物と共に生きられる環境への負荷が少ない都市のこと。

※省エネルギー…石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。

※再生可能エネルギー…自然界で起こる現象から取り出すことができる再生可能なエネルギーのこと。具体的には太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス・エネルギーなどがある。

施 策	主担当	環境政策課
221-01	<b>エネルギーの適正利用</b>	
施策の目標	市有施設をはじめ、家庭や事業所における省エネルギーを促進するとともに、積極的に再生可能エネルギー等を活用することにより、限りある資源の有効利用を目指します。	
主な取組	<p>①冷暖房温度設定の適正化、ライトダウン※や自転車の利用など、家庭や事業所などにおける省エネルギーの取組を促進します。(環境政策課)</p> <p>②太陽光発電システムやペレットストーブ※設置の支援などによる再生可能エネルギーの導入・活用を促進します。(環境政策課)</p> <p>③バイオマス・エネルギー※に関しては、情報の共有化や新しい事業の検討などにより、利活用を推進します。(環境政策課)</p> <p>④市有施設への省エネルギーや再生可能エネルギーの率先導入を図り、ベストミックス※化によるエネルギー管理を推進します。(環境政策課)</p> <p>⑤長野市地球温暖化防止活動推進センター※において、CO<sub>2</sub>排出量の見える化などを検討し、エネルギーの適正利用の学習・啓発活動を推進します。(環境政策課)</p>	

※ライトダウン…屋外照明や家庭における電気を消して電力消費を削減すること。なお、ライトダウン促進のため、毎年 夏至、冬至前後の一定期間、ライトアップに馴れた日常生活の中で、日頃いかに照明を使用しているかを市民一人ひとりが実感し、温暖化問題を考える機会をつくることを目的として、ライトアップ施設や家庭の電気を消していくいただくよう呼びかける「ライトダウンキャンペーン」を行っている。

※ペレットストーブ…端材や間伐材などを破碎・加工し、ペレット（小さなかたまり）状に成型したものを燃料とするストーブのこと。

※バイオマス・エネルギー…生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料を除く）のこと。（「バイオマス」…家畜排せつ物や生ごみ、果樹剪定枝など動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。）

※ベストミックス…各電源を最適なバランスで組み合わせていくこと。化石燃料をできる限り利用せずに必要な電力を安定供給する組合せが必要。

※長野市地球温暖化防止活動推進センター…「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、社団法人長野県環境保全協会を指定し、平成 22 年 10 月に「長野市地球温暖化防止活動推進センター」を開設した。温暖化防止に関する講座や講演、広報、NPO 団体等の活動支援、省エネ相談などを行っている。

施 策	主担当	生活環境課
221-02	ごみの発生抑制と再使用・再資源化の促進	
施策の目標	市民・事業者・行政が連携し、ごみになるものを減らし、繰り返し使えるものは使い、資源として再生利用する3R※の徹底を目指します。	
主な取組	<p>①レジ袋の削減や容器包装の店頭回収など、市民・事業者・行政が連携してごみの発生抑制、再使用・再資源化を促進します。(生活環境課)</p> <p>②啓発活動や地域との連携により、ごみの分別や適正な排出ルールを徹底します。(生活環境課)</p> <p>③家庭の可燃ごみに多く含まれる生ごみについて、自家処理による堆肥化などの促進や食べ残しを削減する食生活の普及啓発により、減量を図ります。(生活環境課)</p> <p>④事業所におけるごみの減量や資源化を促進するため、ながのエコ・サークルの普及促進や事業者への啓発・指導を強化します。(生活環境課)</p> <p>⑤家庭ごみ処理の有料化の効果を検証し、有料化制度の適切な運用を図ります。(生活環境課)</p>	

※3R…リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのRの総称であり、ごみを減らし、使える物は繰り返し使い、ごみを資源として再生利用すること。

施 策	主担当	生活環境課
221-03	ごみ処理体制の充実	
施策の目標	環境に配慮したごみ焼却施設の建設や効率的な収集などにより、ごみ処理体制の充実を目指します。	
主な取組	①長野広域連合が設置するごみ焼却施設について、地元住民との十分な協議による合意形成を図り、早期整備を推進します。(生活環境課) ②ごみの分別や排出が困難な高齢者や障害者などが分別・出しやすいごみ収集体制を検討します。(生活環境課) ③資源化の拡大に対応できるよう、民間の資源化処理施設の開設を促進します。(生活環境課)	

施 策	主担当	環境政策課
221-04	良好な物質循環の確保	
施策の目標	雨水やバイオマス資源を利活用することにより、良好な物質循環の確保を目指します。	
主な取組	①限りある水資源を大切にする心の育成を図ります。(環境政策課、上下水道局総務課) ②市民・事業者・N P O団体などと連携して、間伐材や生ごみなどのバイオマス資源の利活用を図ります。(環境政策課、生活環境課) ③雨水などの貯留・浸透機能を高める雨水貯留施設※の設置を支援し、雨水の有効利用を促進します。(河川課)	

※雨水貯留施設…屋根に降った雨を一時的にタンクなどに貯め、雨水の流出を抑制する施設のこと。貯めた雨水を樹木・草花や庭への散水に利用することにより、自然な地下浸透の効果もある。

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策 2-3 良好な生活環境の形成

#### 施策の体系

##### 231 生活環境の保全

01 適正な廃棄物の処理の推進

02 環境美化の推進

03 公害防止対策の充実

基本施策	主担当	環境部
231		
<b>生活環境の保全</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
廃棄物※の適正処理を進めるとともに、環境美化や公害防止のための意識の高揚を図ることにより、清潔で快適な生活環境の実現を目指します。		
<b>アンケート指標（市民が思う割合）</b>	現状値(H23)	目標値(H28)
騒音や悪臭がなく快適に暮らせる地域が保たれている		
<b>基本施策指標（成果を示すもの）</b>	現状値(H22)	目標値(H28)
ポイ捨て吸殻本数	105.8 本	70 本
大気環境基準達成率※	76.47%	77.78%
中小河川 BOD※平均値	1.7mg/ℓ	2.0mg/ℓ

#### 【現況と課題】

- ◇廃棄物を大量に長期間ため込むなどの不適正な保管を解消するため、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、廃棄物の適正処理を進める必要があります。
- ◇廃棄物の不法投棄があとをたたない中、環境美化意識の高揚や捨てられにくい環境づくりが必要です。
- ◇市民の環境に対する関心が高くなっていることから、騒音や自動車の排出ガスなどによる大気汚染等、生活に起因する生活型公害※が増加傾向にあり、抑制に向けた取組が必要です。

#### 【図表】

- ◇公害苦情件数

※廃棄物…ごみ、燃え殻、汚泥などの汚物又は不要物のこと。産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物については、さらに事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物に分類される。

※大気環境基準達成率…大気汚染測定局数に対する環境基準（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント）の達成局数の割合のこと

※BOD(Biochemical Oxygen Demand)…生物化学的酸素要求量。河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示す数値のこと。

※生活型公害…近隣騒音・生活雑排水による河川・湖沼の汚染などの都市活動や生活に密接に関係する公害のこと。

施 策	主担当	廃棄物対策課
231-01	<b>適正な廃棄物の処理の推進</b>	
施策の目標	廃棄物処理事業者・排出事業者に対する監視・指導や災害廃棄物の円滑な処理などにより廃棄物の適正処理を目指します。	
主な取組	<p>①廃棄物処理事業者や処理施設に対する計画的な立入検査や監視・指導を充実します。また、排出者責任の原則に基づき、排出事業者への啓発・指導を充実します。(廃棄物対策課)</p> <p>②大規模地震や水害などの災害時に発生する廃棄物に対する処理体制の構築に努めます。(生活環境課)</p> <p>③未水洗化世帯のし尿などを適正に処理するため、処理量に見合った収集体制や処理施設のあり方の検討を進めます。(生活環境課)</p>	

施 策	主担当	環境政策課
231-02	<b>環境美化の推進</b>	
施策の目標	監視体制や啓発活動を強化し、市民・地域などとの連携による美しい生活環境づくりを目指します。	
主な取組	<p>①市民などからの通報体制や関係機関との連携などにより、監視体制を充実し、不法投棄の未然防止と早期発見を図ります。また、発見した不法投棄に対しては、関係機関と連携し、適正に対応します。(生活環境課、廃棄物対策課)</p> <p>②啓発活動により環境美化意識を高め、ごみのポイ捨てなどをされにくい環境づくりを推進します。(環境政策課)</p>	

施 策	主担当	環境政策課
231-03	公害防止対策の充実	
施策の目標		大気・水質・騒音などに関する環境基準の達成・維持や、生活騒音等の防止に向けた啓発により、健康で安全な生活環境の形成を目指します。
主な取組		<p>①工場や事業所などにおける規制基準遵守のため、指導と立入検査などを充実します。(環境政策課、環境衛生試験所)</p> <p>②日常生活に起因する悪臭や騒音などの生活型公害については、発生源に対して指導するとともに、発生抑制に向けて啓発活動を推進します。(環境政策課)</p> <p>③大気・水質・騒音などの監視や検査により、環境汚染等の未然防止を図ります。(環境政策課、環境衛生試験所)</p> <p>④地下水の揚水量の把握や監視により、地盤沈下被害の未然防止に努めます。(環境政策課)</p>

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策 2-3 良好な生活環境の形成

#### 施策の体系

##### 232 上下水道等の整備

- 01 安全でおいしい水の安定的な供給
- 02 公共下水道等の普及促進

基本施策	主担当	上下水道局
232		
<b>上下水道等の整備</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
ライフライン※として重要な上下水道等を計画的・効率的に整備し、安全で快適な生活環境の形成を目指します。		
<b>アンケート指標（市民が思う割合）</b>	現状値(H23)	目標値(H28)
生活廃水や汚水の処理が、適切に行われている		
<b>基本施策指標（成果を示すもの）</b>	現状値(H22)	目標値(H28)
老朽管解消率	3.5%	12.2%
汚水処理人口普及率※	91.7%	99.4%

#### 【現況と課題】

◇水道の普及率はほぼ 100%であり、水源の保全や水質管理の徹底などにより、安全でおいしい水の安定した給水体制を維持していく必要があります。

◇下水道等の普及率は 90%を超えており、全戸水洗化と効率的な維持管理を進める必要があります。

#### 【図表】

◇汚水処理人口普及率

※ライフライン…電気・ガス・水道や電話など、日常生活の機能を保つ生命線のこと。

※汚水処理人口普及率…公共下水道、農業集落排水処理、合併浄化槽の各汚水処理の普及状況を統一的に人口で表した指標のこと。

施 策	主担当	配水管理課
232-01	<b>安全でおいしい水の安定的な供給</b>	
施策の目標	日常生活に必要不可欠な水の安全性とおいしさを確保するとともに、計画的な水道施設の整備により安定的な供給を目指します。	
主な取組	<p>①老朽化した水道施設の計画的な更新や配水区域のブロック化※などにより災害に強い水道を整備し、安定した給水体制の確保を図ります。(配水管理課、上下水道局サービスセンター)</p> <p>②関係機関や地域と連携して水道水源の保全を図るとともに、水道水質を向上させ、安全でおいしい水を提供します。(浄水課、上下水道局サービスセンター)</p>	

施 策	主担当	下水道建設課
232-02	<b>公共下水道等の普及促進</b>	
施策の目標	全戸水洗化を目指した公共下水道等の整備により、水質の保全と衛生的な生活環境の形成を目指します。	
主な取組	<p>①地域の条件に応じた整備手法により、全戸が水洗化できるよう、公共下水道等の効率的かつ計画的な整備を推進します。(下水道建設課)</p> <p>②公共下水道等への接続の普及啓発活動を強化し、各戸の水洗化を促進します。(業務課)</p> <p>③下水道事業の効率的な経営に向け、公共下水道等の施設を適切に管理するとともに、老朽化した施設や耐震化が必要な施設の改築などを計画的に進めます。(下水道建設課、下水道施設課)</p>	

※配水区域のブロック化…水量・水圧・水質の安定、災害発生時における迅速な対応や水道管路の維持管理の効率化を図るため、市内をブロックに区画割りすること。

## 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち 【環境分野】

### 政策2－3 良好的な生活環境の形成

#### 施策の体系

##### 233 緑化・親水空間の充実・創造

###### 01 豊かな緑化空間の整備

###### 02 潤いある親水空間の整備

基本施策	主担当	都市整備部
233		
<b>緑化・親水空間の充実・創造</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
生活に身近な緑化空間や親水空間の整備により、潤いとやすらぎを実感できる空間の充実と創造を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
やすらぎや潤いを感じられる公園や河川が整備されている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
市民一人当たりの都市公園面積	7.29 m <sup>2</sup>	8.20 m <sup>2</sup>
多自然型河川※の整備延長	4,106m	4,300m

#### 【現況と課題】

- ◇街並みにゆとりや豊かさが求められている中、水と緑をいかした潤いとやすらぎを感じられる空間の充実を図る必要があります。
- ◇市民の緑に求めるニーズが多様化する中、地域の特性をいかした公園づくりや緑の質的向上を図る必要があります。
- ◇豊かな自然をいかした緑の整備や自然環境や水辺の生物とふれあうことのできる河川等の整備が必要です。

#### 【図表】

- ◇市民一人当たりの都市公園面積

※多自然型河川…自然石を利用した護岸や河床の整備などにより、生物の良好な生育環境に配慮し、川が本来持つ自然環境を保全・再生することを目的とした河川のこと。

施 策	主担当	公園緑地課
233-01	<b>豊かな緑化空間の整備</b>	
施策の目標	<p>市民の緑化意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境に調和した質の高い緑化を推進し、緑や花々にふれることのできる空間の整備を目指します。</p>	
主な取組	<p>①緑とふれあう機会を提供するとともに、緑化活動を支える人材を育成し、市民の緑化意識の高揚と緑化活動の拡大を促進します。(公園緑地課)</p> <p>②地域のバランスに配慮しながら公園を適正に配置するとともに、災害発生時にも対応できる公園の整備に努めます。また、市民の積極的な参画のもと、地域の特性をいかした公園の活用を検討し、公園利用の促進を図ります。(公園緑地課)</p> <p>③低・未利用地を活用した緑化空間の創出や、街路樹の適正な維持管理などにより、市街地の緑の充実を図ります。(公園緑地課)</p> <p>④森林や河川の緑地と市街地の街路樹や公園による緑のネットワークを形成し、多様な生物の生息環境を確保します。(公園緑地課)</p> <p>⑤工場や事業所などに緑化を義務付けるとともに、優れた緑化活動に取り組んだ事業者を顕彰し、事業者の緑化を促進します。また、屋上緑化・壁面緑化などを含む幅広い緑化手法の普及を図ります。(公園緑地課)</p>	

施 策	主担当	河川課
233-02	<b>潤いある親水空間の整備</b>	
施策の目標	<p>河川等がもつ環境面での多様な機能に配慮し、市民が水に親しみながら、水辺の大切さを学ぶことができるような親水空間の整備を目指します。</p>	
主な取組	<p>①河川、水路、ため池などを親水性※や生態系などに配慮して整備します。(河川課、農業土木課)</p> <p>②親水性に配慮した河川等の利用を促進することなどにより、河川の水質保全の啓発を進め、水辺の保全意識の向上を図ります。(河川課、環境政策課)</p>	

※親水性…水や河川などに触れたり接することができる、水に親しむことを可能とする性能及び形状のこと。

### 3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

#### 政策3－1 災害に強いまちづくりの推進

##### 施策の体系

###### 311 防災対策の推進

###### 01 防災体制の整備

###### 02 治山・治水対策の推進

基本施策	主担当	総務部
311	防災対策の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
自助・互助・公助※の理念のもと、市民・地域・事業者・関係機関・行政が一体となつた防災対策を推進することにより被害の軽減を図り、各種災害から市民の生命・財産を守る災害に強いまちを目指します。		
アンケート指標(市民が思う割合)	現状値(H23)	目標値(H28)
地震や水害などに対する地域での防災体制が整っている		
基本施策指標(成果を示すもの)	現状値(H22)	目標値(H28)
自主防災訓練の実施率	85%	100%
地域防災マップ整備済地区数	89地区	165地区
市有施設の耐震化率	75%	90%
雨水事業整備面積	3,026ha	3,251ha

##### 【現況と課題】

- ◇合併による市域の拡大や、複雑・多様化する災害要因などの変化を踏まえた防災体制を整備し、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、地域における協力体制を整える必要があります。
- ◇近年の気象変化による局地的大雨などにより、土砂崩落や浸水被害が発生しており、一級河川などの整備、土砂災害対策や雨水排水対策を進める必要があります。
- ◇大規模な地震の発生や、これに伴う二次災害などに対応するための体制の構築が求められています。

##### 【図表】

- ◇自主防災組織による防災訓練実施状況
- ◇雨水事業整備状況

※自助・互助・公助…「自助」…自らの身は自らで守ること、「互助」…地域の安全は地域住民が互いに助け合って守ること、「公助」…個人や地域の力では解決できないことを、公的機関が行うこと。

施 策	主担当	危機管理防災課
311-01	防災体制の整備	
施策の目標		災害に対する自主防災意識の高揚、地域防災力の強化、防災対策の総合的な推進により、災害時の被害を最小限に抑制することを目指します。
主な取組		<p>①地域防災計画に基づく、各種災害の予防対策、応急対策、復旧対策を推進します。また、国民保護計画による緊急事態などへの適切な対応を図ります。(危機管理防災課)</p> <p>②防災に関する学習や情報提供の推進により、自助を育む市民防災意識の啓発に努めます。(危機管理防災課)</p> <p>③自主防災組織※等の組織づくりと地域の特性に応じた防災訓練や地域防災マップ※づくりなどの活動を促進し、地域防災力の強化を図ります。(危機管理防災課、警防課)</p> <p>④地域との連携により、高齢者や障害者など災害時要援護者への支援体制の充実を図ります。(危機管理防災課、予防課、厚生課)</p> <p>⑤防災拠点となる庁舎等の整備や、防災情報システムの整備・高機能化を推進します。また、地域や関係機関などと連携し、災害情報が迅速かつ確実に共有できる体制づくりに努めます。(危機管理防災課、消防局総務課、警防課、通信指令課、第一庁舎・長野市民会館建設事務局)</p> <p>⑥大規模災害に備え、避難・医療・収容体制の充実や防災・救助活動に必要な資機材、食料、医薬品などの備蓄を進めます。また、関係機関との連携により、災害時におけるライフラインの確保体制の強化に努めます。(危機管理防災課、保総務課、健康課、配水管理課)</p> <p>⑦公共・民間建築物などの耐震性、耐火性の向上を図るほか、密集住宅地などにおける安全性向上対策を推進します。(建築指導課、危機管理防災課、まちづくり推進課)</p>

※自主防災組織…主に自治会(区)が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

※地域防災マップ…自主防災組織ごとに、災害時の避難経路や危険箇所などの情報を地図上に表示したものをいう。

施 策	主担当	河川課
311-02	<b>治山・治水対策の推進</b>	
施策の目標	森林の適切な管理・整備、河川の改修・補修、排水路などの雨水排水施設の計画的な整備により、災害の未然防止を目指します。	
主な取組	<p>①計画的な森林の整備による山地災害の抑制を図ります。また、県などの関係機関との連携により、地すべりや土石流、急傾斜地などの危険箇所の土砂災害対策を促進します。(森林整備課、河川課)</p> <p>②水路・調整池・ポンプ場などの雨水排水施設を総合的に整備とともに、機能維持を図ることにより、市街地などの局地的な浸水被害の防止を図ります。(河川課、維持課)</p> <p>③千曲川や浅川など、国、県が管理する河川の総合的な治水対策の促進を、地域と連携し国・県それぞれに強く要望していきます。(河川課)</p> <p>④大雨時などの雨水の流出を抑制するため、公共施設や一般住宅等への雨水貯留施設※や雨水浸透施設※の設置を進めます。(河川課、建築指導課)</p>	

※雨水貯留施設…屋根に降った雨を一時的にタンクなどに貯め、雨水の流出を抑制する施設のこと。貯めた雨水を樹木・草花や庭への散水に利用することにより、自然な地下浸透の効果もある。

※雨水浸透施設…雨水浸透ますなど、雨水を地中へ浸透させて雨水の流出を抑制する施設のこと。

### 3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

#### 政策3－1 災害に強いまちづくりの推進

##### 施策の体系

###### 312 消防・救急・救助体制の充実

01 消防体制の充実

02 救急・救助体制の充実

基本施策	主担当	消防局
312	消防・救急・救助体制の充実	
方針（基本施策の目指すもの）		
消防・救急・救助体制の充実により、複雑・多様化する火災や事故などの災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命・財産を守ります。		
アンケート指標(市民が思う割合)	現状値(H23)	目標値(H28)
消防や救急救命活動が、迅速かつ適切に行われている		
基本施策指標(成果を示すもの)	現状値(H22)	目標値(H28)
出火率	3.4件	3.0件
市民による初期消火率	68.8%	70.0%
救急現場に居合わせた人の救命処置実施率	51.2%	54.8%
救急現場到着時間	6分30秒	6分00秒

##### 【現況と課題】

- ◇市民・地域・消防団と連携し、火災の未然防止や被害の軽減に取り組んでいますが、一層の防火・防災意識の高揚と迅速な消火体制が求められています。
- ◇救急出動件数の増加や災害現場での救助業務が多様化・高度化しており、救命率向上のため救急救命活動の強化が必要です。

##### 【図表】

- ◇年間出火率
- ◇年間救急出動件数

施 策	主担当	消防局総務課
312-01	消防体制の充実	
施策の目標		地域・事業所・関係機関などの防災組織と連携し、防火意識の高揚を図るとともに、消防施設・消防装備などの充実により、効果的な消防体制を築きます。
主な取組		<p>①火災予防・啓発活動の実施や防災市民センターの活用などにより、市民の防災意識の高揚を図ります。(予防課、警防課)</p> <p>②事業所などにおける防火管理体制の充実を図るとともに、防火対象物※や危険物施設※の違反是正を推進します。(予防課)</p> <p>③消防団員の加入促進を図るとともに、消防団員の教育・訓練や消防団の施設・装備などを充実し、消防団組織・活動の強化を図ります。(消防局総務課、警防課)</p> <p>④消防通信施設の高度化を図るなど、災害時の拠点機能を充実します。また、資機材の整備、車両の計画的な配置による消防装備の充実を推進します。(消防局総務課、警防課、通信指令課)</p> <p>⑤市町村消防の広域化の研究を進めます。(消防局総務課)</p>

※防火対象物…消防法により火災予防が義務付けられている映画館・百貨店・病院・学校・工場等の建築物などのこと。  
 ※危険物施設…石油類などの危険物の貯蔵施設などのこと。

施 策	主担当	警防課
312-02	<b>救急・救助体制の充実</b>	
施策の目標	市民を対象とした応急手当の普及啓発等や、多様化する事故・災害などの緊急事態に備えた救急・救助体制の充実により、救命率の向上を目指します。	
主な取組	<p>①適切な救急救命処置を周知するため、応急手当普及員※の養成や救命講習会の充実により、市民に対する正しい応急手当の普及啓発を進めます。（警防課）</p> <p>②救急救命士※・救助隊員の育成強化、高規格救急車※の適正な配備、救助用資機材などの整備を進めるとともに、医療機関との連携に努めます。（警防課）</p>	

※応急手当普及員…所属する事業所の従業員や防災組織の構成員などに対して、救命講習を指導する者のこと。

※救急救命士…病院などに傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示の下に救急救命措置を行うことができる国家資格を有する者のこと。

※高規格救急車…救急現場や搬送途上において、高度な応急措置を行うための資機材等を備えた救急車のこと。

### 3 より安全で安心して暮らせるまち【防災・安全分野】

#### 政策3－2 より安心して暮らせる安全社会の形成

##### 施策の体系

###### 321 日常生活の安全性の向上

- 01 交通安全対策の推進
- 02 防犯対策の推進
- 03 消費生活の安全確保

基本施策	主担当	地域振興部
321		
<b>日常生活の安全性の向上</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
市民・地域・関係機関との連携により、交通事故・犯罪の危険防止や消費生活の安全を確保するための環境づくりを推進し、より安心して共に暮らせる安全な社会を目指します。		
<b>アンケート指標(市民が思う割合)</b>	<b>現状値(H23)</b>	<b>目標値(H28)</b>
消費者トラブルや交通事故・犯罪の起こりにくい地域がつくられている		
<b>基本施策指標(成果を示すもの)</b>	<b>現状値(H22)</b>	<b>目標値(H28)</b>
交通安全教育講習会の年間受講者数	8,678人	10,000人
交通事故による年間死者数	19人	10人
地域において実施している防犯活動件数	690回	736回
消費生活に関する年間相談件数に占めるトラブルに関わる相談の割合	20.3%	16.0%

##### 【現況と課題】

- ◇交通事故が多発している中、交通事故防止に向けた取組を強化し、死者・負傷者を抑制する必要があります。
- ◇多種多様な犯罪が発生し、治安に対する不安が解消されない中、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯対策を進める必要があります。
- ◇悪質商法などの消費者トラブルや振り込め詐欺があとを絶たない中、消費者意識の啓発や相談体制を充実する必要があります。

##### 【図表】

- ◇年間交通事故件数
- ◇消費生活に関する年間相談件数

施 策	主担当	交通政策課
321-01	<b>交通安全対策の推進</b>	
施策の目標	<p>市民の交通安全意識の高揚とマナーの向上や交通環境の整備などの安全対策により、交通事故のない安全な社会を目指します。</p>	
主な取組	<p>①幼児から高齢者に至るまで、地域、学校、職場など、あらゆる場を活用することにより、体験・実践型交通安全教育や広報活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚とマナーの向上を図ります。(交通政策課)</p> <p>②地域住民、関係機関、交通安全推進団体等との連携を図り、地域での交通安全への取組を促進します。(交通政策課)</p> <p>③標識やカーブミラーなど交通安全施設の整備、歩道・自転車レーンの整備や交差点改良など、道路交通環境の充実を図ります。(道路課・維持課)</p> <p>④自転車の適正利用の啓発を進めるとともに、自転車駐車場を整備し、安全で円滑な通行の確保を図ります。(交通政策課)</p> <p>⑤市民・地域・事業者・関係機関との連携による除雪対策により、冬期間の安全対策の充実を図ります。(維持課)</p>	

施 策	主担当	市民活動支援課
321-02	<b>防犯対策の推進</b>	
施策の目標	<p>市民の防犯意識の啓発・高揚、自主的な地域防犯活動への支援、犯罪を防止するための環境整備により、犯罪の起こりにくい社会を目指します。</p>	
主な取組	<p>①防犯に関する広報活動等を実施し、市民の意識を高めるとともに、子どもや高齢者の安全確保への取組など、地域における自主的な防犯活動を支援します。(市民活動支援課)</p> <p>②地域住民、関係機関、地域防犯活動団体等との連携を図るとともに、警察署など関係機関に対し、防犯・相談体制などの充実を要請していきます。(市民活動支援課)</p> <p>③環境に配慮した省エネ機器照明タイプの防犯灯の推奨と設置への支援などにより、夜間等における地域の安全確保と犯罪防止を図ります。(市民活動支援課)</p>	

施 策	主担当	市民課
321-03	<b>消費生活の安全確保</b>	
施策の目標	消費生活に関する消費者意識の啓発や相談・苦情処理体制の充実により、消費者の安全確保を目指します。	
主な取組	<p>①消費生活に関する迅速な情報提供や学習機会の充実により、消費者意識の向上を図り、悪質商法の被害などの未然防止と拡大防止に向けた取組を推進します。(市民課)</p> <p>②消費生活センターなどにおける相談・苦情処理体制の充実を図るとともに、地域における啓発活動の担い手となる人材を育成します。(市民課)</p>	

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策 4-1 次世代を担う人材の育成と環境の整備

#### 施策の体系

##### 411 魅力ある教育の推進

- 01 幼児教育の充実
- 02 小・中学校の教育の充実
- 03 高等学校・大学等の教育の充実
- 04 一人ひとりの子どもに応じた支援
- 05 快適で安全な教育環境の整備

基本施策	主担当	教育委員会事務局
411	魅力ある教育の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
子どもの個性を尊重し、発達段階に応じた魅力ある教育を推進することで、意欲をもって自主的に行動し、豊かな人間性を兼ね備えたたくましい人材の育成を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
子どもたちが、いきいきと学ぶ環境が整っている		
基本施策指標(成果を示すもの)	現状値(H22)	目標値(H28)
幼稚園や保育所への就園率	96.4%	97.0%
児童・生徒の授業理解度	小6 91% 中2 83%	小6 91% 中2 83%
学級生活に満足している小・中学校児童・生徒の割合	57%	63%
卒業時において、自分の進路に満足している市立高等学校生徒の割合	85.0%	85.0%
小中学校校舎等の耐震化率	79.0%	97.0%

#### 【現況と課題】

- ◇グローバル化が進むなど、社会環境が急速に変化するとともに、ライフスタイルが多様化する中、コミュニケーション能力や環境の変化に適応できる力を身につけた子どもを育成する必要があります。
- ◇学校や友達になじめない子どもや障害のある子どもなどに対して、個々の状況に応じた適切な指導や相談体制をより一層充実する必要があります。
- ◇年少人口が減少する中、学校の児童・生徒数に差が生じており、適切な対応が求められています。

#### 【図表】

- ◇小・中学校の児童生徒数
- ◇児童・生徒の授業理解度

施 策	主担当	保育家庭支援課
411-01	<b>幼児教育の充実</b>	
施策の目標	幼稚園・保育所・小学校の連携や交流の促進など幼児教育の充実により、人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。	
主な取組	①幼児期から学童期への移行に当たり、教育的な指導や支援が円滑に行われるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携強化と交流を推進します。(学校教育課、保育家庭支援課) ②幼稚園と保育所の一体化を含め、就学前の子どもに関する教育や保育を提供する体制の整備を図ります。(保育家庭支援課、学校教育課) ③私立幼稚園・保育所などへの支援により、保護者の経済的負担の軽減と幼児教育を受ける機会の充実を図ります。(保育家庭支援課)	
施 策	主担当	学校教育課
411-02	<b>小・中学校の教育の充実</b>	
施策の目標	基礎・基本の定着に向けた授業改善や地域の特色をいかした学校づくりなどにより、確かな学力の向上と創造力や感性の育成など、子どもの個性をいかす教育の展開を目指します。	
主な取組	①指導内容や指導方法の工夫・改善により、基礎学力の定着を図るとともに、体力の形成に努め、体験交流や体験学習、集団活動の実践により、自ら学び、考え、行動する力を育成します。(学校教育課) ②教職員研修や研究の充実により、教職員の資質・能力の向上を図り、児童・生徒や保護者から、より一層信頼される教職員を養成します。(学校教育課) ③社会人講師の招へいなど地域の特色や教育力を活用した学校づくりを進めます。また、学校間の連携や交流を推進します。(学校教育課) ④一校一国運動※の継承と発展など国際理解教育を推進するとともに、情報教育・環境教育・キャリア教育※などにより、子どもたちの広い視野を培い、社会の変化に対応できる力の育成を図ります。(学校教育課) ⑤学校図書館の充実を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。(学校教育課)	

※一校一国運動…市内の小・中学校が相手国を決め、その国の文化や歴史の学習と交流を通して国際理解や友好を深めようとするために長野オリンピックの開催をきっかけに始まった運動のこと。

※キャリア教育…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

施 策	主担当	教育委員会事務局総務課
411-03	<b>高等学校・大学等の教育の充実</b>	
施策の目標	市立高等学校としての特長や特色ある教育を実践するとともに、大学等高等教育機関との連携により、より高度で専門性を持った人材の育成を目指します。	
主な取組	<p>①市立長野高等学校では、職業観、勤労観、社会性を涵養する多様な学びを通して生徒一人ひとりの個性・能力を伸ばします。また、地域社会や大学などが持つ専門的・実践的な知識・技術の導入により、社会とのかかわりの中で自己実現を図ることができる教育を推進するとともに、スポーツや文化芸術活動の充実など、特色ある教育を推進します。(学校教育課)</p> <p>②私立の高等学校や大学・専修学校の教育環境の充実に向けて支援します。(教育委員会事務局総務課、企画課)</p> <p>③大学や専門学校などの高等教育機関との連携により、高等教育を受ける機会の充実を図るとともに、高等教育機関の地域への貢献を促進します。(企画課)</p>	

施 策	主担当	学校教育課
411-04	<b>一人ひとりの子どもに応じた支援</b>	
施策の目標	個々の実態に応じた指導や相談体制の充実などにより、子ども一人ひとりが自立し、主体的に社会参加できる環境を目指します。	
主な取組	<p>①家庭・学校・地域・関係機関などの連携を強化し、不登校やいじめなどの未然防止と相談体制の整備・充実を図ります。(学校教育課)</p> <p>②医療機関・福祉機関などと連携し、障害等のある子どもの支援体制を整備します。(保育家庭支援課、学校教育課、障害福祉課)</p> <p>③幼稚園・保育所・小学校・中学校において、障害等のある子どもとない子どもが自然に接することのできる育成支援体制を整備します。(保育家庭支援課、学校教育課)</p>	

施 策	主担当	教育委員会事務局総務課
411-05	快適で安全な教育環境の整備	
施策の目標		健康づくりの推進や安全な施設整備などにより、子どもたちが健やかに育ち、安心して快適に学習できる環境を目指します。
主な取組		<p>①耐震補強や老朽化した施設の計画的な改修を進めるとともに、災害時や緊急時の危機管理体制を強化し、安全で安心して学習できる教育環境の整備を図ります。(教育委員会事務局総務課、学校教育課)</p> <p>②通学区域制度の弾力化などにより、学校規模の適正化を図ります。(学校教育課)</p> <p>③安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域食材の利用や食育指導を推進します。(保健給食課、学校教育課)</p> <p>④定期健康診断の充実などにより、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。(保健給食課)</p>

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策 4－1 次世代を担う人材の育成と環境の整備

#### 施策の体系

412 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上

01 家庭・地域の教育力の向上

02 家庭・学校・地域の連携と交流の推進

基本施策	主担当	教育委員会事務局
412 家庭・学校・地域の連携による教育力の向上		
方針（基本施策の目指すもの）		
基本的な生活習慣や豊かな情操を培う場である家庭の教育力を向上するとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの責任を果たしながら連携交流し、社会全体で子どもたちを守り育てるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
地域ぐるみで子どもを育てていく環境がある		
基本施策指標(成果を示すもの)	現状値(H22)	目標値(H28)
家庭教育支援事業への年間参加者数	17,661 人	20,000 人

#### 【現況と課題】

- ◇保護者などによる児童虐待やしつけ不足などの問題が深刻であり、保護者としての自覚の向上とともに、家庭の教育力の向上が求められています。
- ◇世代間の交流や自然とのふれあいなどの体験活動が不足する中、地域住民や異なる年齢の子ども同士の交流、体験活動の機会を提供する必要があります。
- ◇子どもを狙う事件の増加や有害な情報の氾濫など、子どもを取り巻く環境が悪化する中、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちを育てる必要があります。

#### 【図表】

- ◇少年保護事件数
- ◇住民向けに開放されている学校施設の年間利用件数

施 策	主担当	生涯学習課
412-01	<b>家庭・地域の教育力の向上</b>	
施策の目標	家庭教育講座の開催や子ども会活動を通した体験活動などにより、家庭・地域の教育力の向上を目指します。	
主な取組	①啓発活動や家庭教育講座の開催などにより、保護者の子育てに対する意識改革と子どものしつけや思いやりなどを育む家庭教育力の向上を図ります。(生涯学習課) ②子ども会活動など異なる年齢の子どもたちの交流や体験活動を通じ、自立心や協調性、社会性の育成に取り組みます。(生涯学習課) ③青少年鍛成センターや少年科学センターなど、子どもたちの体験活動の拠点となる青少年育成施設の活用を促進します。(生涯学習課)	
412-02	<b>家庭・学校・地域の連携と交流の推進</b>	
施策の目標	関係団体との連携強化や地域に開かれた学校づくりなどにより、家庭・学校・地域が連携・交流して子どもたちを守り育てていく環境を目指します。	
主な取組	①学校評議員制度※や学校評価※の充実により、地域に開かれた学校づくりを推進します。(学校教育課) ②放課後子どもプラン※の充実など、子どもが放課後や週末などに安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、地域住民との交流や様々な体験活動を行える環境づくりを推進します。(生涯学習課) ③住民自治協議会※などの活動支援や連携強化により、子どもたちを取り巻く有害環境対策や青少年の健全育成を推進します。(生涯学習課)	

※学校評議員制度…家庭や地域との連携協力のもと、特色ある開かれた学校づくりを実現していくために校長が評議員（地域関係諸機関の代表者・保護者・有識者の中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱）から幅広く意見を聞くための制度のこと。

※学校評価…学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるために、学校の教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況について、学校自ら及び学校関係者により評価すること。

※放課後子どもプラン…地域社会の中で、放課後や週末などに子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する計画のこと。

※住民自治協議会…地区全体で対応しなければならない課題に対し、地区住民の参画、各種団体のネットワーク化、相互補完によって、地区の特性をいかした活動を総合的かつ柔軟に行う組織のこと。

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策 4－2 豊かに学びあう社会の形成

#### 施策の体系

##### 421 活力ある地域を創る生涯学習の推進

###### 01 生涯学習環境の整備

###### 02 学習成果の活用と地域づくりへの参加

基本施策	主担当	教育委員会事務局		
421	活力ある地域を創る生涯学習の推進			
方針（基本施策の目指すもの）				
だれもが生涯にわたりいつでもどこでも自由に学び、互いに高めあうとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習のまちを目指します。				
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)		
文化・教育・趣味の講座など学びたいことを学ぶことができる環境が整っている				
基本施策指標	現状値(H22)	目標値(H28)		
生涯学習センターの年間利用者数	174,886 人	180,000 人		
市立公民館の年間利用者数	1,045,705 人	1,086,000 人		
市民一人当たりの市立（長野・南部）図書館貸出冊数	4.5 冊	4.7 冊		

#### 【現況と課題】

- ◇自己の能力向上や生きがいを求める傾向が強まる中、多様なニーズに対応した学習機会の提供やだれもが学びやすい生涯学習の環境づくりが必要です。
- ◇学んだ成果をボランティア活動や地域づくりに還元していくことが求められています。

#### 【図表】

- ◇生涯学習センター・市立公民館の利用者数
- ◇市立図書館の利用状況

施 策	主担当	生涯学習課
421-01	<b>生涯学習環境の整備</b>	
施策の目標	学習意欲や多様な価値観に対応した学習機会や生涯学習施設の充実などにより、生涯にわたり自ら学び互いに高めあえる学習環境を目指します。	
主な取組	<p>①全市的な視野に立つサービスを行う生涯学習センターを中心に、市民・高等教育機関・民間教育事業者などと連携しながら、生涯学習体制の充実を図るなど、総合的・体系的に生涯学習を推進します。(生涯学習課)</p> <p>②地域課題をテーマとした講座開催など、多様化・高度化する市民ニーズに対応する地域に根ざした学習機会の提供に取り組みます。(生涯学習課)</p> <p>③情報誌の発行やインターネットの活用などにより、生涯学習情報の提供の充実を図ります。(生涯学習課)</p> <p>④地域教育力の源であるとともに、コミュニティ<sup>*</sup>の拠点となる市立公民館の充実を図ります。また、地域公民館の整備や活動を支援します。(生涯学習課)</p> <p>⑤図書館のサービス機能の充実を図るとともに、図書館分館設置の検討を進めます。(生涯学習課)</p>	

施 策	主担当	生涯学習課
421-02	<b>学習成果の活用と地域づくりへの参加</b>	
施策の目標	生涯学習を通じた人のつながりや学習の成果を、社会や地域の中にいかすことにより、いきいきとした地域づくりを目指します。	
主な取組	<p>①学習成果を発表する機会や活用する場の充実を図るとともに、学習グループやサークルなどの情報提供や活動支援により、仲間づくりを促進します。(生涯学習課)</p> <p>②生涯学習リーダーバンク<sup>**</sup>の活用により、生涯学習指導者の養成と活動体制の整備を図ります。(生涯学習課)</p> <p>③市民が主体的に講座やイベントの企画運営に参画できる仕組みづくりを進めます。(生涯学習課)</p>	

\*コミュニティ…同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。

\*\*生涯学習リーダーバンク…生涯学習指導者を登録し、指導者の情報を市民に提供するとともに、指導者の活躍の場の確保を図る制度のこと。

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策4-3 ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承

#### 施策の体系

##### 431 多彩な文化の創造と文化遺産の継承

###### 01 文化芸術活動への支援と文化の創造

###### 02 歴史・文化遺産の活用と継承

基本施策	主担当	教育委員会事務局									
431	<b>多彩な文化の創造と文化遺産の継承</b>										
方針（基本施策の目指すもの）											
<p>貴重な文化遺産や伝統芸能を継承するとともに、新たな文化芸術を創造し、国内外に発信することで、地域への誇りと愛着を育む文化力※あふれるまちを目指します。</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>アンケート指標（市民が思う割合）</th> <th>現状値(H23)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史・文化の保存や継承が適切に行われている</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)	歴史・文化の保存や継承が適切に行われている					
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)									
歴史・文化の保存や継承が適切に行われている											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基本施策指標</th> <th>現状値(H22)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民会館等市有の文化・芸術施設利用者数</td> <td>378,623人</td> <td>520,000人</td> </tr> <tr> <td>市有博物館及び文化財施設の来場者数</td> <td>646,238人</td> <td>650,000人</td> </tr> </tbody> </table>			基本施策指標	現状値(H22)	目標値(H28)	市民会館等市有の文化・芸術施設利用者数	378,623人	520,000人	市有博物館及び文化財施設の来場者数	646,238人	650,000人
基本施策指標	現状値(H22)	目標値(H28)									
市民会館等市有の文化・芸術施設利用者数	378,623人	520,000人									
市有博物館及び文化財施設の来場者数	646,238人	650,000人									

#### 【現況と課題】

- ◇ゆとりや潤いを求める社会環境の変化に伴い、文化芸術に対する市民の関心が高まっており、文化芸術の鑑賞機会の充実や文化芸術活動に対する支援が必要です。
- ◇市民による文化芸術活動が盛んに行われており、鑑賞・発表・創作・交流などを支える機能・役割を持つ拠点を整備する必要があります。
- ◇市内には、善光寺・松代・戸隠など歴史に育まれた貴重な文化遺産が多く残されており、市民とともに有効に活用しながら継承していくことが求められています。

#### 【図表】

- ◇国・県・市指定等文化財

※文化力…人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など様々な力があり、これらの力を「文化力」とする。（長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例の前文から要約）

施 策	主担当	生涯学習課
431-01	<b>文化芸術活動への支援と文化の創造</b>	
施策の目標	<p>文化芸術の担い手を育成するとともに、市民の文化芸術活動を支援することにより、文化的風土を醸成し、“ながの”の個性と魅力あふれる市民文化の振興を目指します。</p>	
主な取組	<p>①文化芸術活動の拠点となる施設や表現スペースの整備を進めるとともに、発表する機会の充実を図ります。(生涯学習課)</p> <p>②参加・育成型の文化芸術活動を促進するとともに、市民の自主的で創造的な文化芸術活動を支援します。(生涯学習課)</p> <p>③歴史と風土に育まれた“ながの”独自の文化を効果的に情報発信するとともに、文化芸術資産のデジタルアーカイブ化※を図ります。また、郷土の文化や質の高い文化芸術にふれる機会の充実を図ります。(生涯学習課)</p> <p>④幼稚園・保育所・学校・文化施設・地域の文化芸術団体などの連携を促進し、幼年期からの文化芸術体験を推進します。(生涯学習課)</p> <p>⑤野外彫刻ながのミュージアム構想※を推進するとともに、積極的なPRを展開することにより、野外彫刻の魅力向上を図ります。(生涯学習課、観光課)</p>	

※デジタルアーカイブ化…博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品をはじめ、有形・無形の文化資源などを、デジタル化して保存などを行うこと。

※野外彫刻ながのミュージアム構想…彫刻の持つ芸術性と社会機能を生かした新しい都市空間作りを目指し創設した「長野市野外彫刻賞」の受賞作品を広く市民に鑑賞してもらえるよう、市内全域を美術館になぞらえ、イベントなどの開催を通じて作品とのふれあいを図るとともに、新たな野外彫刻の設置を進め、市民に親しまれる「彫刻のまちながの」を目指す構想のこと。

施 策	主担当	文化財課
431-02	<b>歴史・文化遺産の活用と継承</b>	
施策の目標	<p>市民と行政が一体となり、自然や文化財、伝統芸能などを地域資源として積極的に保存・活用しながら後世へ継承することにより、歴史的・文化的遺産をいかした魅力的な地域づくりを目指します。</p>	
主な取組	<p>①地域の文化的資源の再発掘や、埋蔵文化財や民俗文化財などの調査を進めます。また、その結果が学校教育や生涯学習で活用されるよう迅速な公開に努めます。(文化財課)</p> <p>②伝統芸能の指導者・後継者の育成や保存団体を支援し、地域に根ざした伝統芸能継承活動を促進します。(生涯学習課)</p> <p>③歴史的背景を持つ建造物、庭園、路地裏や地名をいかした街並みなど、伝統環境を保存・活用しながら、継承を進めるとともに、関係者間の合意を図りながら、「善光寺と門前町」の世界遺産*登録に向けて取り組みます。(文化財課)</p> <p>④市民と行政が協働で取り組む文化財の保存と活用体制を整備し、体験学習や公開の場を拡大するなど、観光と結びつけた効果的な情報発信を図ります。(文化財課、観光課)</p> <p>⑤展示の工夫や案内ボランティアの配置を進め、博物館や真田宝物館など展示公開施設のサービス向上と施設の充実を図ります。(文化財課)</p>	

\*世界遺産…ユネスコで採択した世界遺産条約に基づき、人類共通の遺産として保護していくために世界遺産リストに登録された、世界的に貴重な文化遺産や自然遺産のこと。

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策 4-4 躍動する生涯スポーツの振興と競技力の向上

#### 施策の体系

##### 441 スポーツを軸としたまちづくりの推進

01 生涯スポーツの振興

02 競技スポーツの振興

03 スポーツ環境の整備・充実

基本施策	主担当	教育委員会事務局
441	スポーツを軸としたまちづくりの推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
だれもが生涯を通してスポーツを楽しみ互いに交流し、健康な心と身体を培い、活力に満ちた明るく豊かな生活を送ることができるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
子どもから高齢者までだれもが気軽にスポーツに取り組める環境が整っている		
基本施策指標	現状値(H22)	目標値(H28)
週1回以上スポーツ活動を行っている成人の割合	52.8%	69.6%
障害者スポーツ大会・講習会への年間参加者数	459人	540人
市民一人当たりの市有スポーツ施設利用回数	8.1回	10.5回

#### 【現況と課題】

- ◇余暇時間の増大や健康志向の高まりに伴い、スポーツ活動人口が増加している中、スポーツ活動の意義や価値※を共有しながら、身近で気軽にスポーツを楽しめる環境をつくる必要があります。
- ◇地域密着型プロスポーツチームの活躍や地域に根ざした活動により、市民の応援の輪が広がりつつあり、その活動を支援していく必要があります。
- ◇オリンピックやパラリンピックの開催により大規模なスポーツ施設が整備されており、それらの有効活用とともに、各種スポーツの競技力向上と冬季スポーツの一層の振興が求められています。

#### 【図表】

- ◇スポーツ教室への参加者数
- ◇大規模スポーツ施設利用者数

※スポーツ活動の意義や価値…スポーツはその活動自体、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値を有する。生涯にわたり、主体的にスポーツを親しむことのできる地域社会をつくることは、青少年の心身の健全な発達、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生、国際的な友好と親善など、社会全体の活力につながり、幅広い世代の人々にとって大きな意義のあるものである。（出典：スポーツ立国戦略 平成22年8月26日 文部科学省から要約）

施 策	主担当	体育課
441-01	<b>生涯スポーツの振興</b>	
施策の目標	市民の多様なスポーツ活動を地域社会が支えることなどにより、だれもがいつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツの振興を目指します。	
主な取組	<p>①市民だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実するとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ります。(体育課)</p> <p>②地域の特性に応じた総合型地域スポーツクラブ※などの創設・育成を支援するとともに、地域密着型スポーツチーム※の活動を支援します。また、地域間のスポーツ交流を促進します。(体育課)</p> <p>③障害者のスポーツ大会・講習会の開催や、障害のある人とない人の交流などユニバーサルスポーツ※の振興を図ります。(障害福祉課、体育課)</p> <p>④多様なニーズに合わせて適切な指導ができる質の高いスポーツ指導者や体育指導委員の養成と活躍の場の提供を進めます。(体育課)</p>	

※総合型地域スポーツクラブ…身近な生活圏である中学校区程度の地域において、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、年代・性別・技術レベルに関係なく誰もが気軽に参加できる地域住民が主体的に運営するスポーツクラブのこと。

※地域密着型スポーツチーム（地域密着型プロスポーツチーム）…地域を拠点に、市民をはじめとする地域からのサポートと地域への貢献の関係を保ちながら、地域と共に活動・活躍しているスポーツクラブのこと。スポーツ振興とともに地域の活性化など、新たなスポーツのあり方として注目されている。スポーツを職業として活躍するプロ選手がチームに在籍する場合は、地域密着型プロスポーツチームと呼ぶこともある。

※ユニバーサルスポーツ…老若男女、障害のある人・ない人などの別なく、すべての人のスポーツということ。

施 策	主担当	体育課
441-02	<b>競技スポーツの振興</b>	
施策の目標	<p>トップレベルの競技スポーツにふれる機会の充実や選手強化への支援などにより、競技力の向上とスポーツ活動への関心を高める競技スポーツの振興を目指します。</p>	
主な取組	<p>①トップレベルの競技者などによるスポーツ教室やイベントの開催を通じ、スポーツへの関心を高め、競技スポーツ人口の拡大を図ります。(体育課)</p> <p>②全国中学校スケート大会(スピードスケート・フィギュアスケート)を継続的に開催し、青少年のあこがれや目標となる地域づくりを推進します。(体育課)</p> <p>③オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックスの資産をいかし、スポーツの国際大会や全国大会などを誘致・開催するとともに、長野マラソン・長野車いすマラソン大会の充実を図ります。(体育課、障害福祉課、観光課)</p> <p>④競技団体や各種スポーツ団体の選手強化への支援や団体間の連携を強化するとともに、専門的能力を持つ指導者の養成・確保を図ります。(体育課)</p>	

施 策	主担当	体育課
441-03	<b>スポーツ環境の整備・充実</b>	
施策の目標	スポーツ活動の拠点整備やスポーツに関する情報提供の充実などにより、身近で利用しやすいスポーツ環境を目指します。	
主な取組	<p>①大規模スポーツ施設を計画的に改修・整備し、国際的・全国的スポーツ大会の開催や選手強化のための使用など有効活用を図ります。また、エムウェーブとスパイラルのナショナルトレーニングセンター※としての機能を発揮していきます。(体育課)</p> <p>②大規模スポーツ施設や各市営スキー場の特色をいかし、冬季スポーツをはじめ各種スポーツの一層の振興を図ります。(体育課、観光課)</p> <p>③地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる社会体育施設などの充実を図ります。また、学校体育施設の利用拡充を進めます。(体育課)</p> <p>④インターネットを利用したスポーツ施設やスポーツ教室の予約案内システムなど、利用しやすい情報提供体制の整備・充実を図ります。(体育課)</p> <p>⑤体育施設愛護会活動※や大規模大会の運営に関わるスポーツボランティア※を育成し、その活動を支援します。(体育課)</p>	

※ナショナルトレーニングセンター…トップレベルの競技者が高度なトレーニングを行うことができ、ハード・ソフト両面で充実した機能を有する国家レベルのトレーニング拠点のこと。

※体育施設愛護会活動…地域住民の公共施設に対する愛護精神を高揚することを目的とし、体育施設が安全かつ快適に利用できるように、清掃・除草などを自発的に行う団体の活動のこと。

※スポーツボランティア…地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支えたり、また、国際競技大会や地域スポーツ大会などにおいて、専門能力や時間などを進んで提供し、大会の運営を支える人のこと。

## 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち 【教育・文化分野】

### 政策4-5 地域から広がる国際交流の推進

#### 施策の体系

##### 451 国際化の推進

###### 01 国際交流の推進

###### 02 多文化共生の推進

基本施策	主担当	企画政策部
451	国際化の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
国際交流を通じて市民の国際感覚を高めるとともに、互いの異なる文化を尊重し合い共生できる国際都市NAGANOを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
外国人の人や文化との交流が行われている		
基本施策指標	現状値(H22)	目標値(H28)
市民団体が主催する国際交流推進事業数	5件	10件
国際交流コーナーの年間利用者数	12,412人	14,200人

#### 【現況と課題】

- ◇オリンピックやパラリンピックの開催を契機に高まった市民の国際感覚・国際理解の更なる向上や主体的な国際交流活動への支援が必要です。
- ◇国籍・言語・習慣などの異なる人々と接する機会が増えており、互いの文化的背景を理解し、多様な文化が共生できる環境が求められています。

#### 【図表】

- ◇国別外国人登録者数

施 策	主担当	秘書課
451-01	<b>国際交流の推進</b>	
施策の目標	<p>海外都市との交流や市民ボランティアの育成、国際交流団体への活動支援、国際交流情報の発信などにより、市民主体で国際的な活動を展開できる環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①姉妹都市アメリカ・クリアウォーター市や友好都市中国・石家庄市をはじめとした、諸地域との教育・文化・スポーツなど様々な国際交流活動を推進します。(秘書課、学校教育課)</p> <p>②ホームステイの受け入れや通訳などの国際交流ボランティアの育成を図ることで、市民が主体となった国際交流活動を促進します。(秘書課)</p> <p>③産学行※の連携により、国際会議・イベント・スポーツ大会などの誘致・開催を促進します。(観光課、体育課)</p>	

施 策	主担当	秘書課
451-02	<b>多文化共生の推進</b>	
施策の目標	<p>学校・地域での国際教育の充実や多言語での生活情報の提供などにより、相互理解の促進と外国人が訪れやすく、暮らしやすい環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①国際交流コーナーを拠点とした市民と外国人の交流や教育・啓発を進め、日本文化と異文化の相互理解を促進します。(秘書課)</p> <p>②学校教育や生涯学習における国際感覚の育成と国際理解の促進など、国際的な幅広い知識と視野を持つ人材を育成します。(学校教育課、生涯学習課)</p> <p>③外国人を対象とした多言語での生活情報を提供するとともに、日常生活や学校生活などにおける相談・支援体制の充実を図ります。(秘書課・学校教育課)</p> <p>④道路標識・観光案内板の多言語化や外国語による案内の充実を図り、外国人が活動しやすい環境を整備します。(秘書課)</p>	

※産学行…産は企業（産業界）、学は大学等の学術研究機関、行は行政機関などのこと。

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策5－1 賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進

#### 施策の体系

##### 511 多様な観光交流の推進

01 訪れてみたくなる地域づくり

02 効果的な情報発信と広域的連携

03 コンベンションの誘致と観光との連携

基本施策	主担当	産業振興部
511		
<b>多様な観光交流の推進</b>		
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>		
歴史・文化や美しい自然などの観光資源と、オリンピック開催で得た資産をいかして観光交流を推進し、賑わいと活力ある観光・コンベンション※都市“ながの”を目指します。		
<b>アンケート指標（市民が思う割合）</b>	<b>現状値(H23)</b>	<b>目標値(H28)</b>
自然や歴史資源を活用した魅力ある観光都市づくりが行われている		
<b>基本施策指標（成果を示すもの）</b>	<b>現状値(H22)</b>	<b>目標値(H28)</b>
市内の年間観光地利用者数	1,004万人	1,200万人
観光ホームページへの年間アクセス数	71万件	90万件
誘致・支援するコンベンションの年間参加者数	95,281人	110,000人

#### 【現況と課題】

- ◇合併による新たな観光資源の増加や観光客のニーズの多様化などを背景に、地域の持つ魅力や人材をいかし、訪れる人の視点に立った特色のある観光地づくりを進めていく必要があります。
- ◇アジア圏をはじめとした外国人観光客の増加や北陸新幹線の延伸など観光を取り巻く環境が大きく変化する中、広域的な観光ルートや国際観光地の形成に向け、国内外に向けた戦略的なPRの展開と新しい観光スタイルの提案が必要です。
- ◇市内には収容能力豊富な会議・宿泊施設が整備されており、一層の活用のために国内外の様々なコンベンションの継続的な誘致・開催と受入体制の強化が必要です。

#### 【図表】

- ◇観光地利用者数
- ◇誘致・支援したコンベンションの開催団体数と参加者数

※コンベンション…会議・集会・大会・展示会・見本市など、特定の目的で多数の人が集まること。付随して人・物・情報などの交流がある。

施 策	主担当	観光課
511-01	<b>訪れてみたくなる地域づくり</b>	
施策の目標	<p>観光ブランドの確立と滞在型・通年型観光の推進を図るとともに、訪れる人の視点に立った魅力づくりとおもてなしにより、観光客が繰り返し訪れてみたくなる地域づくりを目指します。</p>	
主な取組	<p>①地域住民や観光関連事業者などと行政の連携を強化し、地域独自の魅力をいかした観光ブランドの創造と確立を推進します。(観光課)</p> <p>②地域の歴史・文化や自然、名物など四季折々の魅力をいかした観光メニューの創出により滞在型・通年型観光への転換を図ります。(観光課)</p> <p>③地域の観光資源の発掘・活用と地域ごとの取組の連携を促進し、旅の目的やテーマに合わせた地域色のある観光ルートやプログラムづくりを進めます。(観光課)</p> <p>④分かりやすい案内表示など観光客の受入体制の整備・充実や、地域の魅力を伝える観光ガイドの取組の促進など、おもてなしの心あふれるまちづくりと人づくりを推進します。(観光課)</p>	

施 策	主担当	観光課
511-02	<b>効果的な情報発信と広域的連携</b>	
施策の目標	<p>地域の魅力を伝える情報発信・情報提供、広域的連携による周遊観光の促進などにより、国内外からの効果的な誘客を目指します。</p>	
主な取組	<p>①インターネットを活用した情報提供機能の強化と戦略的なプロモーションの展開などにより効果的な情報発信を図ります。(観光課)</p> <p>②海外への情報発信や外国語による案内の充実など、外国人観光客の誘致と受入体制の整備を図ります。また、外国人観光客の周遊を促進するため、周辺観光地との連携を図ります。(観光課)</p> <p>③北信濃エリアや北陸新幹線沿線の都市、歴史や文化を介した「縁」のある都市など、関係する自治体や事業者などと連携を図りながら、魅力的な広域観光エリアの形成と新たな観光ルート・観光スタイルの提案を進めます。(観光課)</p>	

施 策	主担当	観光課
511-03	コンベンションの誘致と観光との連携	
施策の目標		オリンピック開催都市の知名度と競技・宿泊施設などの資産をいかして多様なコンベンションを誘致・開催し、観光と連携を図りながら、経済や産業への幅広い寄与を目指します。
主な取組		<p>①（財）ながの観光コンベンションビューローなどと連携し、国内外のコンベンションの積極的な誘致活動と支援策の展開を図ります。 (観光課)</p> <p>②国内外のスポーツコンベンションなどの誘致・開催を積極的に進めます。また、オリンピック施設の計画的な整備など受入体制を充実します。(体育課、観光課)</p> <p>③映画・ドラマ・CMなどのロケ地の誘致や撮影への支援など、ながのフィルムコミッショն※の活動を通じて、映像による知名度向上と誘客を図ります。(観光課)</p>

※フィルムコミッション…映画・ドラマ・CMなどの撮影のために、風景や建物などの撮影場所の情報提供、エキストラの募集、撮影に関する調整や手配など、ロケ隊の支援を行う組織のこと。

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策 5－2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化

#### 施策の体系

##### 521 未来に向けた農業の再生・振興

01 地域農業の確立と経営基盤づくり

02 消費者や市場と結びついた産地づくり

03 新鮮で安全・安心な農産物づくり

基本施策	主担当	産業振興部												
521	未来に向けた農業の再生・振興													
方針（基本施策の目指すもの）														
農業の重要性を食料生産や土地利用の面から評価し、経営の強化や生産性・付加価値の向上などを通じて地域農業の再生・振興を目指します。														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>アンケート指標（市民が思う割合）</th> <th>現状値(H23)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争力があり価値が高い農産物が生産されている</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)	競争力があり価値が高い農産物が生産されている								
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)												
競争力があり価値が高い農産物が生産されている														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>基本施策指標（成果を示すもの）</th> <th>現状値(H22)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農業者数</td> <td>263 人</td> <td>300 人</td> </tr> <tr> <td>新規就農者数(累計)</td> <td>89 人</td> <td>270 人</td> </tr> <tr> <td>奨励果樹の栽培面積</td> <td>212 ha</td> <td>242 ha</td> </tr> </tbody> </table>			基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)	認定農業者数	263 人	300 人	新規就農者数(累計)	89 人	270 人	奨励果樹の栽培面積	212 ha	242 ha
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)												
認定農業者数	263 人	300 人												
新規就農者数(累計)	89 人	270 人												
奨励果樹の栽培面積	212 ha	242 ha												

#### 【現況と課題】

- ◇農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加しており、農業を支える仕組みづくりや担い手の確保・育成が必要です。
- ◇農業経営が収益面でも厳しい中、六次産業化※など付加価値や収益性の高い農業への転換が必要です。
- ◇食の安全に対する関心が高まる中、安全な農産物供給や環境に配慮した農業の取組が必要です。

#### 【図表】

- ◇総農家数
- ◇経営耕地総面積と耕作放棄地

※六次産業化…農山漁村の活性化のため、地域の第一次産業とこれに関連する第二次・第三次産業（加工・販売等）に係る事業の融合などにより地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組のこと。

施 策	主担当	農政課
521-01	<b>地域農業の確立と経営基盤づくり</b>	
<b>施策の目標</b>	地域で農業を支える仕組みづくりや担い手の確保・育成などにより、農業の経営基盤の強化と農地の保全・活用を目指します。	
<b>主な取組</b>	<p>①農業公社など関係機関との連携により、農作業や機械の共同化、集落営農の組織化、農業の法人化などを支援し、地域全体で農業を支える仕組みづくりと農業経営の安定化に向けた取組を推進します。(農政課、農業委員会事務局)</p> <p>②地域農業を担う新規就農者の確保・育成を図るとともに、支援体制の充実など就農後も安心して農業を続けることのできる環境づくりを進めます。また、認定農業者※や農業法人※など多様な担い手の確保・育成を図ります。(農政課、農業委員会事務局)</p> <p>③関係機関と連携し、農業の担い手への農地の利用集積を図るとともに、奨励作物の作付けや市民農園の開設などの取組を支援し、耕作放棄地の発生防止、解消に努めます。(農政課、農業委員会事務局)</p> <p>④農道・ほ場・かんがい施設など地域の実情に応じた農業生産基盤の整備を図るとともに、排水機場（ポンプ場）の計画的な整備・更新により、農地や流域内の内水被害を防止します。(農業土木課)</p>	

※認定農業者…市の農業経営基盤強化基本構想に沿って、一定規模以上の農業経営を目指す経営者として市から認定を受けた農業者のこと。

※農業法人…農業を営む法人の総称のこと。農業者が法人化することにより、対外信用力の向上や後継者の確保がしやすくなるなどの経営上の利点のほか、税制面の優遇や制度資金融資の拡大など、制度上の利点が得られる場合がある。

施 策	主担当	農政課
521-02	消費者や市場と結びついた産地づくり	
施策の目標	地域特性をいかした産地化や加工・販売との連携による農畜産物の高付加価値化などにより、消費につながる収益性の高い農業を目指します。	
主な取組	<p>①地域特性をいかした農畜産物の産地化とブランド化を推進するとともに、関係機関との連携による国内外への積極的なPRにより消費者や市場への浸透を図ります。(農政課)</p> <p>②小麦・大豆・そばなどの更なる生産拡大を図り、食品加工や販売と連携しながら、特色ある産地化を推進します。また、地域に根付いた食文化の伝承と発信を図ります。(農政課)</p> <p>③六次産業化など付加価値や収益性を高める取組を促進し、「地域ビジネス」としての農業の確立を図ります。(農政課)</p> <p>④競争力のある産地づくりに向けて、先進技術や新品種の導入、農業生産の近代化・合理化を促進します。(農政課)</p> <p>⑤契約栽培による薬草の産地化に向けた取組を進めます。(農政課)</p>	

施 策	主担当	農政課
521-03	新鮮で安全・安心な農産物づくり	
施策の目標		減農薬や有機資源の活用など環境にやさしい農業の推進を図るとともに、地元農産物の地域内流通量を高め、新鮮で安全・安心な農産物の供給を目指します。
主な取組		<p>①減農薬や減化学肥料、有機資源（バイオマス※）を利活用した堆肥づくりなど、環境にやさしい農業の取組を支援し、安全・安心な農産物の生産を促進します。（農政課）</p> <p>②学校給食における地域食材の利用促進など新鮮な地元農産物の地域内流通と消費の拡大に向けた取組を進めます。また、「地産地消※」の更なる普及に向けて、事業者へのPRと消費者の意識づくりに努めます。（農政課）</p> <p>③消費者と生産者の交流機会を創出するとともに、生産情報の発信・提供を促進し、安全・安心な農産物の積極的なPRを図ります。（農政課）</p>

※バイオマス…家畜排せつ物や生ごみ、果樹剪定枝など動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

※地産地消…地域で生産した農産物を地域で消費する「地域生産・地域消費」の略。食糧自給や食の安全、農業と地域の関わりなどへの関心を高め、地域農業の活性化が期待される。

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策 5－2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化

#### 施策の体系

522 中山間地域の農業振興

01 中山間地域の特性をいかした農業の振興

基本施策	主担当	産業振興部
522 中山間地域の農業振興		
方針（基本施策の目指すもの）		
活力ある中山間地域づくりに向けて、地域の特性をいかした農業の振興を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
山あいの地域で、いきいきと農業の生産活動が行われている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
中山間地域で遊休荒廃農地から農地に復元した面積(累計)	44 ha	74 ha
振興作物導入面積(累計)	14 ha	17 ha

#### 【現況と課題】

- ◇農業の生産条件が厳しい中山間地域では、高齢化や人口減少などにより荒廃農地が増加しており、国土保全の面からも地域の農業と農村の活動を支援していく必要があります。
- ◇野生鳥獣による農作物への被害が深刻化しており、地域ぐるみでの防除対策への支援が必要です。

#### 【図表】

- ◇中山間地域の耕作放棄地
- ◇中山間地域の農家数

施 策	主担当	農政課
522-01	中山間地域の特性をいかした農業の振興	
施策の目標		中山間地域の農産物や特産品の生産・販売を促進するとともに、耕作意欲の低下につながる野生鳥獣による農作物被害を防止し、国土や水源の保全の面からも中山間地域の農業振興を図ります。
主な取組		<p>①中山間地域の農業と農村の活動を支援し、農地や集落の維持に加え、中山間地域が有する環境や防災などの多面的な機能の保持を図ります。(農政課)</p> <p>②中山間地域に適した作物や軽作業で手間のかからない作物の導入など、高齢者が無理なく農業を続けていくための取組を推進します。(農政課)</p> <p>③地域の生産者グループによる農産物の加工・販売や特産品の開発などの取組を支援し、働く場の確保と地域農業の収益性の向上を図ります。(農政課)</p> <p>④地域ぐるみでの総合的な野生鳥獣対策を推進し、農作物への被害の防止を図ります。(農政課)</p> <p>⑤関係団体などと連携し、農業体験や民泊を伴う修学旅行の受け入れなど、地域住民が主体となる都市農村交流の取組を積極的に推進します。(農政課)</p>

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策 5－2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化

#### 施策の体系

##### 523 豊かな森林づくりと林業の振興

###### 01 森林資源の保全と活用

###### 02 親しみの持てる森林づくり

基本施策	主担当	産業振興部
523		
<b>豊かな森林づくりと林業の振興</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
環境や防災の面で多様な機能を有する広大な森林を守り育てることにより、森林資源の持続的な保全と活用を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
森林や山林資源の整備と有効活用が行われている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
間伐を実施した森林面積（搬出分のみ）	130 ha	250 ha
木材生産量	10,851 m <sup>3</sup>	17,000 m <sup>3</sup>

#### 【現況と課題】

- ◇森林面積は市域の6割を占めており、国土保全や環境の面から適切な保全・管理が必要です。
- ◇国産材の価格低下などにより林業の担い手が減少しており、森林を保全・活用する仕組みづくりが課題となっています。
- ◇森林や林業は環境・防災・景観面で大きな役割を持ちながらも、日常生活では接する機会が少ないとから、市民の関心・理解を高めていく取組が必要です。

#### 【図表】

- ◇所有形態別森林面積

施 策	主担当	森林整備課
523-01	<b>森林資源の保全と活用</b>	
施策の目標	間伐※による森林整備や林業の再生・振興により、森林が長期にわたり健全に保全・活用されることを目指します。	
主な取組	①地域の特性に応じた多様性のある森林形成を進めるとともに、集約化※による間伐の促進などにより、計画的・効率的に森林の整備を進めます。(森林整備課) ②森林整備の担い手の確保・育成を図るとともに、森林所有者の森林に対する意識の向上に向けた啓発に努めます。(森林整備課) ③林業労働の効率化に向けて地域の実情に応じた林内路網※の整備を進めます。(森林整備課) ④公共施設などへの地域材の利活用を進めるとともに、木質バイオマス※の利用促進を図ります。(森林整備課) ⑤松くい虫などの森林病虫害の被害防止対策を進めます。(森林整備課) ⑥地域や関係機関と連携し、野生鳥獣の計画的な保護管理や緩衝帯※整備など農林業への被害防止策の充実を図り、安全面からも人間と野生鳥獣との共存に向けた総合的な野生鳥獣対策を推進します。(森林整備課)	

※間伐…杉などの人工林の成長過程で、木の成長を促進し、日光が入るようにするため、適度な間隔に木を伐採すること。

※集約化…森林を効率よく管理できるようにまとめること。森林所有者の同意を得て、一団の間伐箇所とすることにより、効率的に作業を進めることができる。

※林内路網…森林内の林道や作業道のこと。または、それらを適切に組み合わせたもの。

※木質バイオマス…木材からなる再生可能な有機性資源のこと。樹木の伐採時に発生する枝や葉、製材時に発生するおが粉などがある。

※緩衝帯…農地等への野生鳥獣の出没を抑制するため、雑木の伐採などにより山林と農地との間に設けられた見通しの良い地帯のこと。

施 策	主担当	森林整備課
523-02	親しみの持てる森林づくり	
施策の目標		森林学習や森林体験を通じて、多くの市民が森林に関心を持ち、親しみを持てるような森林づくりを目指します。
主な取組		<p>①森林ボランティア団体の育成と連携の強化を図るとともに、みどりの少年団活動など森林学習や森林体験の取組を促進し、森林に対する親しみと理解を深めます。(森林整備課)</p> <p>②飯綱高原の「体験の森」など市内の森林を体験の場として活用し、森林や林業を身近に感じることのできる環境づくりを推進します。(森林整備課)</p> <p>③地域の文化財を守るための木材を地元で供給できるよう、「善光寺の森」づくりを市民と協働で進めるとともに、森林の果たす役割や重要性に対する意識の高揚を図ります。(森林整備課)</p>

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策5－3 特色ある産業の集積と工業の高付加価値化

#### 施策の体系

##### 531 産業の集積と工業の活性化

- 01 产学行連携の推進とものづくり産業の振興
- 02 企業立地の推進

基本施策	主担当	産業振興部
531		
<b>産業の集積と工業の活性化</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
ものづくり産業の基盤強化や先端産業の育成、企業の競争力向上などを支援し、特色ある産業の集積と工業の高付加価値化を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
工業や製造業に活気がある		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
製造品出荷額等	4,141 億円 (H21)	4,409 億円
大学などと共同で新技術・新製品の開発を行う件数（累計）	14 件	32 件
産業団地分譲による入居企業数(累計)	160 社	180 社

#### 【現況と課題】

- ◇製造品出荷額等や事業所数が減少する中、付加価値の高いものづくりや先端技術への対応に向け、長野市ものづくり支援センターを活用した产学行連携の一層の強化が必要です。
- ◇カーボンナノチューブ※の実用化研究など「地域イノベーション戦略支援プログラム※」の成果を地域の新産業育成に結びつけることが期待されており、地元企業への技術移転やそれらを核とした産業集積が必要です。
- ◇企業の生産拠点の海外移転や景気停滞による設備投資の抑制などにより企業誘致を取り巻く環境は厳しさを増しており、企業ニーズに応じた産業団地のあり方などについての検討と誘致・支援策の強化が必要です。

#### 【図表】

- ◇工業事業所数・製造品出荷額等
- ◇製造品出荷額等の県内順位

※产学行…産は企業（産業界）、学は大学等の学術研究機関、行は行政機関などのこと。

※カーボンナノチューブ…超微細な円筒（チューブ）の形をした炭素（カーボン）の結晶のこと、新素材として实用性が期待されている。ナノは10億分の1を表す単位

※地域イノベーション戦略支援プログラム…大学等の学術研究機関を核に产学行が連携し、研究開発拠点の形成と連鎖的な新事業の創出を目指すもの。国の事業再編により、「知的クラスター創成事業」が、平成23年度から「地域イノベーション戦略支援プログラム」となった。

施 策	主担当	商工振興課
531-01	産学行連携の推進とともにづくり産業の振興	
施策の目標		産学行連携による新技術の研究開発、製品の高付加価値化、新分野の開拓、特色ある製品づくりなどを通じ、新産業の創出・育成ともにづくり産業の振興を目指します。
主な取組		<p>①研究開発拠点となる長野市ものづくり支援センターを活用し、関係者相互を結ぶネットワークの強化を図ります。(商工振興課)</p> <p>②産学連携や企業連携による製品の高付加価値化や新分野開拓などの共同研究開発を支援するとともに、地域の課題を解決するための技術開発を促進します。(商工振興課)</p> <p>③ナノテクノロジー※やバイオテクノロジー※などを基盤とする新産業の創出・育成に向けた調査・研究を進めます。(産業政策課、商工振興課)</p> <p>④農商工の連携による特色ある製品づくりを促進するとともに、ものづくりに携わる人材の育成を支援します。(商工振興課)</p> <p>⑤産業フェアの開催などを通じて、地域企業の技術や製品を広くアピールするとともに、異業種間交流による企業連携など企業のマーケティング※戦略の強化を支援します。(商工振興課)</p>

※ナノテクノロジー…原子や分子の配列を自在に制御し、新たな素材や物質の開発につなげる超微細技術のこと。

※バイオテクノロジー…生物の機能を応用する技術のことで、遺伝子組み換えや細胞工学による医薬品の開発、食品の品種改良、環境分野などに応用されている。

※マーケティング…顧客ニーズを発見し、製品やサービスの販売にいかすこと。売れるしくみづくり。

施 策	主担当	産業政策課
531-02	<b>企業立地の推進</b>	
施策の目標	企業立地に向けた環境整備や積極的な誘致により、地域の産業集積の向上と地域経済や雇用の安定化を目指します。	
主な取組	<p>①助成制度の充実や積極的な誘致活動の展開により産業団地の分譲を進めるとともに、関係機関との情報ネットワークの構築により空き地・空き工場などの情報提供の強化を図ります。(産業政策課、商工振興課)</p> <p>②産業動向や企業の立地ニーズなどを踏まえ、新たな産業団地の開発について調査・研究します。(産業政策課)</p> <p>③市街地や空きビルなどへの立地も視野に入れ、都市型産業※を含む新たな企業や事業所の誘致を推進します。(産業政策課、商工振興課)</p>	

※都市型産業…情報サービス・IT（情報技術）・デザイン・教育・企画など、大きな生産設備を持たずに生産性をあげている業種のこと。

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策 5－4 魅力と賑わいあふれる商業の振興

#### 施策の体系

##### 541 力強い商業への転換

- 01 中心市街地の魅力づくり
- 02 創業者や商店街の意欲的な取組への支援
- 03 地域商業の強化と環境整備

基本施策	主担当	産業振興部
541		
<b>力強い商業への転換</b>		
方針（基本施策の目指すもの）		
消費者ニーズや時代の変化に対応できるよう、店舗や商店街の魅力と競争力を高め、市民や地域から支持される力強い商業への転換を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
個性的で魅力的なお店が増えている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
年間商品販売額（小売業）	4,519 億円 (H19)	4,520 億円
空き店舗を活用して出店した事業者数(累計)	85 件	115 件

#### 【現況と課題】

- ◇中心市街地の再開発や街並みなどの整備が進む中、ソフト面を含め、商店街や市民を交えた一層の賑わいづくりが必要です。
- ◇商業立地の郊外化などとともに商店街の活力が低下傾向にあり、やる気のある店舗やチャレンジする人を支援していく必要があります。
- ◇郊外店・コンビニエンスストア・インターネットを活用した通信販売など、販売形態や消費行動が多様化する中、地域特性や消費者ニーズを考慮した魅力的で個性的な地域商業に転換していく必要があります。

#### 【図表】

- ◇事業所数と年間商品販売額（小売業）
- ◇中心市街地（長野地区）の歩行者通行量（主な 15 地点）

施 策	主担当	商工振興課
541-01	中心市街地の魅力づくり	
施策の目標	市民・事業者・関係団体・行政の協働による活性化の取組や商業環境の整備などを通じ、中心市街地の魅力的な商空間づくりと賑わいの向上を目指します。	
主な取組	<p>①まちづくりに関わる民間団体などとの協働により、中心市街地の賑わいの創出や利便性の向上など、商業環境づくりに向けた取組を促進・支援します。(商工振興課)</p> <p>②中心市街地の街並みなどの整備に合わせ、観光客や消費者のニーズを考慮した魅力ある商店街づくりを促進し、賑わいの創出と回遊性の向上を図ります。(商工振興課、まちづくり推進課)</p>	

施 策	主担当	商工振興課
541-02	創業者や商店街の意欲的な取組への支援	
施策の目標	創業やイベントなど、創造的・意欲的な人材や取組を支援し、商業を活性化する新しい息吹と活力の導入を目指します。	
主な取組	<p>①創業や空き店舗の活用など、意欲的な取組やチャレンジする人への支援を充実するとともに、商工団体などと連携し、商店街のリーダーや活性化に取り組む人材育成を支援します。(商工振興課)</p> <p>②集客や賑わいの創出など商業の活性化につながるイベントを支援します。(商工振興課)</p>	

施 策	主担当	商工振興課
541-03	<b>地域商業の強化と環境整備</b>	
施策の目標	地域の商店・商店街の経営力強化や商業環境の整備を支援し、地域と密着した利便性の高い商業の展開を目指します。	
主な取組	<p>①商店街の環境整備や情報発信に向けた取組を支援します。(商工振興課)</p> <p>②店舗の減少など商業機能が低下した地域における商業活動の促進に向けた取組について検討します。(商工振興課)</p> <p>③制度資金の融資あっ旋などを通じ、中小企業の経営基盤の安定化と経営強化を支援します。(商工振興課)</p> <p>④商工業の指導体制の強化に向けて商工団体の活動を支援するとともに、商工会議所と商工会の統合を促進します。(商工振興課)</p> <p>⑤本市の土地利用や地域づくりとの整合を図りながら、適切な商業施設の立地と良好な商業環境の形成を図ります。(商工振興課)</p>	

## 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち 【産業・経済分野】

### 政策5－5 人材の育成と雇用機会の確保

#### 施策の体系

551 安定した地域雇用の確保

01 雇用促進と人材の育成・活用

02 勤労者福祉の充実

基本施策	主担当	産業振興部
551 安定した地域雇用の確保		
方針（基本施策の目指すもの）		
働きたい人が適性に応じて仕事に就くことができ、いきいきと働き続け、安定した社会生活を送ることができる環境を目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
働きたい人が仕事につきやすい環境がある		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
有効求人倍率	0.65倍	1.0倍
市がインターンシップ（職場体験）を受け入れた者の数	366人	400人

#### 【現況と課題】

- ◇有効求人倍率が低迷し雇用情勢が厳しい中、就業への継続的な支援が必要です。
- ◇景気停滞の影響などにより非正規雇用者の割合が増加し、若年無業者数も高い水準で推移していることから、関係機関と連携を図りながら、雇用の安定と促進を図る必要があります。
- ◇中・高年齢者、子育て中または子育て後の女性、障害者などが安定した仕事に就きにくい状況にあり、これらの人たちの雇用機会拡大に向けた取組が求められています。

#### 【図表】

- ◇有効求人倍率

施 策	主担当	産業政策課
551-01	<b>雇用促進と人材の育成・活用</b>	
施策の目標	<p>就業の相談・支援体制の強化、技能や技術の活用などにより、女性・若年者・高齢者などが各自の適性に応じた仕事に就きやすい環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①ハローワークなどの関係機関と連携し、長野市職業相談室でのキャリア・カウンセリングなど求職者への就職支援を積極的に進めます。また、勤労者や求職者のキャリアアップやスキルアップにつながる職業訓練などの取組を進めます。(産業政策課)</p> <p>②長野県若年者就業サポートセンター（ジョブカフェ信州）などの関係機関と連携し、若者の職業意識の形成と就職を支援します。(産業政策課)</p> <p>③職業相談の実施などにより、高齢者の就業機会拡大を支援するとともに、経験豊富な人材の活用や技術継承を促進します。(産業政策課)</p> <p>④男女共同参画の視点に基づき、女性の就業機会拡大を支援します。また、事業所への啓発などを通じ、子育て世代の親が仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。(産業政策課、男女共同参画推進課、保育家庭支援課)</p> <p>⑤関係機関などと連携し、障害者雇用の促進を図ります。また、各種支援制度の周知や事業所への啓発などを通じて、障害のある人が安心して仕事を続けることのできる環境づくりを進めます。(産業政策課、障害福祉課)</p> <p>⑥地域雇用の安定化に向け、雇用の受け皿となる企業立地の推進と新たな産業の創出に向けた取組を進めます。(産業政策課、商工振興課、農政課)</p>	

施 策	主担当	産業政策課
551-02	<b>勤労者福祉の充実</b>	
施策の目標	<p>関係機関と連携した労働環境の改善や、中小企業の福利厚生の支援、研修機会の提供などにより、勤労者がいきいきと働く環境を目指します。</p>	
主な取組	<p>①勤労者向けの福祉施設を活用し、自己啓発や教養講座など福利厚生の場と機会を提供します。(産業政策課、男女共同参画推進課)</p> <p>②生活資金融資の実施や中小企業の共済等への加入の奨励などを通じ、勤労者の生活向上と福祉の増進を支援します。(産業政策課)</p>	

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6－1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

#### 施策の体系

611 多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進

01 秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生

基本施策	主担当	都市整備部
611	多核心連携※を目指したコンパクトなまちづくり※の推進	
方針（基本施策の目指すもの）		
身近な生活圏を中心とした拠点地域づくりと、多機能で魅力的な核となる中心市街地の再生を図るとともに、それらを公共交通ネットワークなどで結び、相互に機能分担する、暮らしやすいまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
魅力と賑わいがある中心市街地が整備されている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
土地区画整理事業施行済面積（累計）	784.8ha	858.8ha
市街地再開発事業実施地区面積（累計）	5.20ha	6.20ha
中心市街地（長野銀座地区）の歩行者通行量	23,145人	25,000人
市内の地域循環バス・空白型乗合タクシー・中山間地域輸送システムの年間利用者数	27万人	28万人

#### 【現況と課題】

- ◇人口減少や少子・高齢化の進展など、社会の構造的な変化に対応するため、開発型から保全型への土地利用の転換が求められており、身近な生活圏を中心とした拠点地域づくりと、公共交通網や道路整備と連携した機能的で集約型のまちづくりが必要です。
- ◇中心市街地の衰退・空洞化が進み、活力や求心力が低下しており、多様な都市機能を集積し、まちなかの暮らしと賑わいを再生する必要があります。

#### 【図表】

- ◇土地区画整理事業施行済地区数及び面積（累計）
- ◇中心市街地（長野銀座地区）の歩行者通行量

※多核心連携…長野地区・篠ノ井地区・松代地区など、身近な生活圏の中心となる複数の拠点地域が連携すること。  
 ※コンパクトなまちづくり…市街地の外延的拡大を抑制し、適正な土地利用を図りながら、身近な生活圏を中心とした拠点地域の形成を図り、それらを公共交通などで結び、相互に機能分担する集約化したまちづくりのこと。

施 策	主担当	都市計画課
611-01	秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生	
施策の目標	地域の特性をいかした身近な生活圏の形成や計画的な土地利用・都市機能の集積などにより、魅力的な中心市街地をはじめ、多くの核となる拠点地域が機能的に連携したコンパクトなまちを目指します。	
主な取組	<p>①都市計画マスターplan<sup>*</sup>に基づき、区域区分（線引き）<sup>*</sup>により計画的に規制・誘導し、適正な土地利用と健全な市街地整備を図ります。（都市計画課、区画整理課）</p> <p>②自然環境や農地を保全しながら、市街地の合理的な土地の利活用を推進します。（都市計画課）</p> <p>③鉄道駅・学校・行政支所などの拠点機能を中心に、地域の特性をいかしながら、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。（都市計画課、交通政策課）</p> <p>④事業者・関係団体などと協働<sup>*</sup>し、密集市街地での家屋の建替え等、市街地の防災性を高めながら、既存市街地の再整備を推進するとともに、公共施設などの既存ストックの有効活用を推進します。（都市計画課、区画整理課、まちづくり推進課）</p> <p>⑤市民・商業者・地権者・関係団体などとの協働による市街地再生の取組や主体的にまちづくり活動に取り組む人材の育成を推進します。（まちづくり推進課）</p> <p>⑥小路・路地の再生やまちなかの緑・水路を活用した散策・回遊できる街並みの形成を図ります。（まちづくり推進課）</p> <p>⑦交流拠点の整備、低未利用地<sup>*</sup>の利活用、再開発事業と商業の一体的な取組などにより、多様な都市機能を集積し、中心市街地の再生を推進するとともに、まちなか居住を促進し、コミュニティ<sup>*</sup>の再生を図ります。（まちづくり推進課、住宅課）</p> <p>⑧都市の顔にふさわしい拠点として、長野駅周辺の整備を進め、交通結節機能の充実を図ります。（都市計画課、駅周辺整備局、交通政策課）</p> <p>⑨通過交通を抑制し、市街地交通の円滑化を図るとともに、中央通りの歩行者優先道路化や循環バスなどにより、まちなかの移動手段の充実を図ります。（都市計画課、交通政策課）</p>	

\*都市計画マスターplan…市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、「全体都市づくり構想」、「地域別街づくり構想」、「計画の実現に向けて」の主な構成からなる、まちづくりのビジョンのこと。

\*区域区分（線引き）…都市計画区域を、すでに市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域（市街化区域）と、市街化をおさえる区域（市街化調整区域）に区分すること。

\*協働…市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

\*低未利用地…既成市街地内の更地、遊休化した工場・駐車場、商店街の空き店舗、密集住宅地内の空家など、有効に利用されていない土地のこと。

\*コミュニティ…同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

#### 施策の体系

##### 612 快適に暮らせるまちづくりの推進

- 01 ユニバーサルデザインのまちづくり
- 02 快適な住環境の整備

基本施策	主担当	建設部												
612	快適に暮らせるまちづくりの推進													
方針（基本施策の目指すもの）														
<p>ユニバーサルデザイン*を取り入れた公共施設などの整備や快適な住環境の整備により、暮らしやすいまちづくりを推進し、住み続けたくなるまちを目指します。</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th>アンケート指標（市民が思う割合）</th> <th>現状値(H23)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設や歩道は、すべての人にやさしく暮らしやすいといつくりとなっている</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)	公共施設や歩道は、すべての人にやさしく暮らしやすいといつくりとなっている								
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)												
公共施設や歩道は、すべての人にやさしく暮らしやすいといつくりとなっている														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: yellow;"> <th>基本施策指標（成果を示すもの）</th> <th>現状値(H22)</th> <th>目標値(H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩車道の段差解消箇所数（累計）</td> <td>207 か所</td> <td>327 か所</td> </tr> <tr> <td>建築協定及び地区計画数（累計）</td> <td>26 件</td> <td>33 件</td> </tr> <tr> <td>市営住宅の空家率</td> <td>16.7%</td> <td>14.0%</td> </tr> </tbody> </table>			基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)	歩車道の段差解消箇所数（累計）	207 か所	327 か所	建築協定及び地区計画数（累計）	26 件	33 件	市営住宅の空家率	16.7%	14.0%
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)												
歩車道の段差解消箇所数（累計）	207 か所	327 か所												
建築協定及び地区計画数（累計）	26 件	33 件												
市営住宅の空家率	16.7%	14.0%												

#### 【現況と課題】

- ◇高齢者・障害者・子ども連れ等が安心して行動できるまちづくりが求められており、すべての人が使いやすい公共施設などを整備する必要があります。
- ◇住宅に対するニーズが多様化する中、くつろぎや豊かさを実感し、だれもが安心して住める住宅を普及促進していく必要があります。
- ◇公営住宅については、安全性を確保するとともに、老朽化した既存住宅の居住水準の向上を図る必要があります。

#### 【図表】

- ◇歩車道の段差解消箇所数（累計）
- ◇公営住宅戸数

\*ユニバーサルデザイン…障害の有無や年齢などに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていこうという考え方のこと。

施 策	主担当	建築指導課
612-01	ユニバーサルデザインのまちづくり	
施策の目標	ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進し、すべての人が安心して行動できる、やさしい環境を目指します。	
主な取組	①すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公共建築物の整備を進めるとともに、民間建築物などへの指導や啓発によるバリアフリー※化を促進します。(建築指導課、建築課) ②道路交差部における歩車道の段差解消や歩道幅員の確保を推進し、歩行者通行の円滑化を図ります。(道路課) ③市民・観光客・外国人が分かりやすい道路標識などの充実を図ります。(道路課・都市計画課・まちづくり推進課)	

施 策	主担当	住宅課
612-02	快適な住環境の整備	
施策の目標	建築協定※や地区計画※などによる市民主体のまちづくりの支援、住宅等の安全性の向上などにより、だれもが快適に暮らせる住環境を目指します。	
主な取組	①中高層建築物の建築主等に対して、適正に指導し、日照や電波障害などの居住環境に関するトラブルの防止を図ります。(建築指導課) ②建築協定や地区計画への誘導など、市民主体のまちづくりを支援し、良好な住環境の整備を促進します。(建築指導課・都市計画課) ③旧耐震基準の木造住宅などに対する耐震診断や耐震補強工事を支援し、震災に備えた耐震対策を促進します。(建築指導課) ④建築物のアスベストの分析調査や除去工事を支援し、アスベストによる健康被害の防止を図ります。(建築指導課) ⑤住宅相談窓口の相談体制の充実を図り、利用しやすい窓口として、住まいに関する様々な情報を提供します。(住宅課) ⑥社会ニーズ等に合わせた公営住宅の利活用を図るとともに、統廃合と耐震化などを推進します。(住宅課) ⑦住民の合意を得ながら、既成市街地などで分かりやすい住居表示を推進します。(庶務課)	

※バリアフリー…障害者や高齢者等が日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的・制度的・心理的に障害となるものを除去すること。

※建築協定…市の条例に基づき、一定の区域内の土地所有者等の合意の下に、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定のこと。

※地区計画…良好なまちづくりを誘導するため、そこに住む住民と協力して、地区の特性に応じた建築制限などを都市計画で定めること。

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6-1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

#### 施策の体系

##### 613 地域の特性をいかした景観の形成

01 地域の特性をいかした景観の誘導

02 伝統的な景観の保全と形成

基本施策	主担当	都市整備部		
613	<b>地域の特性をいかした景観の形成</b>			
<b>方針（基本施策の目指すもの）</b>				
歴史や文化に育まれた建造物等を保存しながら、恵まれた自然環境と調和する、地域の特性をいかした景観を形成し、市民が誇りと愛着を感じられるまちづくりを目指します。				
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)		
歴史的街並みや自然環境に調和した景観が整備されている				
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)		
景観形成市民団体の認定数（累計）	6 団体	8 団体		
景観重要建造物の指定数（累計）	5 件	8 件		
街なみ環境整備事業※の進捗率（累計）	42.0%	100.0%		

#### 【現況と課題】

- ◇幹線道路沿いなど郊外を中心に景観を阻害する建築物や屋外広告物等が乱立しており、良好な景観を誘導する必要があります。
- ◇豊かな自然環境に恵まれた地域が周辺に多く、これに調和した景観を形成する必要があります。
- ◇善光寺周辺や松代など、歴史と文化に培われた落ち着きある景観や街並みに恵まれており、それらをいかした景観づくりを進める必要があります。

#### 【図表】

- ◇景観形成市民団体の認定数（累計）
- ◇景観重要建造物の指定数（累計）

※街なみ環境整備事業…国の要綱に基づき、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成に向けた街並み形成を促進するため、住民と一体となって住環境の整備改善を実施する事業のこと。善光寺周辺と松代地区で、歴史的景観等の保全のために取り組んでいる。

施 策	主担当	まちづくり推進課
613-01	地域の特性をいかした景観の誘導	
施策の目標		市民や事業者の景観意識の高揚を図るとともに、豊かな自然環境や眺望などに配慮した、地域の特性をいかした景観形成の誘導を目指します。
主な取組		<p>①山や河川等を景観資源として捉え、地区ごとの特性をいかし、自然環境などに調和した景観の誘導を図ります。(まちづくり推進課)</p> <p>②商業・業務地、工業地、住宅地などの地域区分に応じた景観形成基準により、大規模な建築行為や屋外広告物等の規制・指導・誘導を図ります。(まちづくり推進課)</p> <p>③住民の合意による景観協定など、地区ごとの特性に応じたルールにより、景観の形成を推進します。(まちづくり推進課)</p> <p>④景観形成に積極的に取り組む団体を景観形成市民団体として認定し、景観協定などに向けた活動を支援します。(まちづくり推進課)</p> <p>⑤水や緑を活用するなどの優れた景観の形成に貢献する建築物等に対する表彰やフォーラムの開催などを通じ、市民・事業者の景観に関する意識の高揚を図ります。(まちづくり推進課)</p>

施 策	主担当	まちづくり推進課
613-02	伝統的な景観の保全と形成	
施策の目標		地域の特性をいかした歴史ある街並みの保全・整備により、伝統と文化を感じられる景観の形成・継承を目指します。
主な取組		<p>①善光寺周辺地区や松代地区において、住民と協働し、門前町や城下町の歴史的な街並み景観を計画的に整備・保全します。(まちづくり推進課)</p> <p>②景観形成などに向けた住民の活動を支援するとともに、景観重要建造物※等の指定と保全を推進し、各地区にふさわしい景観の保全と形成を図ります。(まちづくり推進課)</p>

※景観重要建造物…市の条例に基づき、景観形成上重要な価値がある建造物として市が指定したもののこと。

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6－2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

#### 施策の体系

##### 621 交通体系の整備

###### 01 公共交通機関の整備

###### 02 利用しやすい交通環境の整備

基本施策	主担当	企画政策部
621	交通体系の整備	
方針（基本施策の目指すもの）		
市民・地域・事業者・関係団体・行政が一体となった交通体系の整備を推進し、環境負荷の軽減を考慮しながら交通の円滑化を図り、市民や観光客が快適に市内を移動できる公共交通が充実したまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
公共交通機関が、利便性と環境負荷の軽減を考慮しながら整備されている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
市内路線バスの年間利用者数	717 万人	739 万人
市内の地域循環バス・空白型乗合タクシー・中山間地域輸送システムの年間利用者数	27 万人	28 万人
市内鉄道駅の年間利用者数	3,944 万人 (H21)	4,062 万人

#### 【現況と課題】

- ◇市民にとって、公共交通は重要な役割を担っており、だれもが利用しやすい移動手段としていくことが必要です。
- ◇マイカー依存社会が進展し、公共交通機関の利用者が減少している中、環境負荷の軽減や交通渋滞を緩和するため、公共交通や自転車の利用促進を図る必要があります。

#### 【図表】

- ◇鉄道・路線バス乗車人員

施 策	主担当	交通政策課
621-01	<b>公共交通機関の整備</b>	
施策の目標	地域の特性や市民ニーズに合った公共交通システム※の構築を図り、環境負荷の少ない、快適で日常生活を支える移動手段の確保を目指します。	
主な取組	<p>①中山間地域におけるデマンドタクシー※や市バスなど、地域の特性や移動需要に見合った生活交通を維持・確保します。(交通政策課)</p> <p>②乗合タクシーや地域循環コミュニティバス※など、生活拠点や地域拠点を結ぶ移動手段を確保・充実し、交通不便地域の解消を図ります。(交通政策課)</p> <p>③既存バス路線を維持するとともに、移動需要に見合った市街地バス路線の再編を検討します。(交通政策課)</p> <p>④北陸新幹線沿線の自治体などと連携し、長野以北の新幹線の建設促進と並行在来線の利用促進等による安定的な存続運行の実現を目指します。(交通政策課)</p> <p>⑤鉄道事業者の設備整備を支援し、鉄道輸送の安全性や利便性の向上を促進します。(交通政策課)</p>	

※公共交通システム…公共交通機関（バス・軌道交通）などの機能強化による利用しやすい移動手段としての公共交通体系のこと。

※デマンドタクシー…通常のバス路線では対応できない交通需要に対応するため、運行管理センターで利用者からの要求を受信し、最適輸送の路線・時間を組み立てて、無線などを通じてタクシーを指示運行させる交通システムのこと。

※地域循環コミュニティバス…地域住民の利便性の向上や移動手段を確保することを目的として、一定区域内を運行するバスで、地域の実情に合わせ、車両仕様・運賃・ダイヤなどを工夫したバスサービスのこと。

施 策	主担当	交通政策課
621-02	利用しやすい交通環境の整備	
施策の目標		地域の公共交通を社会全体で支える仕組みの構築により、様々な交通手段が円滑に機能し、使いやすく、分かりやすい交通環境の整備を目指します。
主な取組		<p>①ノーマイカーデー※等と連動したモビリティ・マネジメント※、パーク・アンド・ライド※などを実施し、マイカーから公共交通機関への転換を促進します。(交通政策課)</p> <p>②既存の交通体系を活用し、バス相互やバスと電車の連携など、公共交通機関のネットワーク化を図ります。(交通政策課)</p> <p>③ICカード※の導入、バス路線等の分かりやすい情報提供などにより、バス利用者の利便性の向上を図ります。(交通政策課)</p> <p>④駅・バス停周辺に自転車駐車場を整備し、自転車利用者の利便性の向上を図り、公共交通機関への乗換えを促進します。(交通政策課)</p>

※ノーマイカーデー…事業所や官公庁等を対象として、毎月1回、週1回など日を定め、マイカー利用を抑制し、公共交通機関の利用を促すこと。

※モビリティ・マネジメント…アンケート調査や講演などにより、公共交通機関を適切に利用するように、個人の自発的な移動手段の転換を促す取組のこと。

※パーク・アンド・ライド…市街地の道路混雑の解消や、環境負荷の軽減を図るために、郊外に設置された駐車場にマイカーを駐車し、そこから目的地まで公共交通機関を利用すること。

※ICカード…電子マネーなどの各種の情報(データ)の記録や演算のための集積回路(IC: Integrated Circuitsの略)チップを組み込んだキャッシュカード大のカードのこと。ICカードの導入により、利用者は、1枚のカードで、小銭を扱わずに、迅速な改札通過・乗降が可能となり、運賃割引などの各種サービスを享受できる。

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6－2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

#### 施策の体系

##### 622 道路網の整備

###### 01 広域道路網の整備

###### 02 生活道路の整備

基本施策	主担当	建設部
622	道路網の整備	
方針（基本施策の目指すもの）		
都市機能を支える体系的な道路ネットワークを形成するとともに、市民に身近な生活道路の整備・改善を図り、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
日常生活において、使いやすい道路が整備されている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
都市計画道路の整備率	56.1%	60.0%
生活道路（市道）の整備延長（累計）	1,786km	1,810km
歩道・自転車歩行者道など（市道）の整備延長（累計）	288km	294km

#### 【現況と課題】

- ◇市街地への流入部や市街地内を中心に渋滞が発生しており、広域道路網や橋梁の整備・改善を図るとともに、公共交通と一体性のある道路整備を進める必要があります。
- ◇生活道路においては、幅員が狭いなど、生活に支障をきたしているところがあり、高齢化の進展などを見据えながら、安全で安心して通行できる道路整備を進める必要があります。

#### 【図表】

- ◇市内道路延長及び舗装率（国道・県道・市道）

施 策	主担当	道路課
622-01	<b>広域道路網の整備</b>	
施策の目標	<p>広域幹線道路をはじめ、市内の幹線道路網を体系的に整備することにより、円滑に移動できる道路ネットワークの確立を目指します。</p>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①外環状道路である東外環状線、北部幹線など、市内外を円滑に結ぶ広域幹線道路の整備を推進します。(道路課・都市計画課)</li> <li>②国・県と連携し、市街地の移動性を高める幹線道路を計画的・重点的に整備するとともに、公共交通の走行円滑化や利便性の向上と一体化した道路整備を推進します。(道路課・都市計画課・交通政策課)</li> <li>③市街地と周辺の生活拠点や観光拠点を機能的に結ぶ道路ネットワークを改善・強化します。(道路課・都市計画課)</li> <li>④計画的な点検や長寿命化工事などにより、橋梁の安全性の確保を図ります。(維持課・道路課)</li> </ul>	

施 策	主担当	道路課
622-02	<b>生活道路の整備</b>	
施策の目標	<p>生活道路などの整備を図り、日常生活を支え、安全で安心して利用できる道路環境を目指します。</p>	
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民の合意を得ながら、地域の実情に応じた生活道路の改良を進めるとともに、建築基準法に基づく狭い道路の解消を図ります。(道路課・建築指導課)</li> <li>②適切な補修などにより、生活道路の安全性の確保を図ります。(維持課・道路課)</li> <li>③自転車歩行者道・自転車レーンなどの整備を推進し、歩行者と自転車交通の安全の確保及び自転車利用の促進を図ります。(道路課・交通政策課)</li> </ul>	

## 6 多様な都市活動を支える快適なまち【都市整備分野】

### 政策 6－2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

#### 施策の体系

623 高度情報化の推進

01 情報通信基盤の整備

基本施策	主担当	総務部
623		
<h3>高度情報化の推進</h3>		
方針（基本施策の目指すもの）		
日常生活の中で、だれもが情報通信技術の利便性を受けることができる環境をつくり、高度情報化に適応したまちを目指します。		
アンケート指標（市民が思う割合）	現状値(H23)	目標値(H28)
高速インターネットなどの情報通信サービスを利用できる環境が整っている		
基本施策指標（成果を示すもの）	現状値(H22)	目標値(H28)
長野市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数	194 万人	228 万人
フルネットセンターの年間利用者数	12,524 人	16,900 人

#### 【現況と課題】

- ◇情報通信技術が日々進歩している中、その利便性をだれもが等しく受けることができる環境を整備する必要があります。
- ◇インターネットによる犯罪やプライバシーの侵害などが社会問題になっており、情報に対する正しい理解と認識を深めるとともに、情報セキュリティの確保に努める必要があります。

#### 【図表】

- ◇フルネットセンターの年間利用者数
- ◇長野市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数

施 策	主担当	情報政策課
623-01	<b>情報通信基盤の整備</b>	
施策の目標	地域の情報格差の解消や市民の情報活用能力の向上を図り、日常生活の中で、だれもが情報通信技術の利便性を等しく受けることができる情報通信環境を目指します。	
主な取組	<p>①市内全域で高速インターネットなどの情報通信サービスを受けることができる情報通信基盤の整備を促進します。(情報政策課)</p> <p>②フルネットセンターでのパソコン教室の開催など、市民のニーズに合わせた情報通信サービスの利用支援を図ります。(情報政策課)</p> <p>③財団法人地方自治情報センター※などと連携し、高度情報化に対応した個人情報保護と情報セキュリティ対策を推進します。(情報政策課)</p> <p>④インターネットなどの情報通信技術を活用した行政サービスの高度化を図り、行政手続きの電子化を推進します。(情報政策課)</p>	

※財団法人地方自治情報センター…地方自治体におけるコンピュータの有効かつ適切な利用の促進を図るために創設されたコンピュータ専門機関のこと。



## 第4編 財政推計

## 1 財政推計

第四次長野市総合計画後期基本計画の施策展開に向け、今後の本市財政の「全体的なイメージ」を示すため、中長期的な財政推計を掲げます。

この推計は、平成 23 年 3 月に推計したもので、今後見込まれる社会保障関係費の増大への対応や本市が取り組む施策の実現を図る上で、財政運営上の参考として作成したものです。

なお、財政推計は、中長期的な観点から、本市が推進する施策の実現と財政規律の確保を担保するため、毎年、予算編成に併せて作成しているものです。

### ◇財政推計の考え方

◆市税については、個人市民税及び法人市民税は、リーマンショック後の穏やかな景気回復を考慮し若干の増加を見込むとともに、税制改正による増加を見込んでいます。

固定資産税は、毎年の家屋の新增築を見込むものの、土地評価額の下落等を考慮し、3年に1度の評価替ごとに減少するものと見込んでいます。

市税全体では、総額に大きな増減はなく、一定額を確保するものと見込んでいますが、今後は、国における「税財政改革」等の動向を注視する必要があります。

◆地方交付税<sup>\*3</sup>については、普通交付税は2度の合併による合併算定替<sup>\*4</sup>の適用期間に基づいて、その影響を考慮するとともに、税収の増減を交付税に反映させて見込んでいます。また、特別交付税については、現行と同規模で推移するものと見込んでいます。

地方交付税全体の総額では、減少傾向で見込んでいます。

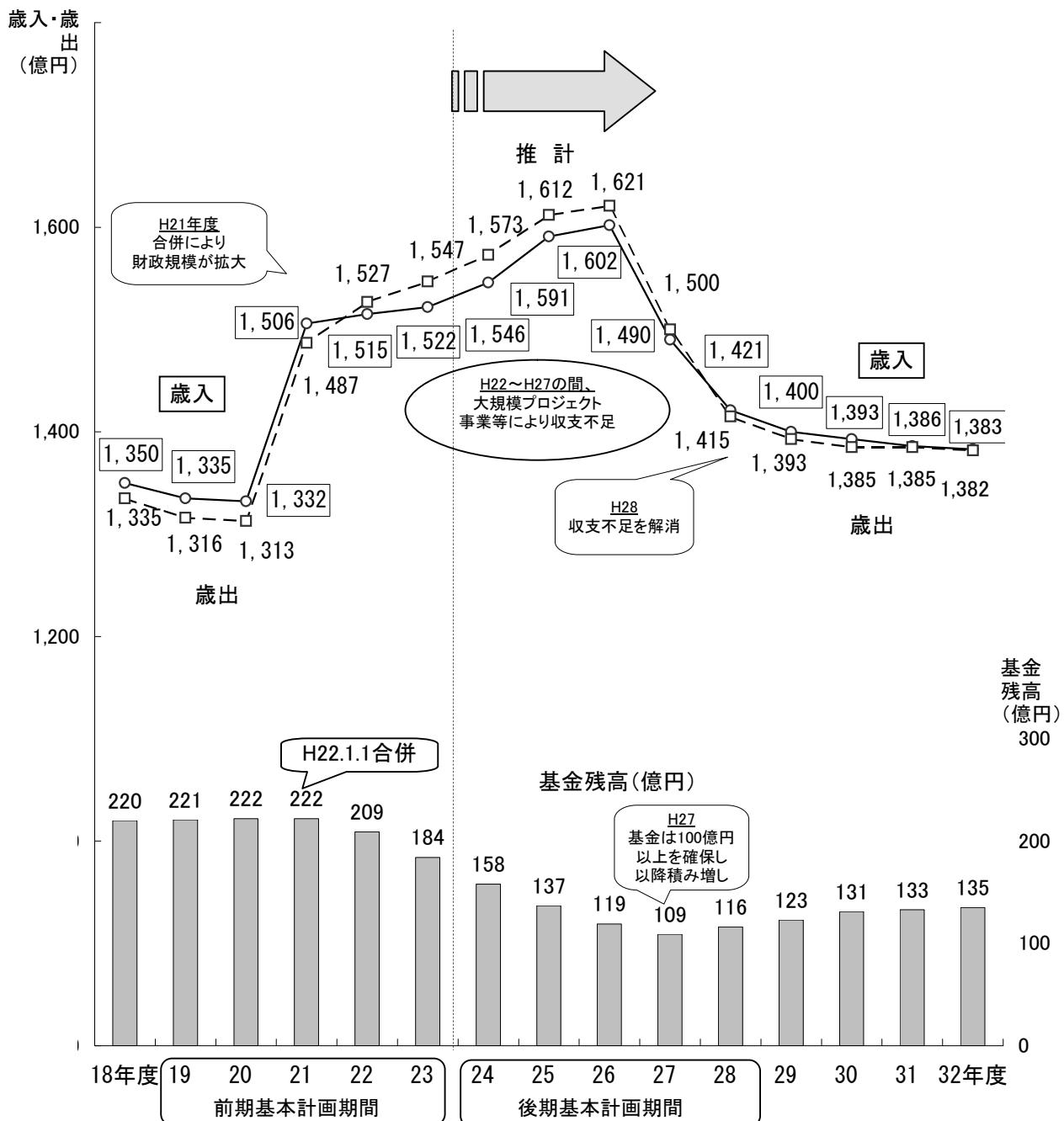
◆普通建設事業費<sup>\*5</sup>については、今後多額の経費を要することとなる8つの大規模プロジェクト事業の進捗を見込んでいます。

そのため、大規模プロジェクト事業がピークを迎える平成 26 年度までは、市単独事業は抑制基調で見込んでいます。

補助事業については、国・県からの補助金を受けて実施する事業であることから、現行と同規模で推移するものと見込んでいます。

◆扶助費<sup>\*6</sup>については、生活保護費を中心に増加傾向が数年続くものと見込んでいます。

- ◆人件費については、給与を現行水準と見込んだ上で、職員数は第四次長野市定員適正化計画を参考に減少するものと見込むとともに、退職手当は、定年退職者の所要額を見込んでいます。
- ◆公債費<sup>\*7</sup>については、大規模プロジェクト事業をはじめ、普通建設事業費等の財源となる市債<sup>\*8</sup>の発行は、平成 26 年度にピークを迎えると見込んでいますが、市債の元利償還金である公債費は、オリンピック施設に係る公債費が今後減少することなどにより、現在の公債費の水準以下で推移するものと見込んでいます。
- ◆上記のような歳入歳出の見込みから、財政推計では、平成 28 年度に普通会計収支の黒字化を見込んでいます。

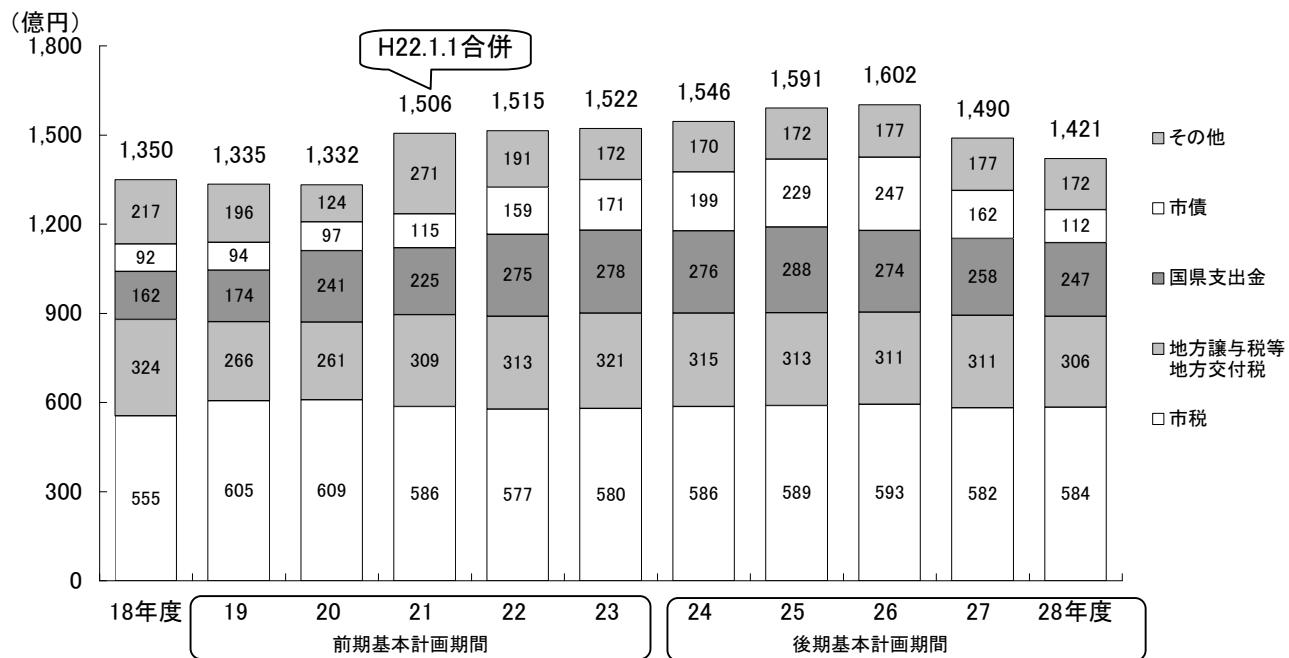
(1) 歳入・歳出（普通会計<sup>\*1</sup>）と財政調整のための基金<sup>\*2</sup>残高【平成18年度～32年度】

注1： 平成18年度から21年度までは決算額、22年度は3月補正後予算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。

注2： 歳入は、歳入総額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額

注3： 財政調整のための基金残高は、財政調整基金・減債基金・土地開発基金の残高の合計  
(減債基金には住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。)

## (2) 歳入(普通会計)【平成18年度～28年度】

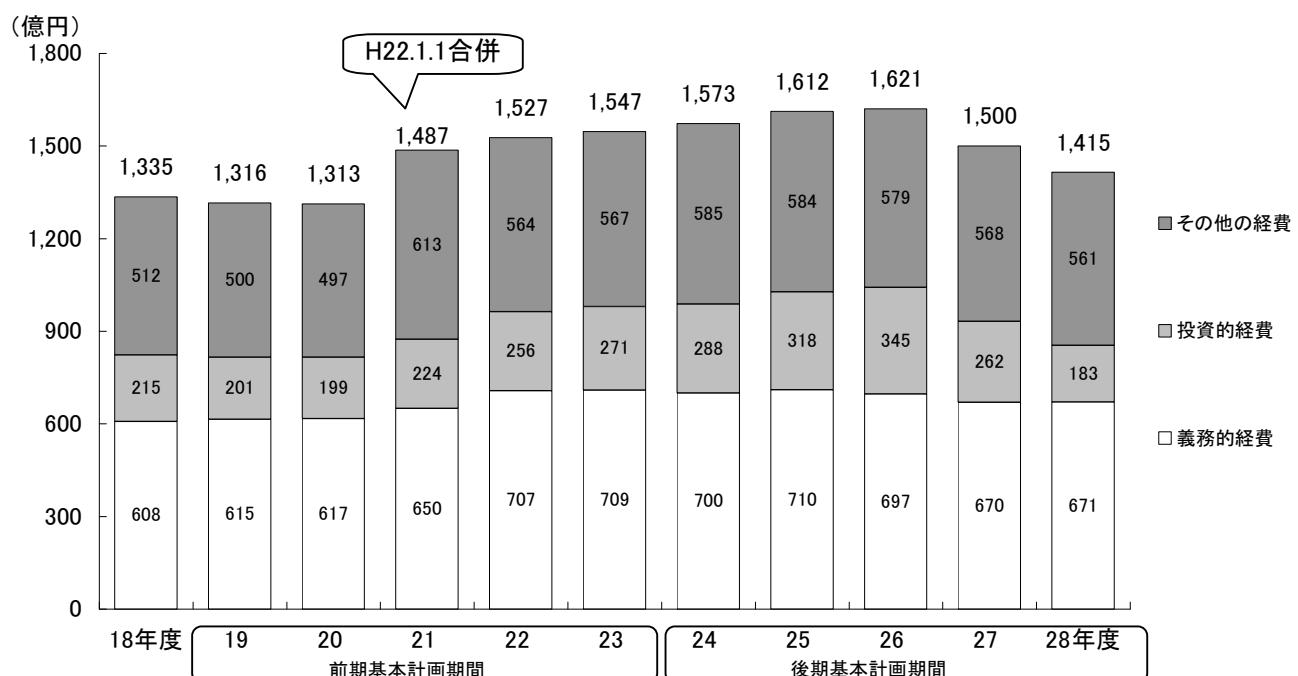


注1： 平成18年度から21年度までは決算額、22年度は3月補正後予算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。

注2： 歳入は、歳入総額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた金額

注3： 21年度は、合併日(H22.1.1)前の合併町村決算額を含む。

## (3) 歳出(普通会計)【平成18年度～28年度】



注1： 平成18年度から21年度までは決算額、22年度は3月補正後予算額、23年度は当初予算額、24年度以降は推計値である。

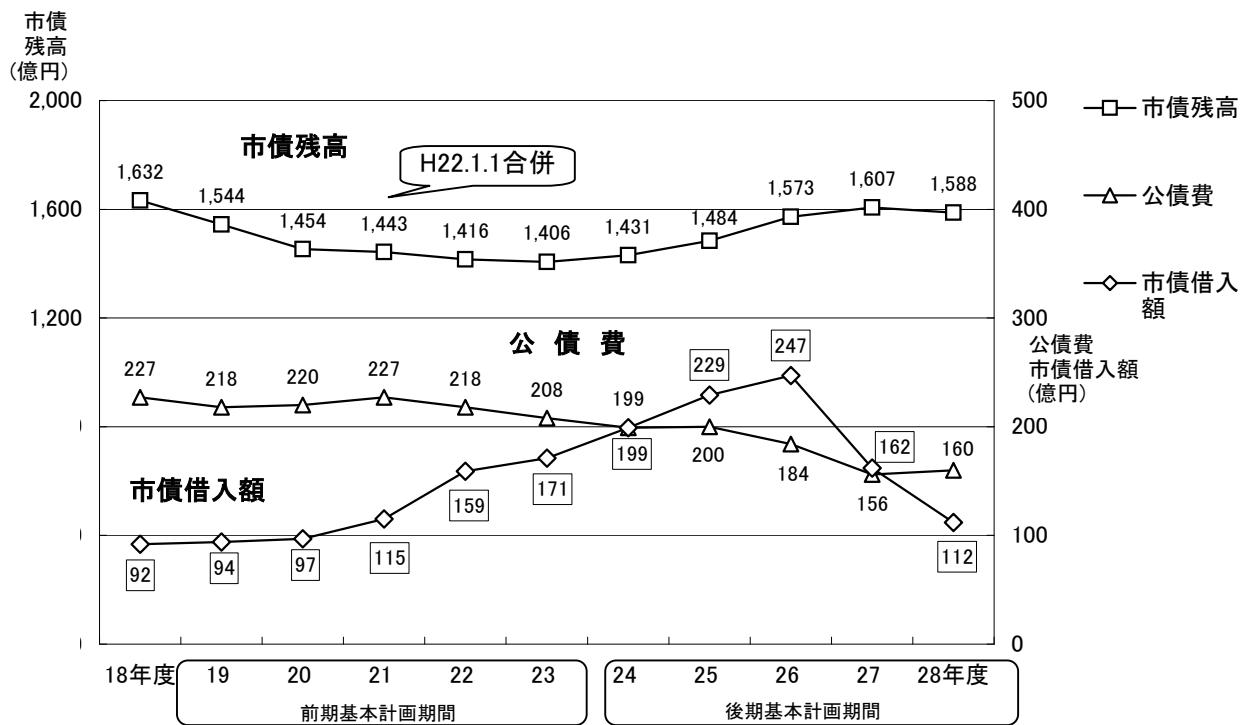
注2： 21年度は、合併日(H22.1.1)前の合併町村決算額を含む。

注3： 義務的経費は、人件費・扶助費・公債費の計。

注4： 投資的経費は、普通建設事業費・災害復旧事業費の計。

注5： その他の経費は、物件費・維持修繕費・補助費等・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金の計。

(4) 公債費<sup>※7</sup>と市債<sup>※8</sup>残高(普通会計)【平成18年度～28年度】



※1 普通会計

各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計で、国が定める地方財政状況調査(決算統計)上における会計区分のこと。市では一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計・母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計・公共用地取得事業特別会計・授産施設特別会計を合算したものをいう。

※2 基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。財政調整のための基金は、年度間の財源の不均衡を調整し、長期的視野に立った計画的な財政運営を行う目的で設置しているものである。

※3 地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうるように財源を保障する見地から、国が一定の合理的基準によって地方団体に再配分するものであり、その使途は地方の自主的な判断で使用できる財源のこと。

なお、普通交付税は標準的な税収入等と合理的かつ妥当な財政需要額を算定し、財源不足となる地方自治体に交付するものであり、特別交付税は災害等の特別の財政需要に対して交付するものである。

※4 合併算定替

市町村合併に対する国の財政支援の1つで、普通交付税において、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税額を保障する制度のこと。

本市においては、平成17年1月の合併、22年1月の合併とともに26年度まで満額が保障され、31年度までの5年間は激変緩和期間として一定額が保障されるものである。

※5 普通建設事業費

道路・橋梁・学校・庁舎等公共用施設の新增設など、社会資本整備に要する経費のこと。

※6 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。

※7 公債費

市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費のこと。

※8 市債

市が歳入の不足を補うために、金銭を借り入れることによって負担する債務のこと。